

686-55



1200501579108

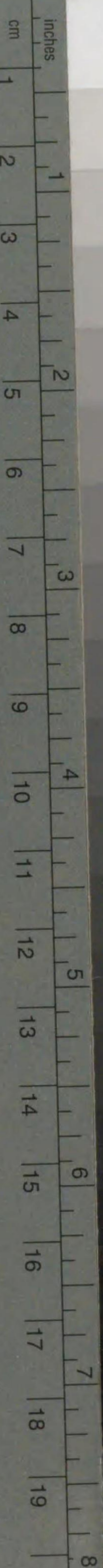
36
55

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

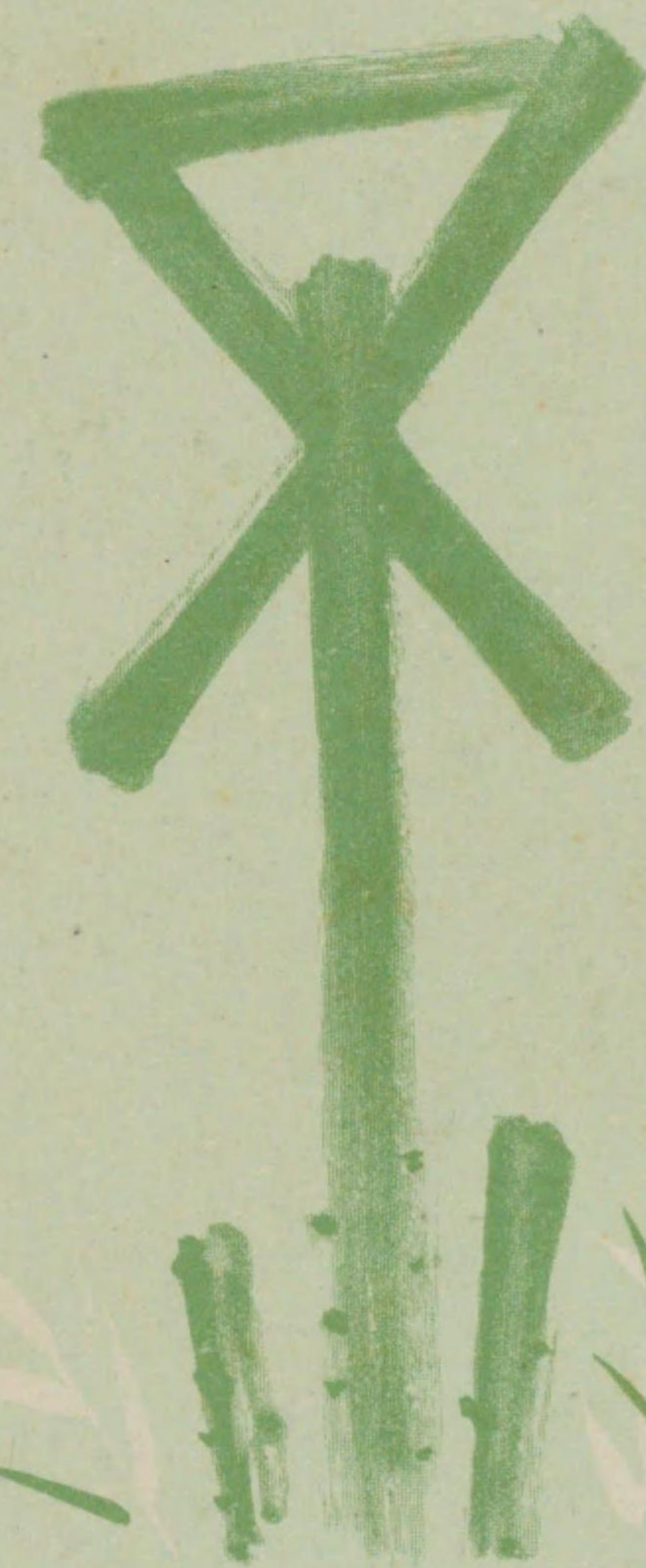
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak







大阪市域擴張史



序

本市多年の懸案であつた第二次市域擴張は、大正十四年四月一日、東西兩成郡四十四ヶ町村の併合に依つて解決せられ、斯くして本市は面積に於て百二十七平方料を増して百八十二平方料となり、人口に於て七十萬を加へて二百十一萬四千となり、正に我國第一位、世界第六位の大都市たるに至つた。

凡そ近代に於ける大都市が、其の發展途上に於て、接續町村を市域に編入するのは、内外に亘り屢々見るところであるが、本市第二次擴張に於けるが如き廣大なる地域

の編入は、本邦に於ては當時他に先例を存しなかつたところであつて、殊に數千町歩にも及ぶ農耕地を、市域に包容するに至つた一事は、我國都市行政史上空前にして且つ劃期的事象たるを失はない。然も此の市域の擴張は、市町村共に之を要望し、協力して實現に努力したのであつて、其の間大なる障碍もなく圓滿裡に解決せられたのであるが、これ亦他に多く其の類を見ないところである。爾來、本市は駭々として大なる發展を遂げ、今や人口二百七十餘萬を擁し、本邦最大の産業都市として宇内に確固たる地位を占むるに至つた。此の榮譽は實に第二次市域擴張の斷行に負ふところ大なるは言を跋たぬ。恰も

本年は其の十周年に當るので、本市に於ては盛大なる祝典を舉行して之を記念した。併し年と共に史料漸く散逸し、關係者の記憶も亦薄らがんとするので、此の際之を後昆に傳へんが爲め、史料を覓め、見聞を質して編入當時の事情を明にすると共に、擴張後に於ける本市政發展の狀況を併せ録して、爰に本書を上梓することゝした。惟ふに斯くの如き大事業が、さしたる支障もなく圓滿に解決するに至つたのは、當時關係者の先見と努力とに因るのであるが、又以て監督官廳及び各種報導機關の絶大なる援助の賜であつて、改めて衷心より深甚なる謝意を表する次第である。本書の編纂を終へんとするに當

り、斷腸の想ひを禁じ得ないのは、當時一身を忘れて、本事業達成の爲めに努力し、爾來市政の爲めに日夜盡瘁せられ、大大阪今日の基礎を鞏められた關前市長が、輝かしい市域擴張十周年の記念日を前にして、急に長逝せられたことである。

終りに臨み本書編纂の爲め、或は貴重なる資料を提供せられ、或は之が蒐集の爲め盡されたる各位に對し、厚く感謝の意を表す。

昭和十年四月

大阪市長 加々美武夫

十周年記念 大阪市域擴張史目次

前 篇

第一章 市域擴張前の大阪……………一

一 第一次市域擴張迄の大阪……………一

二 第一次市域擴張時代の大阪……………一〇

三 第二次市域擴張迄の大阪……………一七

第二章 市域擴張當時の狀況……………三三

一 概 説……………三三

二 市勢の發展……………三六

三 接續町村の都市化……………四四

四 負擔の不調和……………六一

五 教育施設の缺陷……………八六

六 保健上の障害……………九三

七 社會施設の缺陷……………一〇〇

八 土木施設の不備……………一〇六

九 警察上の問題……………一一四

一〇 各種組合の併立……………一三三

一一 法域の錯綜……………一三一

一二 都市計畫區域の決定……………一四九

第三章 市域擴張問題の經過

一 接近町村に關する調査……………一六九

二 市域變更調査會の設置……………一七三

三 市會の動向及府會の建議……………一八二

四 監督官廳の態度……………一九三

五 接近町村側の意嚮……………二〇一

六 關係市町村長の協議……………二一五

七 報道機關の論調……………二二七

第四章 市域擴張に關する諸問題

一 地域問題……………二三四

二 行政區の分割……………二四九

三 選舉區の歸屬……………二五八

四 學區の設置……………二六六

五 負擔の調和……………二七四

六 財産の處置……………二九八

七 町村吏員の引繼……………三〇四

八 各種公益團體の維持……………三〇九

九 町村の希望條件……………三二三

第五章 市域擴張の手續

三八

一 府知事の内申と主務省の承認……………三八

二 府知事の諮問と答申……………三三三

三 府知事の稟請と主務省の許可……………三三五

四 府知事の告示と聲明書……………三三三

第六章 市域擴張の實施

三三七

一 行政區劃及行政機關……………三三七

二 議員定數の改正……………三五八

三 學區の處置……………三六四

四 財産の引繼……………三七〇

五 市域擴張と追加豫算……………三六七

六 事務及事業の引繼……………三九六

七 吏員の引繼……………四〇六

八 農會、水利組合其他の公益團體……………四一〇

九 祝賀……………四二一

餘錄

一 町村の概況……………四三一

一 西成郡……………四三二

二 東成郡……………四四二

二 市域擴張關係者……………四五六

後篇

第一章 概 説 四六三

第二章 面積及人口 四六七

一 地勢、氣象及面積 四六七

二 人口 四七〇

第三章 行政組織 四八一

一 市行政組織の沿革 四八一

二 市行政組織の現状 四八五

三 區行政組織の沿革と現状 五〇〇

第四章 財 政 五〇五

一 概 説 五〇五

二 歳 計 五〇七

三 市 税 五二〇

四 財産及蓄積金 五二六

五 市 債 五二九

六 學 區 財 政 五三三

第五章 教 育 五三五

一 概 説 五三五

二 小學校及幼稚園 五三八

三 中等學校及其他諸學校 五五三

四 大學及專門學校……………五六一

五 社會教育……………五六六

第六章 都市計畫及一般土木……………五七六

都市計畫

一 概 說……………五七六

二 第一次都市計畫事業……………五八三

三 第二次都市計畫事業……………五八八

四 寢屋川及大阪驛前都市計畫事業……………五九一

五 土地區劃整理及町名地番整理……………五九五

六 府知事執行の都市計畫事業……………五九九

一般土木

一 道路及橋梁……………六〇二

二 河 川……………六一九

三 公園及動物園……………六三〇

四 水利組合……………六三七

第七章 上水道及下水道……………六四〇

上水道

一 概 說……………六四〇

二 上水道擴張工事……………六四四

三 事業成績……………六五〇

下水道

一 概 說……………六五六

二 下水道改良事業……………六五九

三 都市計畫下水處理事業……………六六六

第八章 保健衛生……………六七

- 一 概 説……………六七
- 二 傳染病豫防……………六七
- 三 結核豫防……………六九
- 四 汚物處理……………七〇
- 五 保育及醫療……………七三
- 六 其他の施設……………七三
- 七 衛生組合……………七九

第九章 社會事業……………七四

- 一 概 説……………七四
- 二 職業紹介……………七四
- 三 救護事業……………七五

四 福利施設……………七五

五 社會教化施設……………七七

六 府及民間の社會事業施設……………七四

第十章 交通運輸……………七八

- 一 概 説……………七八
- 二 市營電車……………七九
- 三 市營乗合自動車……………八〇
- 四 高速鐵道……………八一
- 五 省線及私營交通機關……………八二
- 六 其他の交通機關……………八三

第十一章 電燈電力事業……………八三

一 概説	八三九
二 事業の擴充	八四三
三 現在の設備	八四八
四 料金	八五八
五 營業成績	八七三
六 特施事業	八八五
第十二章 産業	八八七
一 概説	八八七
二 中央卸賣市場	八九五
三 小賣市場	九〇三
四 工業研究所其他	九一六
五 各種産業團體	九三三

第十二章 港灣

灣

一 概説	九二九
二 入港船舶	九三三
三 出入貨物	九三八
四 内外貿易	九四二
五 第一次築港工事	九五〇
六 施設の現況	九五三
七 第二次修築及復興計畫其他	九五八

餘録

一 學區廢止問題	九六三
一 學區制の沿革	九六三

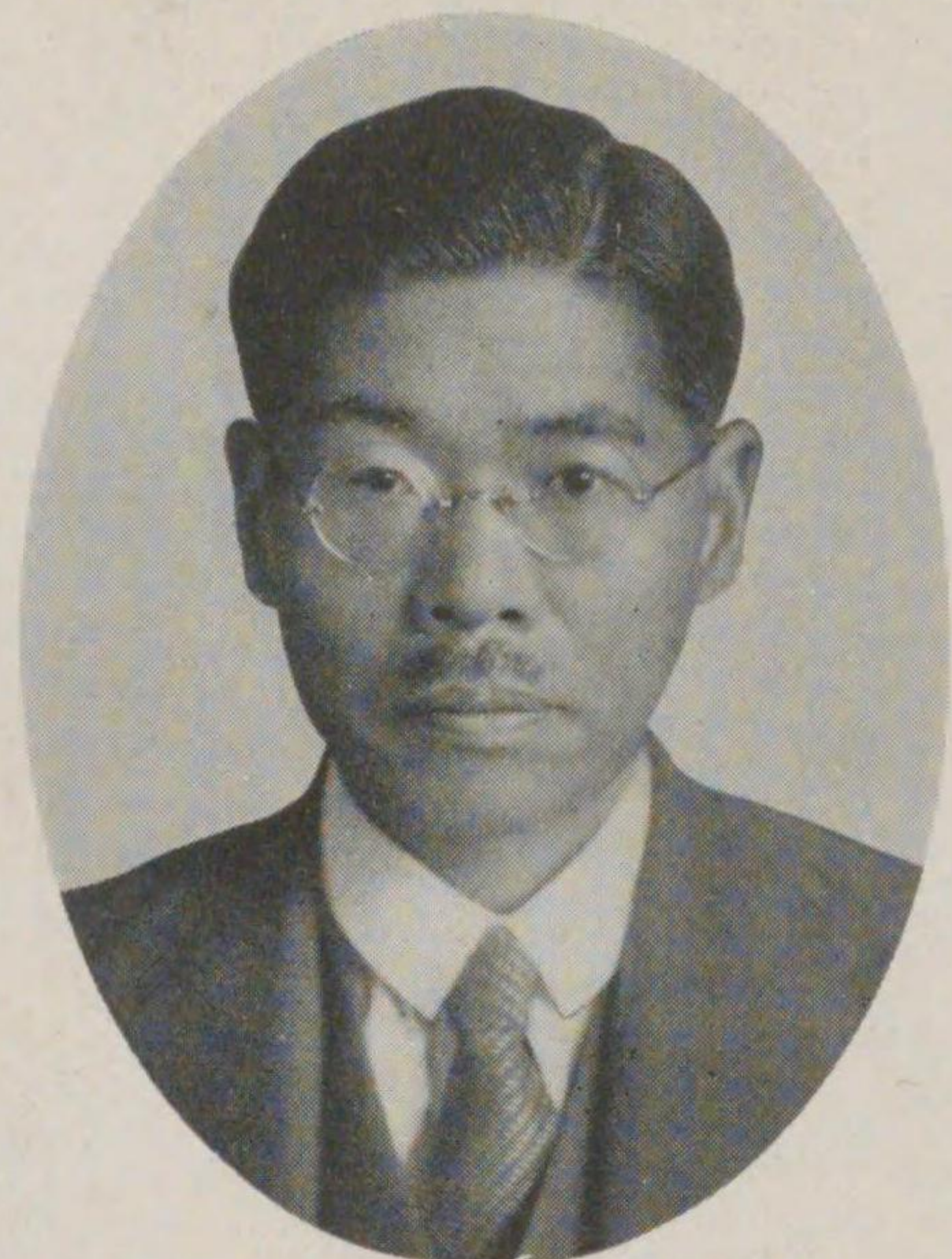


故 關 市 長

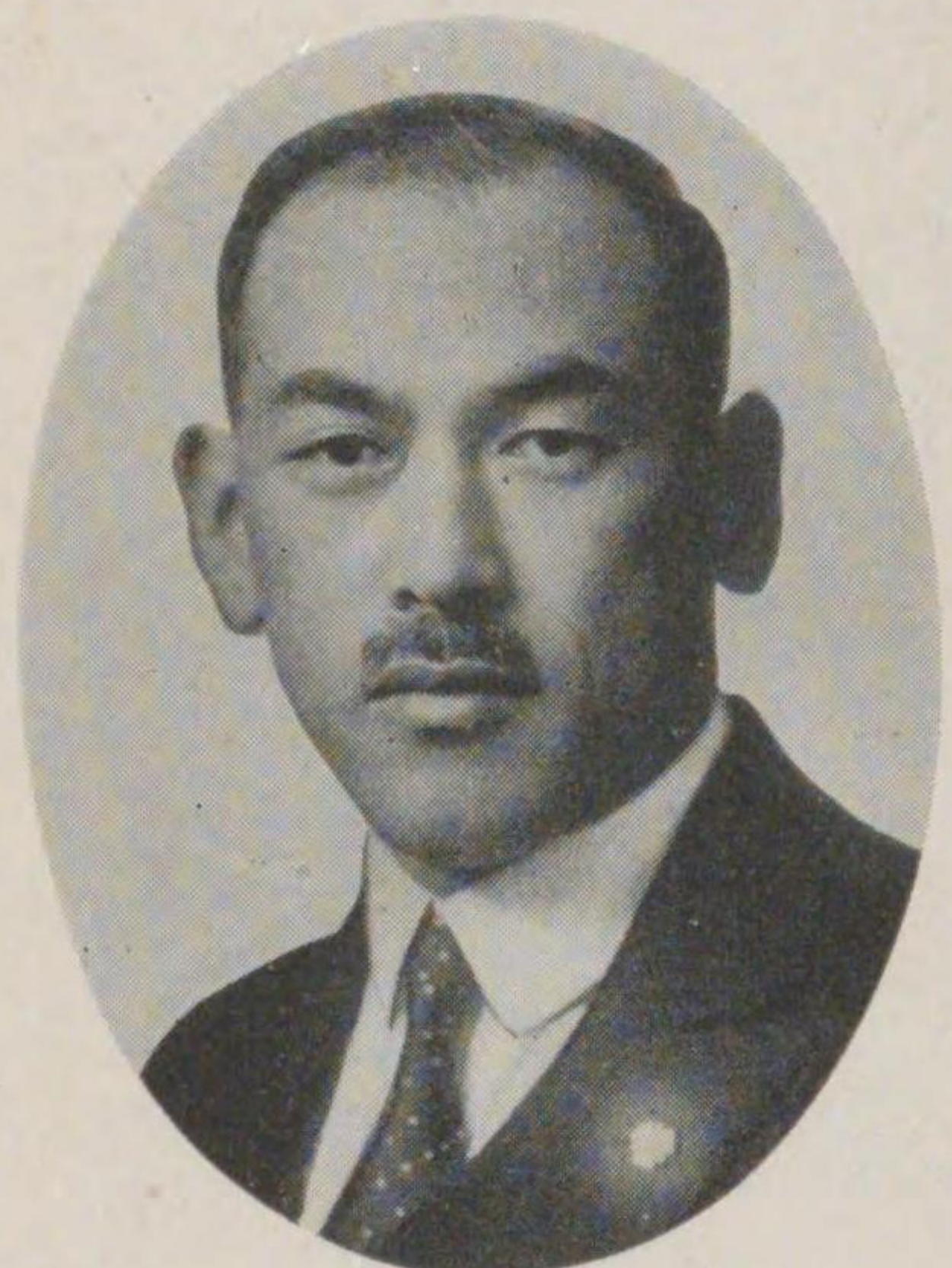
目 次

二 學區制の弊害	九六
三 弊害の緩和	九七
四 學區廢止の實施	九七
二 風 水 害 概 況	九八
一 概 說	九八
二 被 害	九七
三 應 急 措 置	九六
四 復舊及復興計畫	一〇〇
三 故關大阪市長の市葬	一〇一

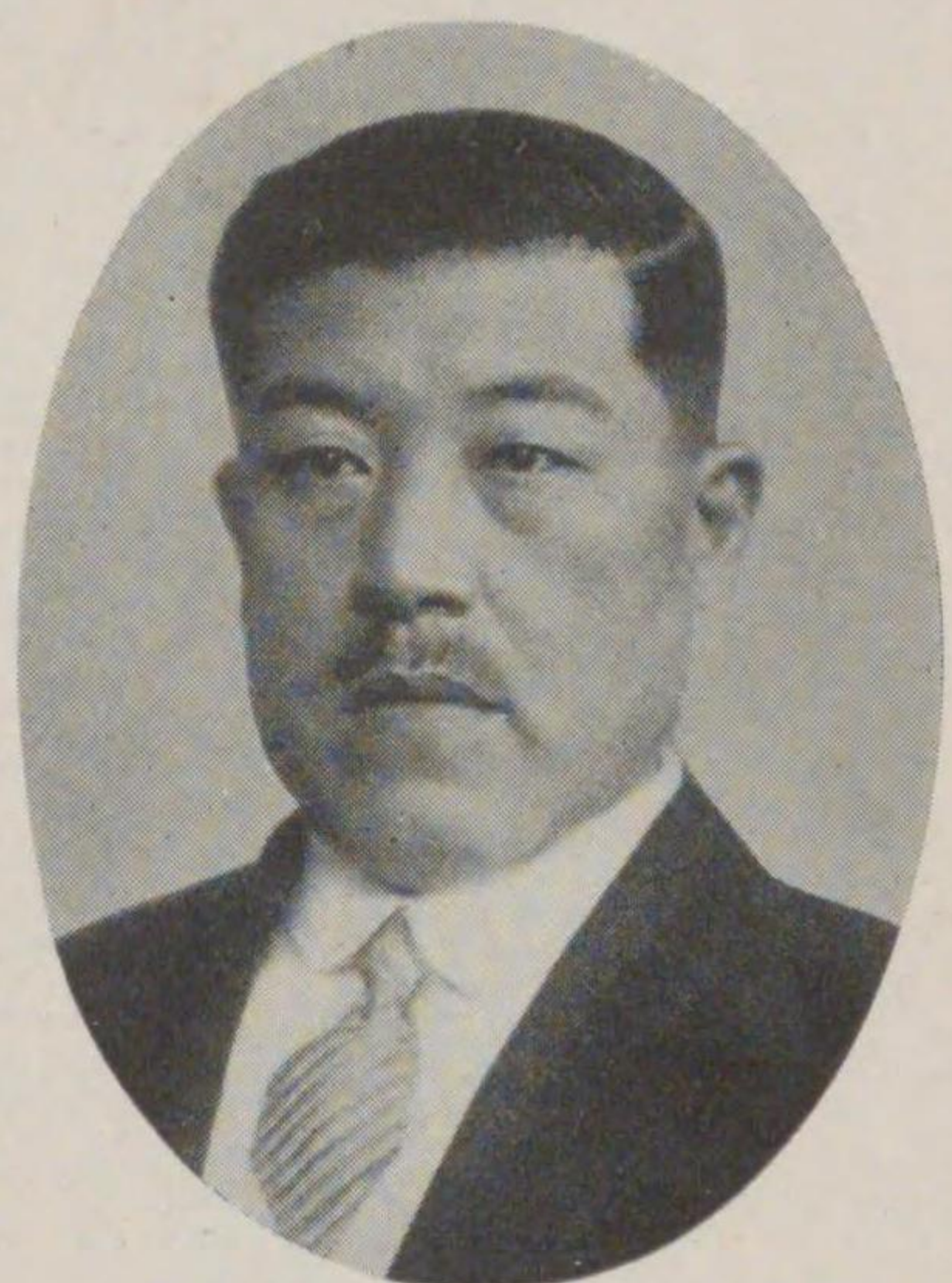
(完)



長市美々加



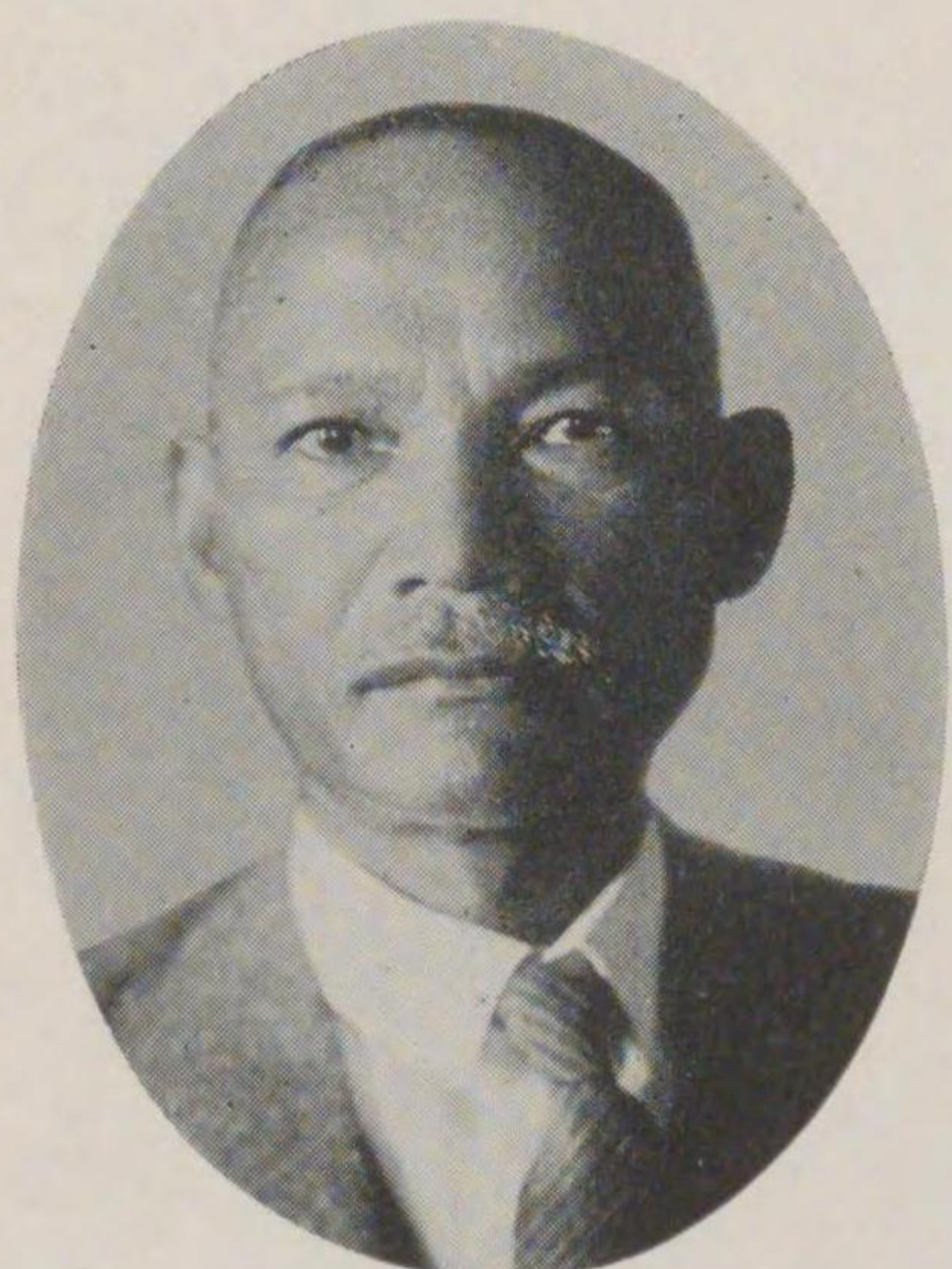
長議副會市野山



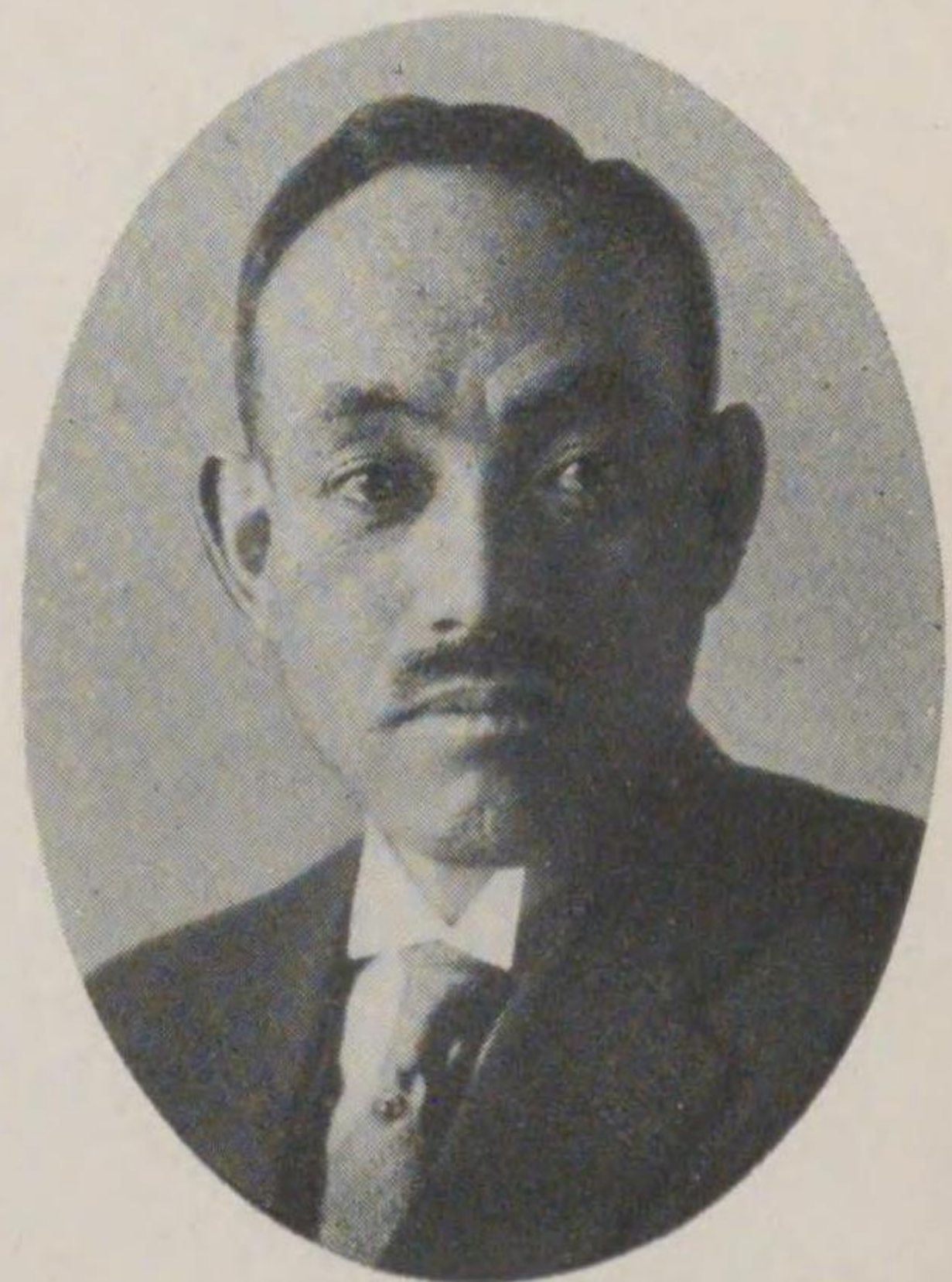
長議會市畑川



與參市塚平

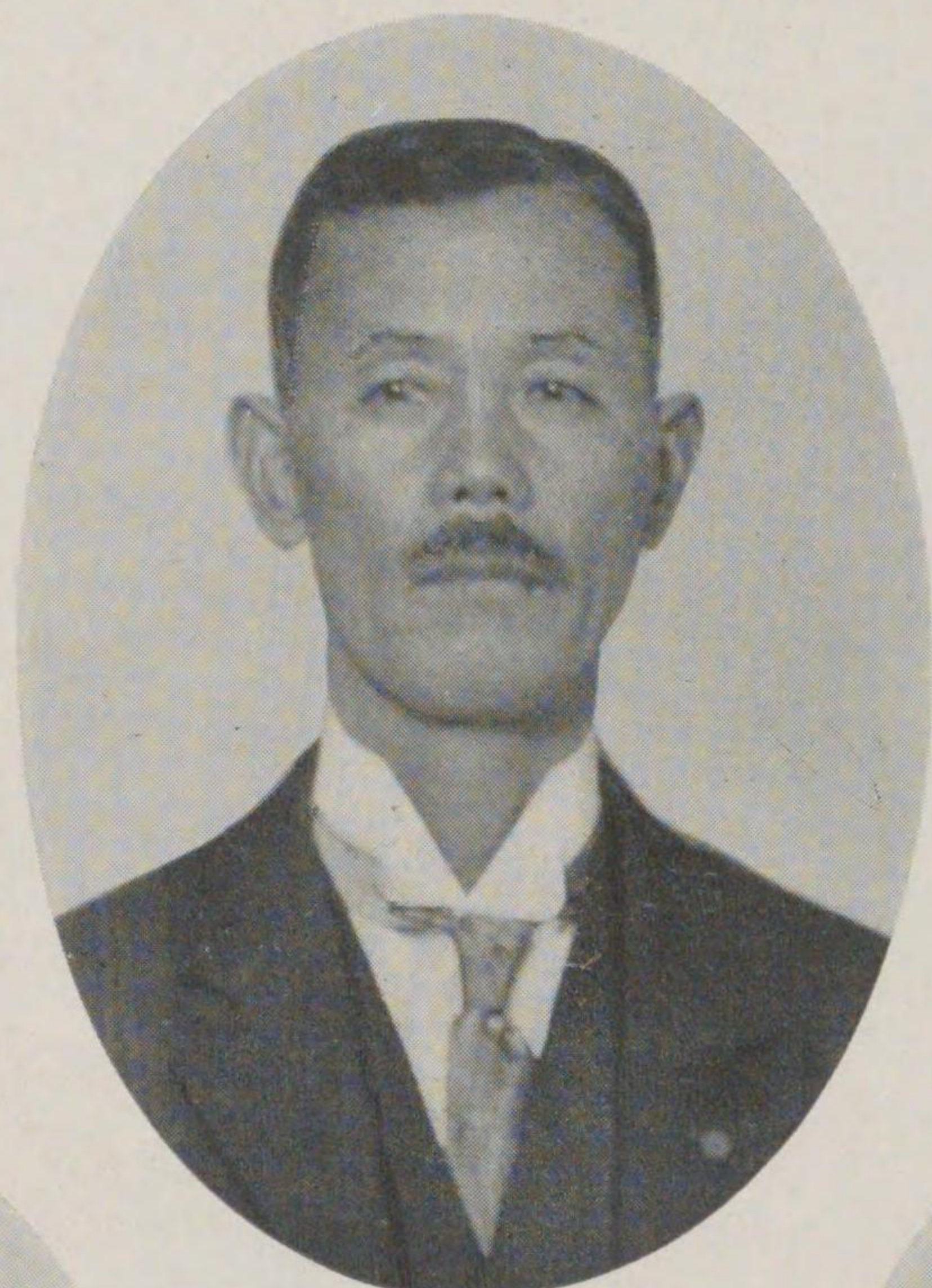


役助川池

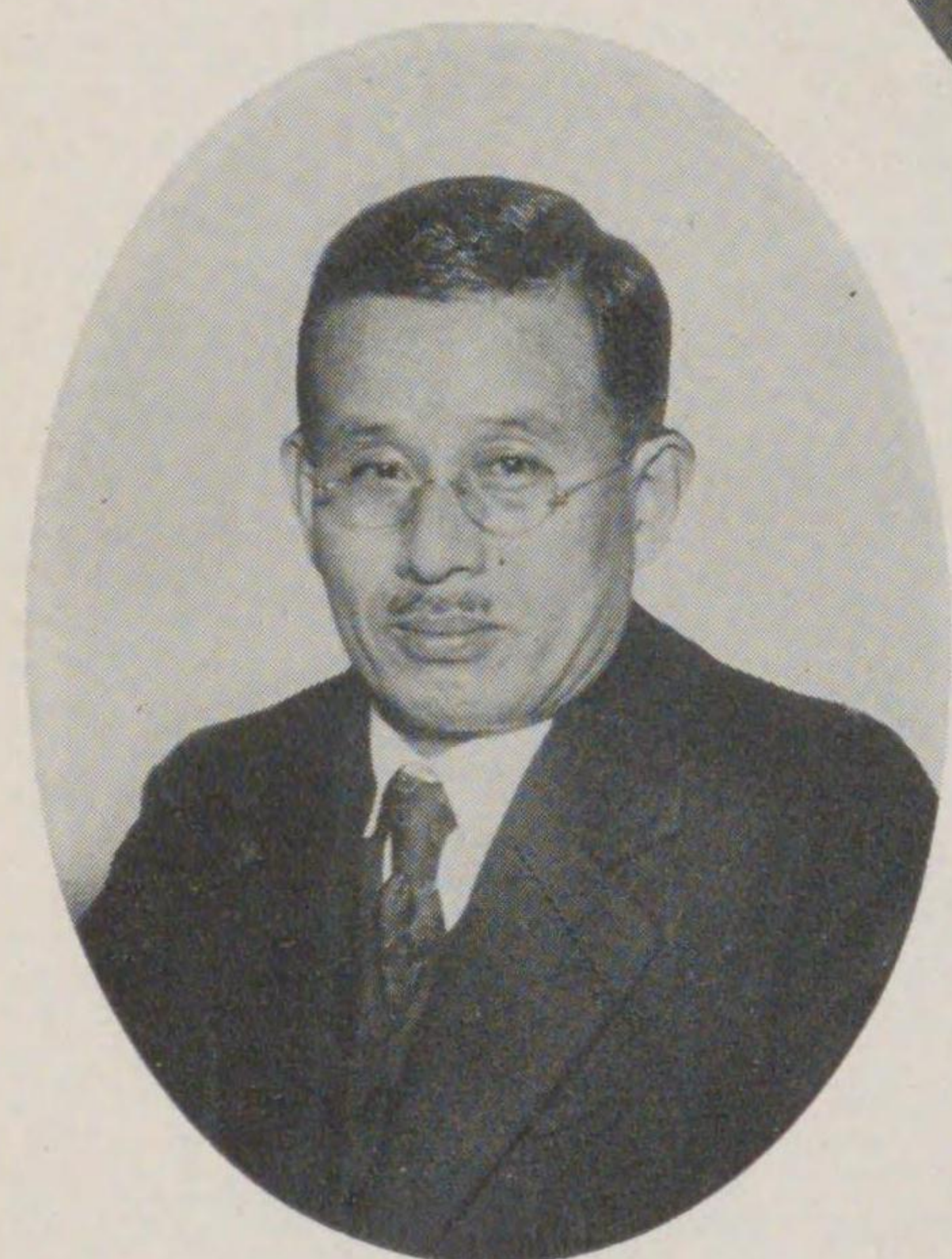


役助山瀧

大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



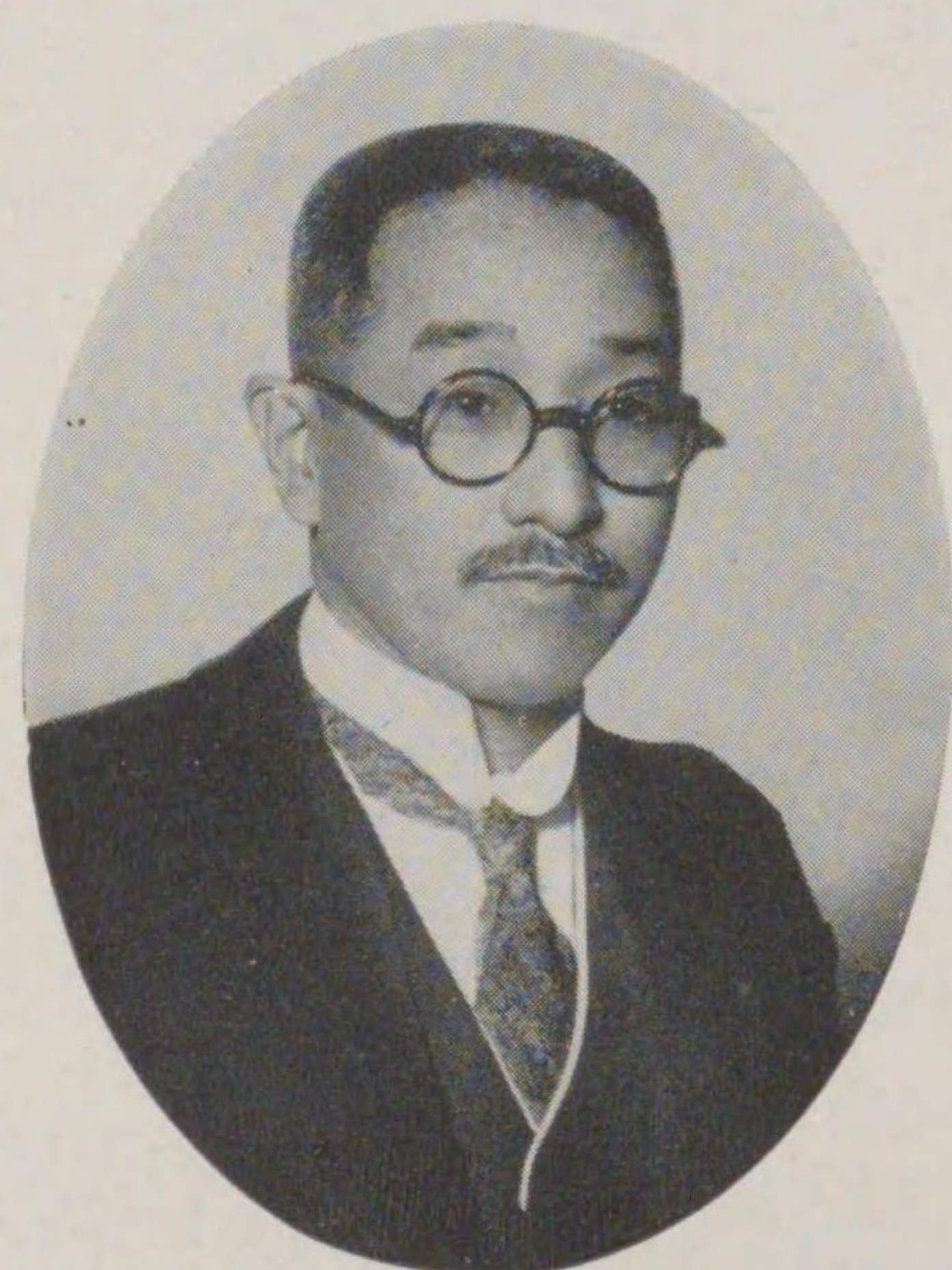
若 槻 內 務 大 臣



中 川 大 阪 府 知 事

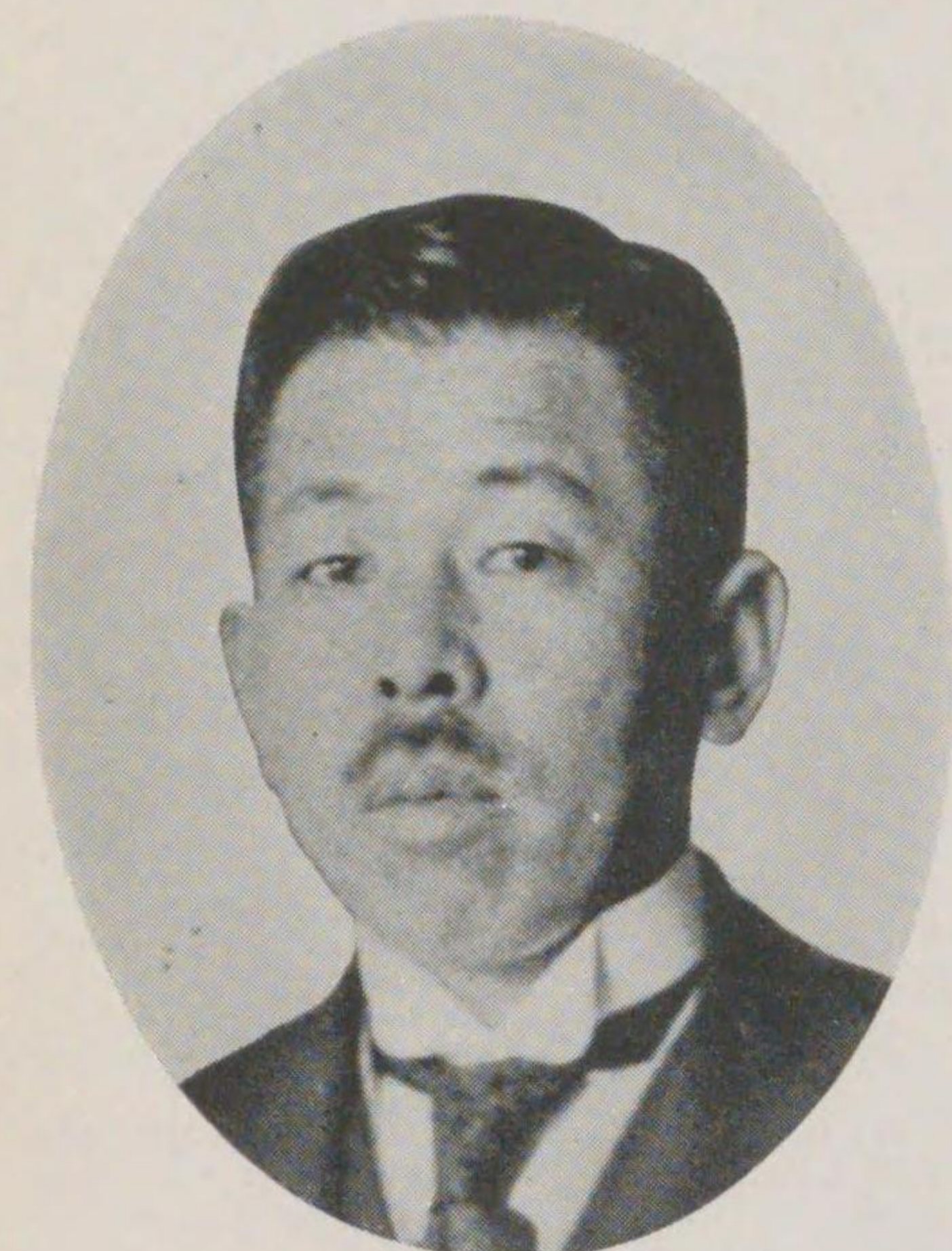


潮 內 務 省 地 方 局 長

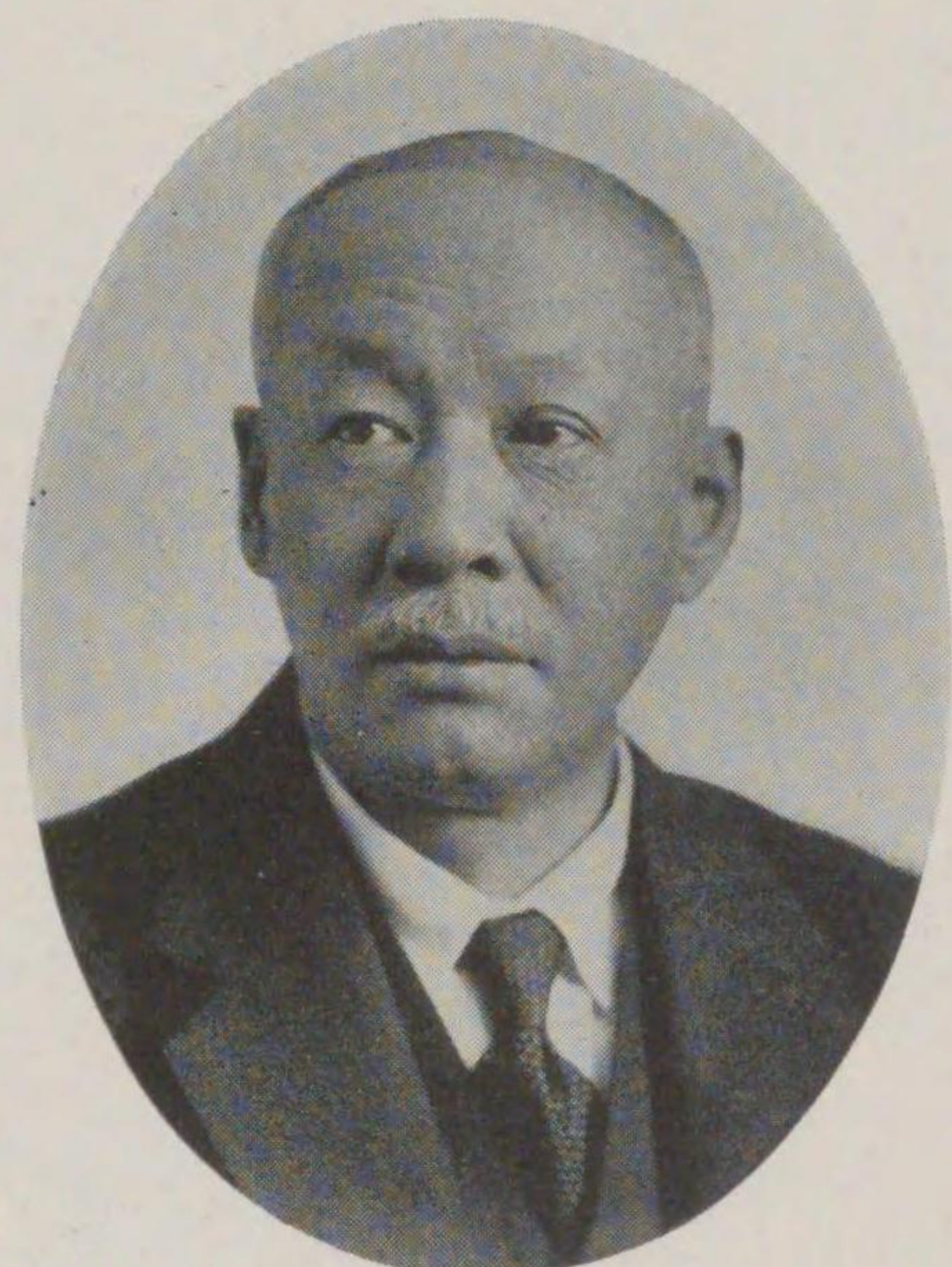


兒 玉 大 阪 府 產 業 部 長

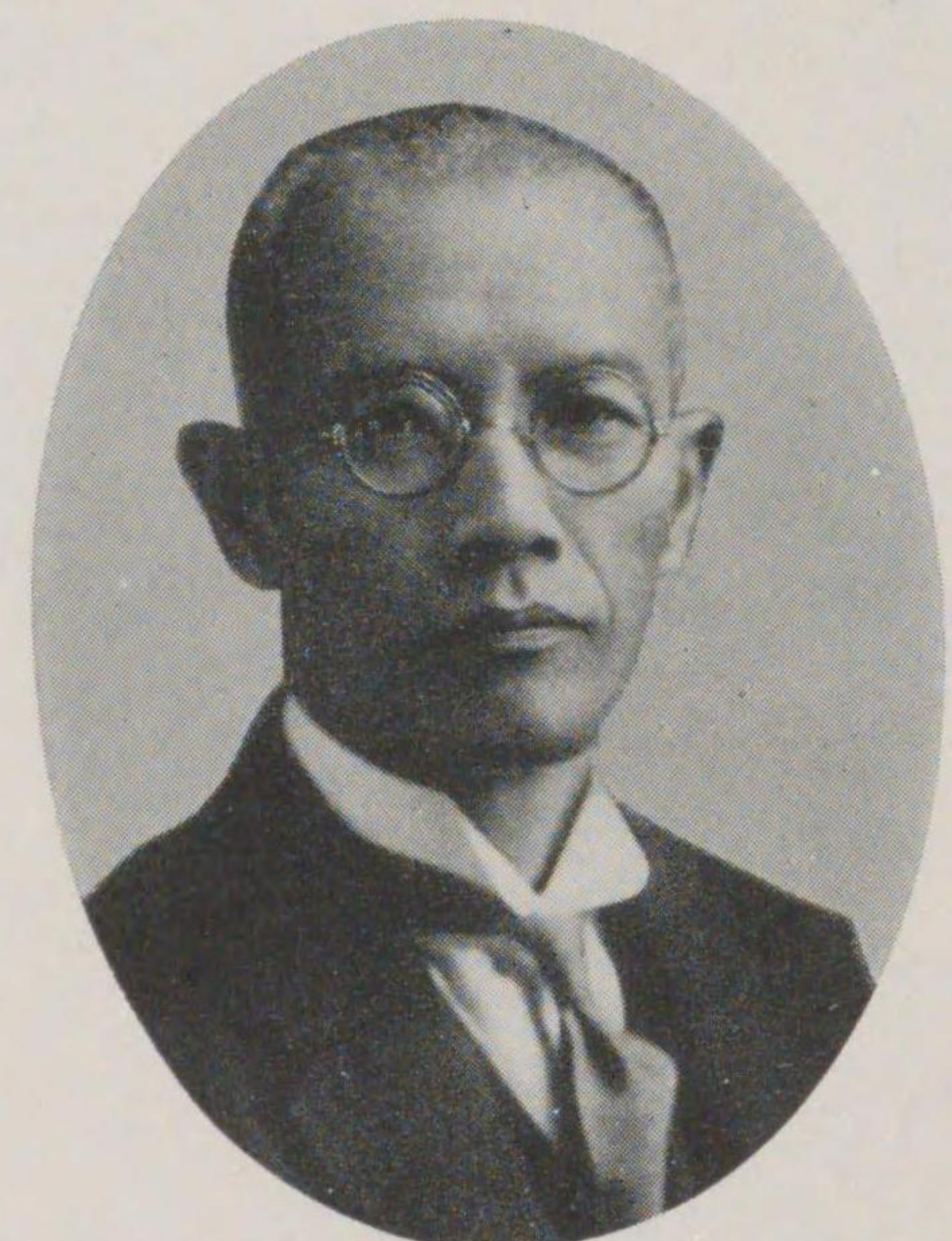
大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



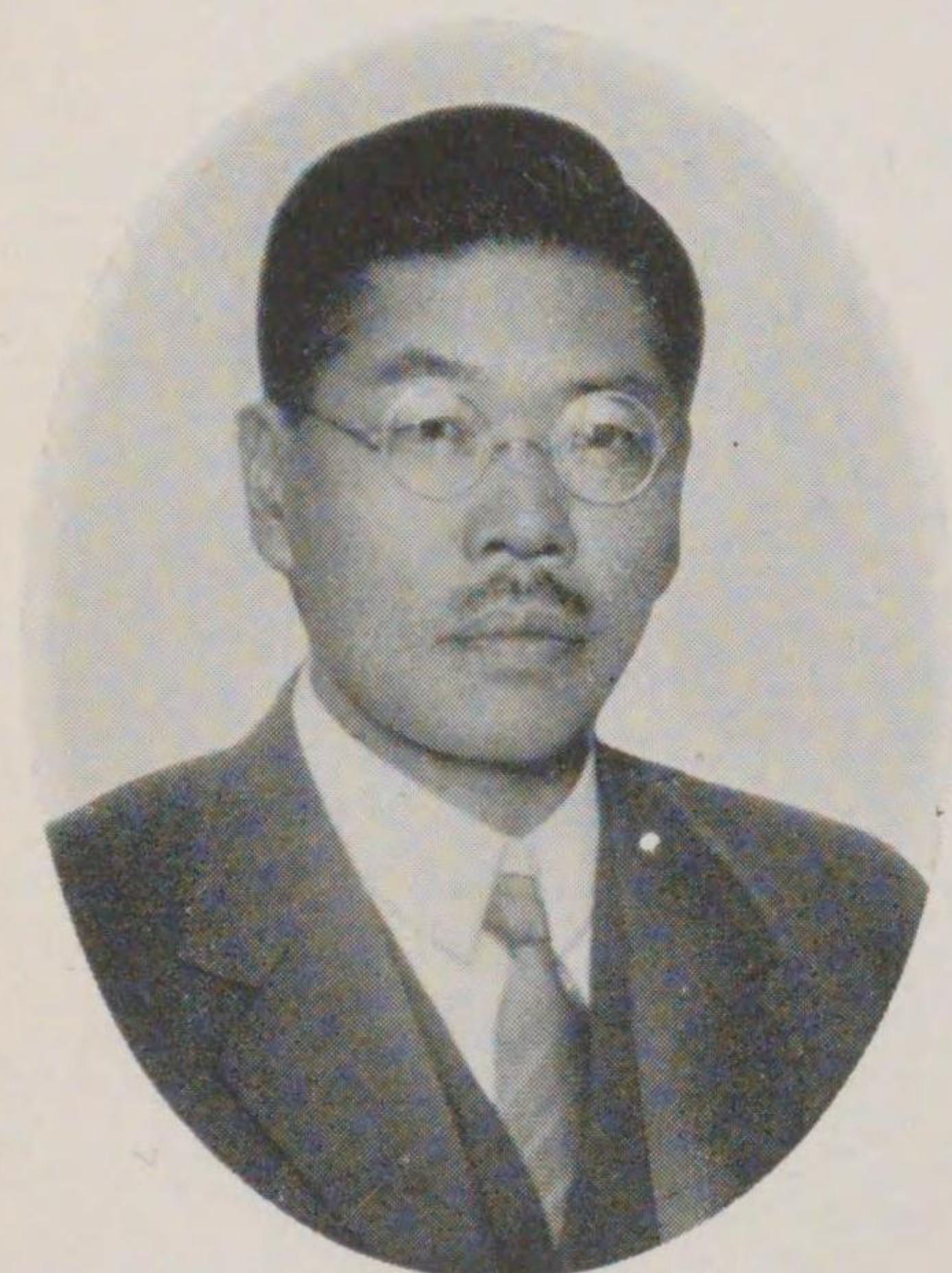
本 多 市 會 副 議 長



泉 市 會 議 長



有 田 助 役

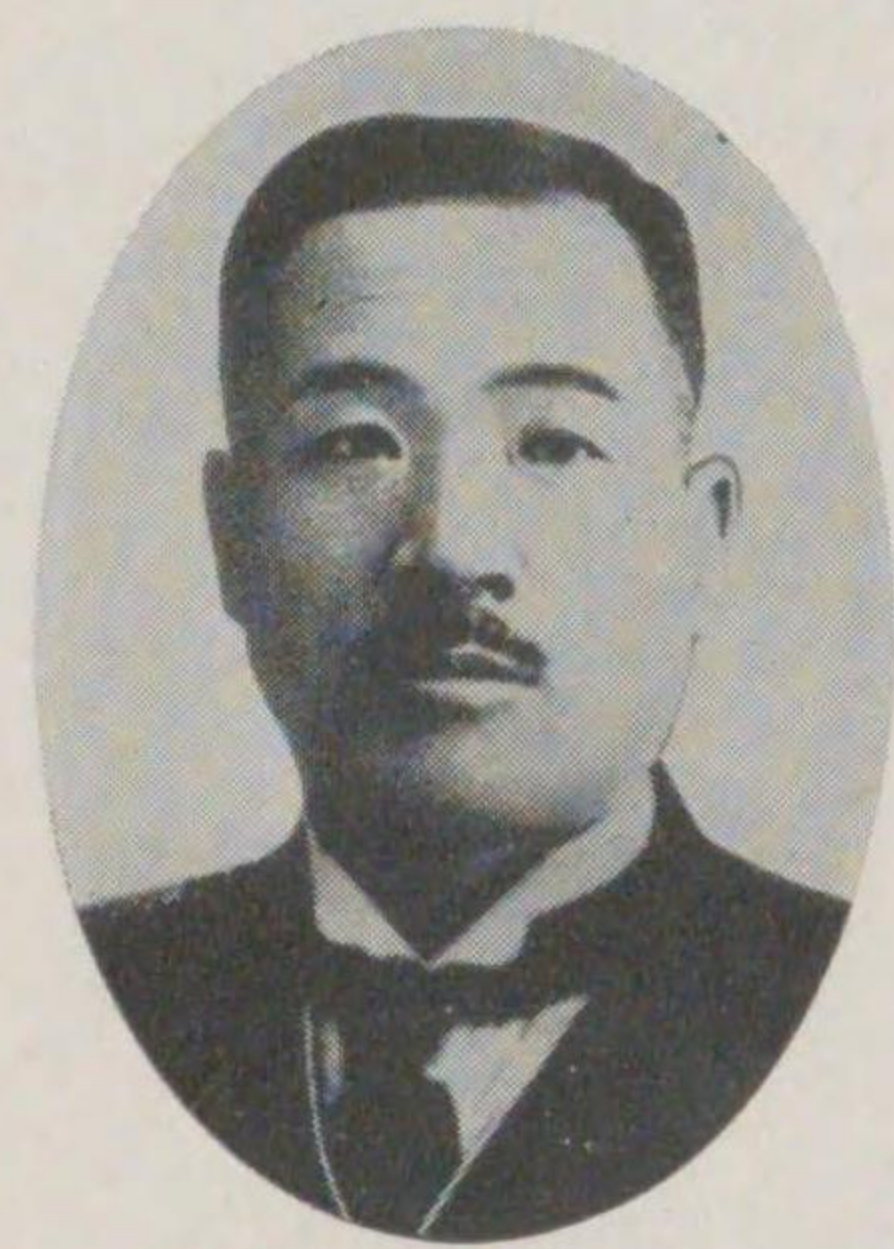


加 美 助 役 (現 市 長)



木 南 助 役

大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



長町洲鷺田黑



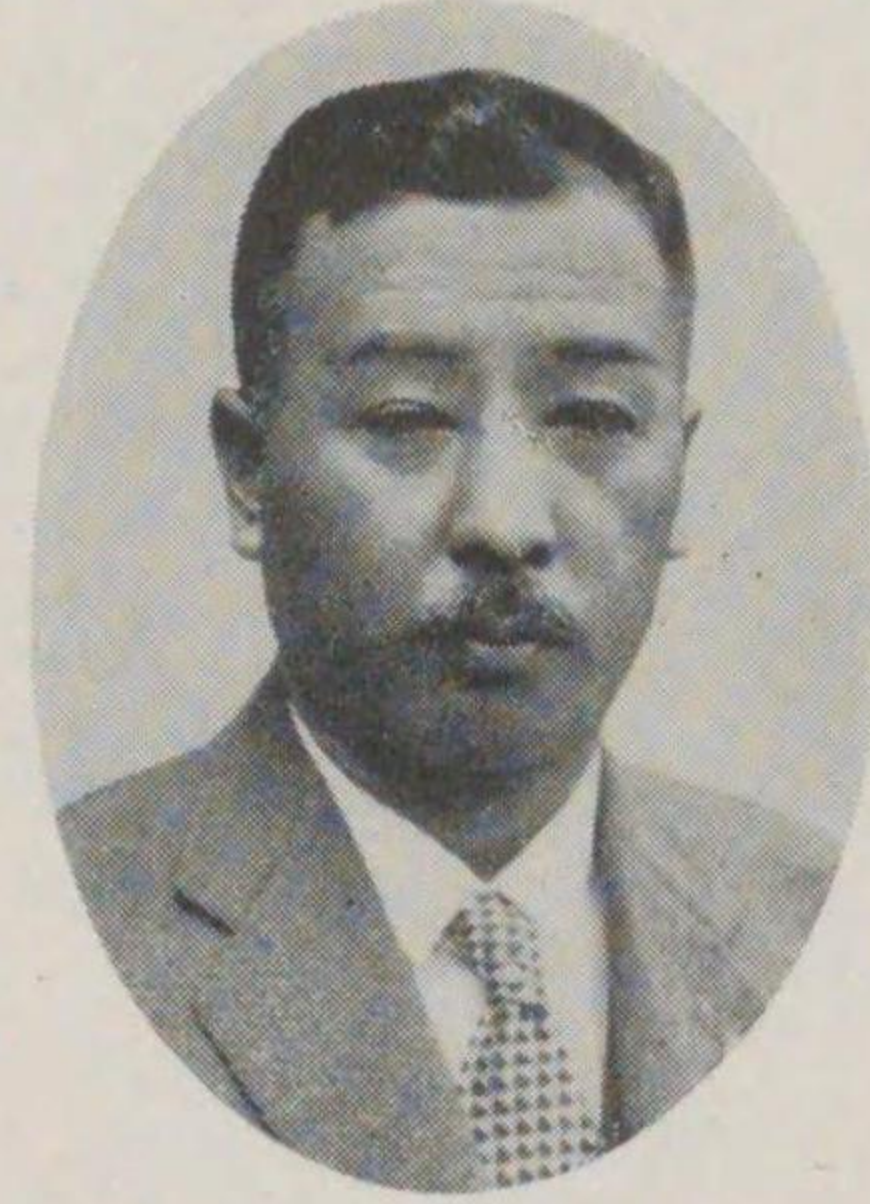
長郡成西津大



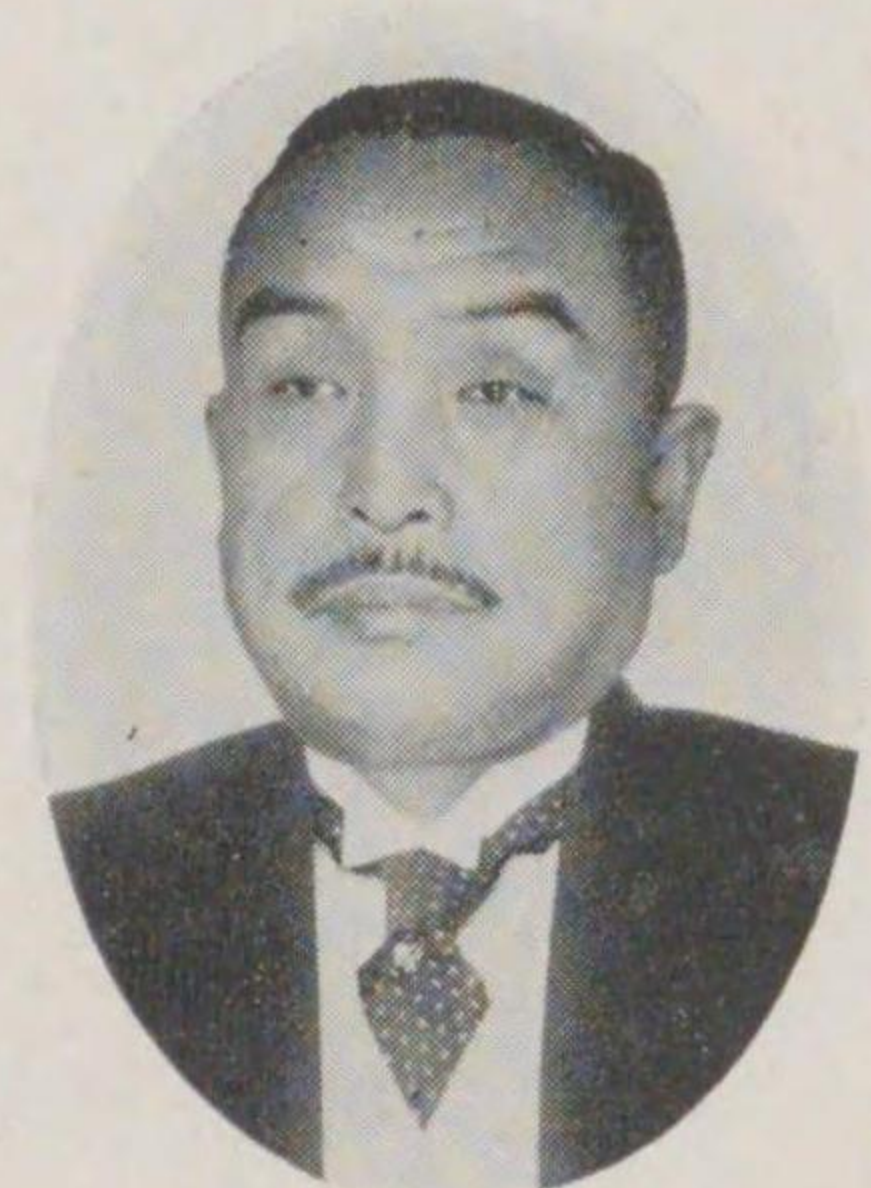
長町法傳山本



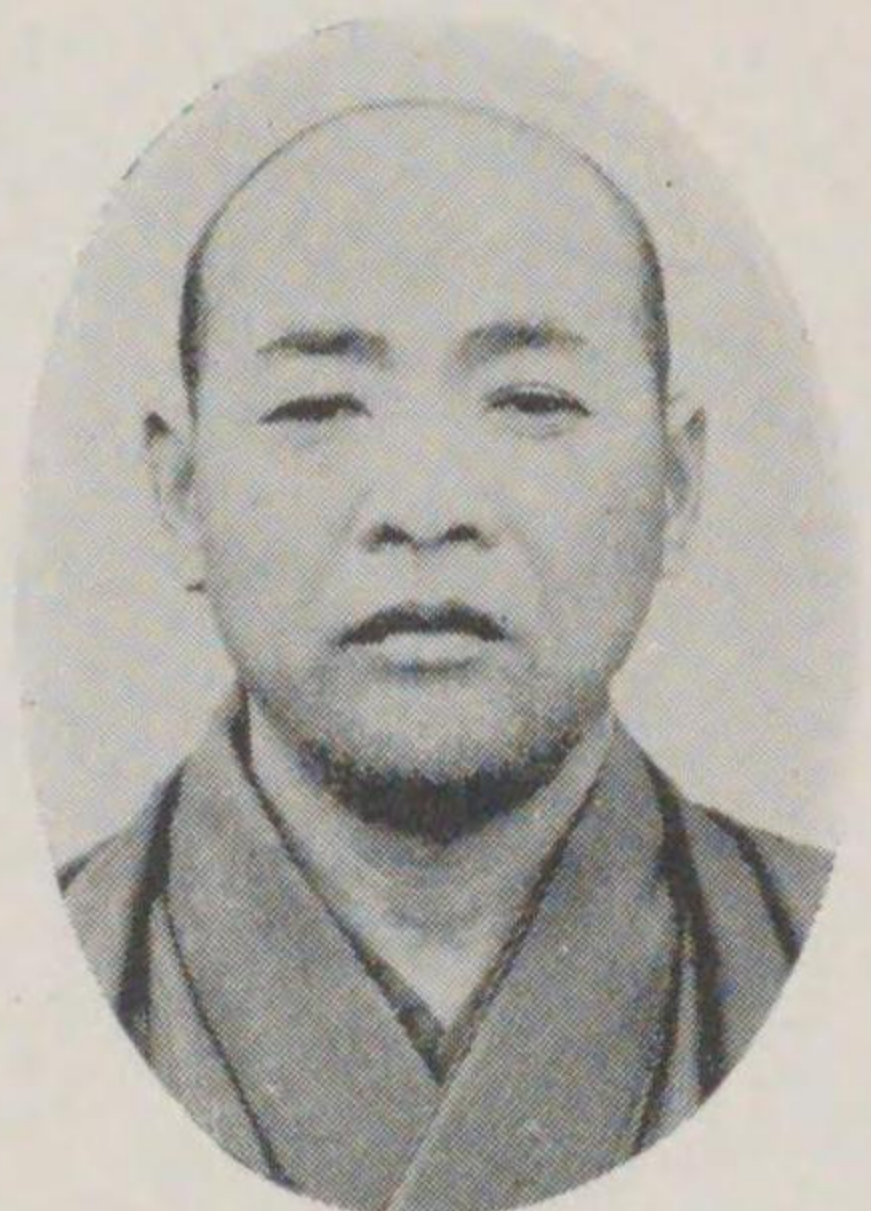
長町崎豐下木



長町津中田土



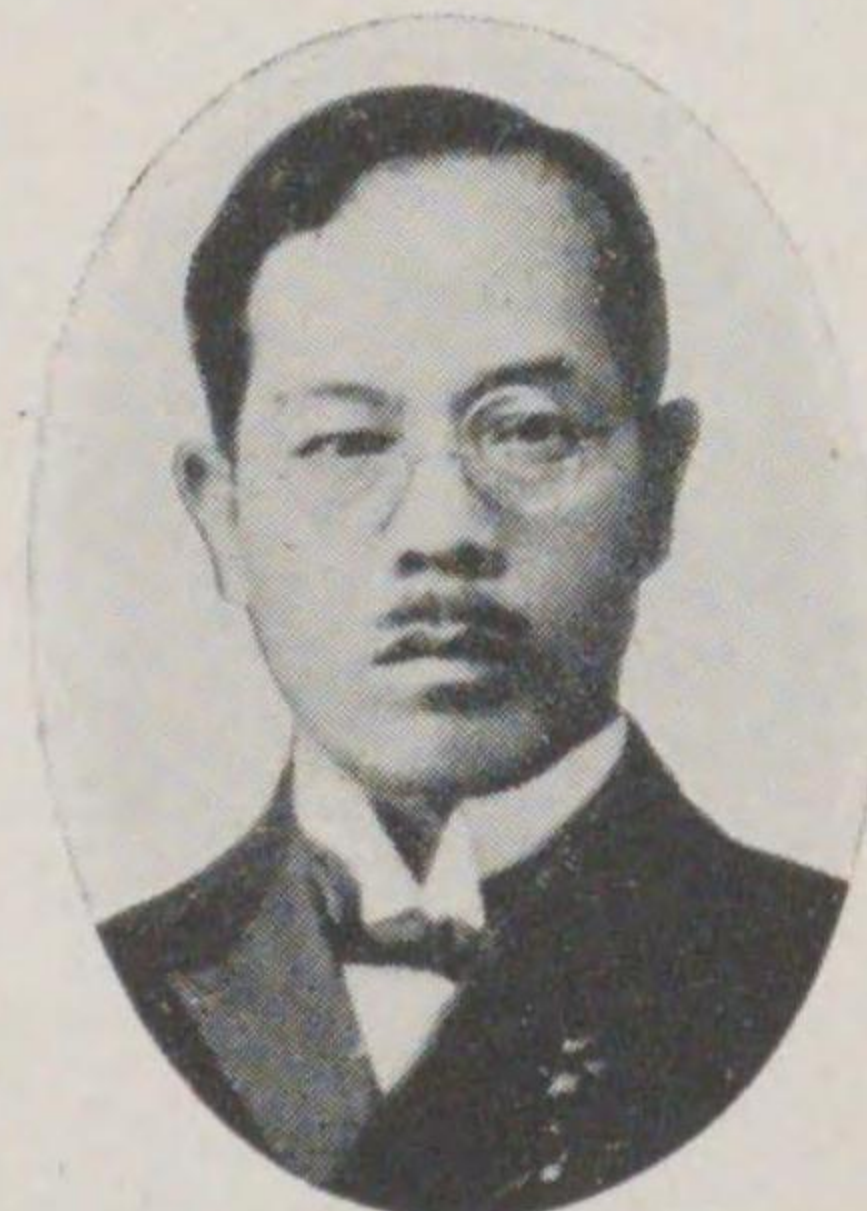
長村守津下袖



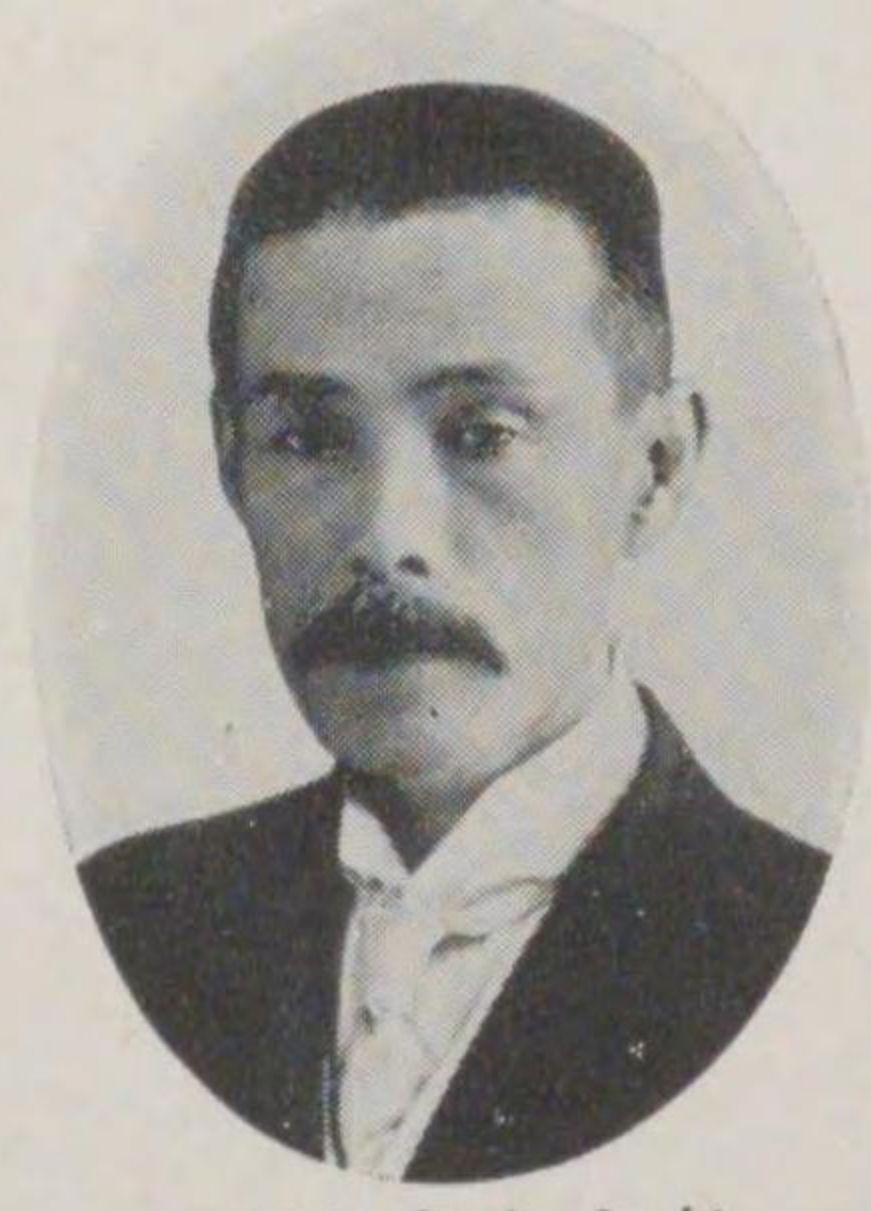
長村濱粉野七



長町出玉島漆

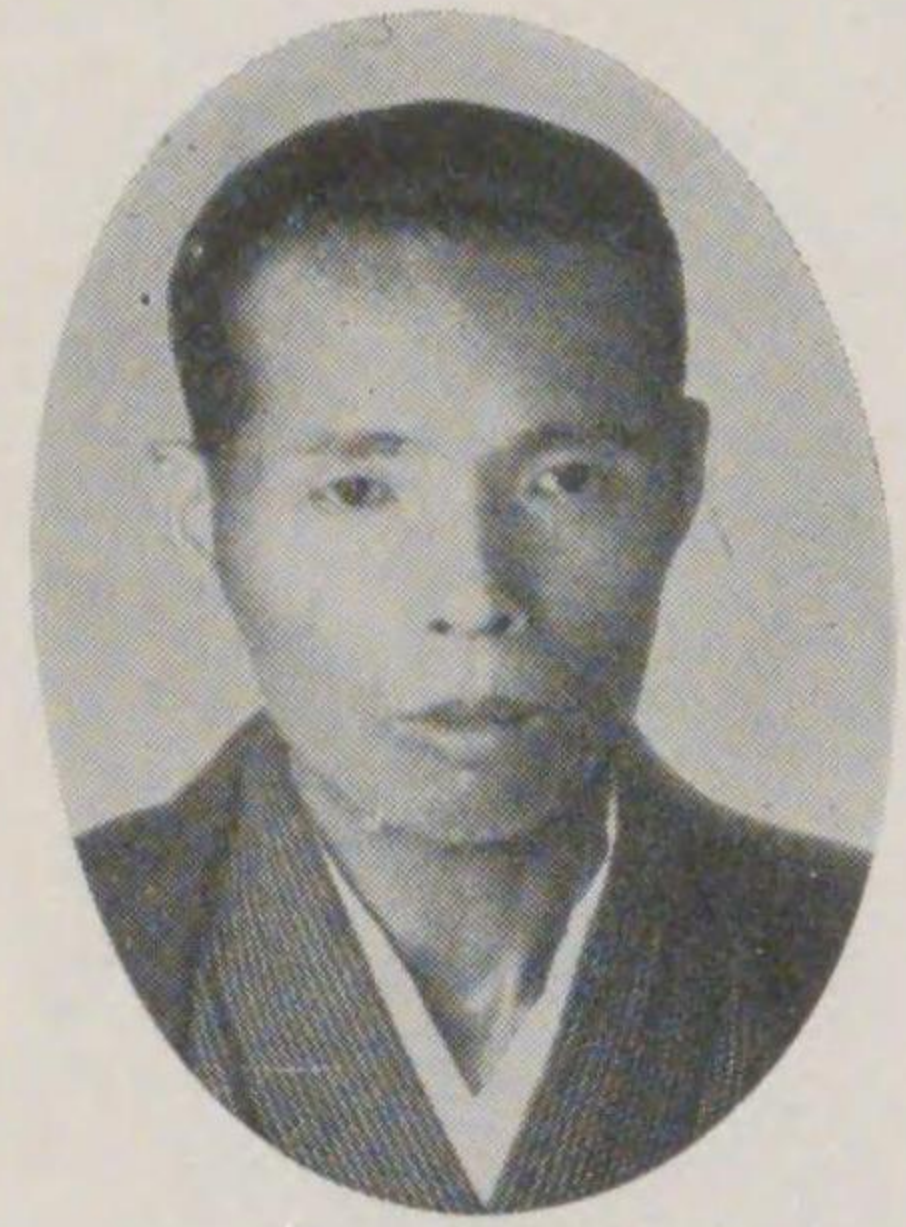


長町島中西後北



長町宮今本貞

大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



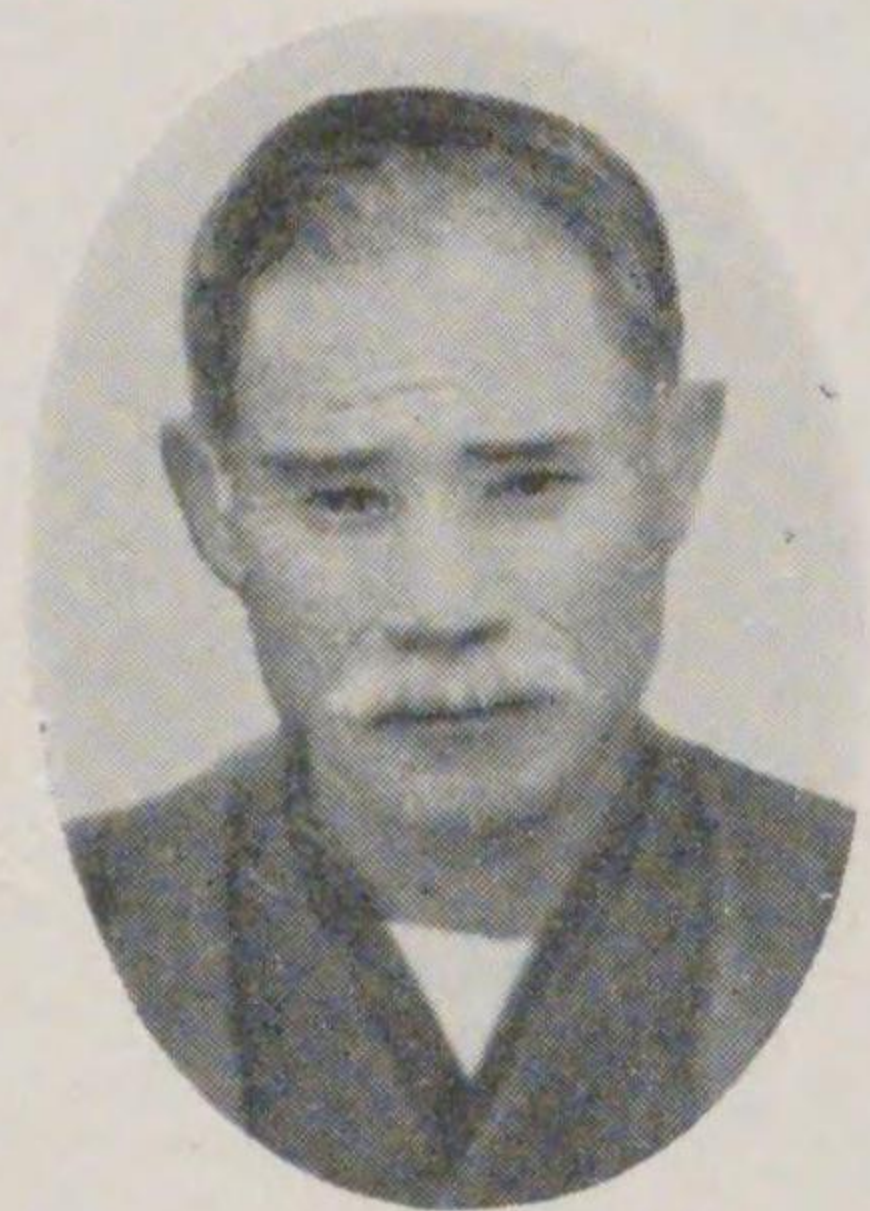
長合組村島中田金



長村道大崎御



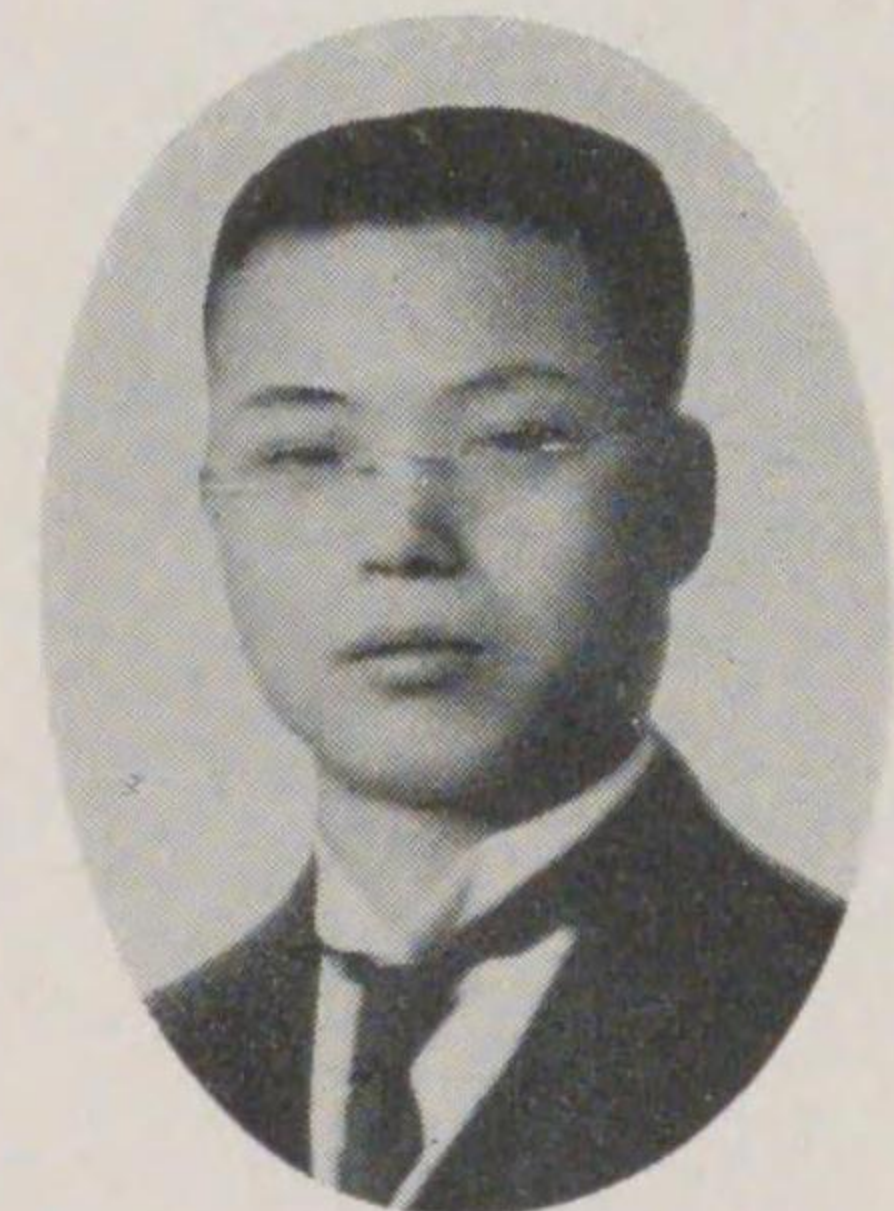
長村里豐島田



長町津神廣末



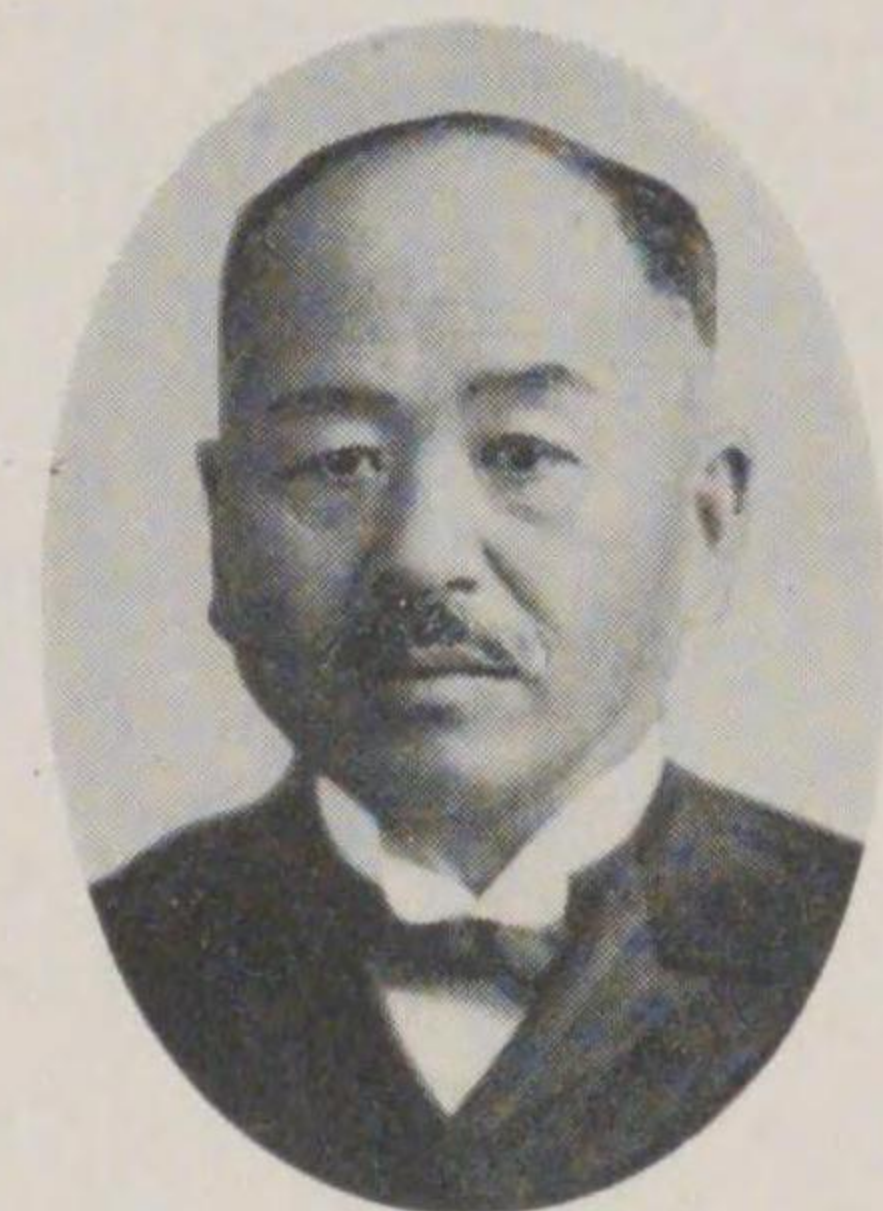
長村島中北島生



長村福邨北



長町島稗邨北



長村島歌園中



長村北川野佐

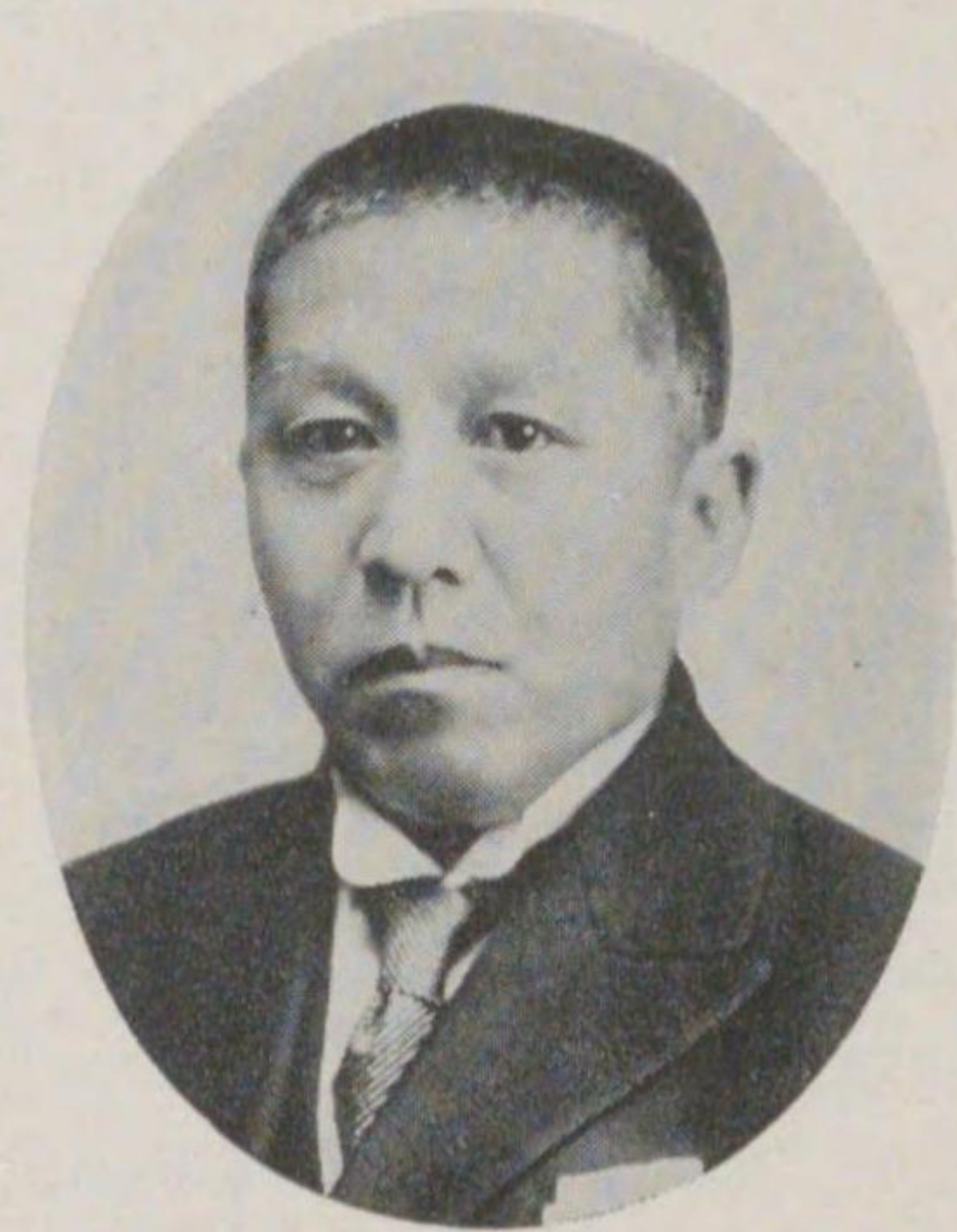


長町船千市見

大 阪 市 城 擴 張 關 係 者



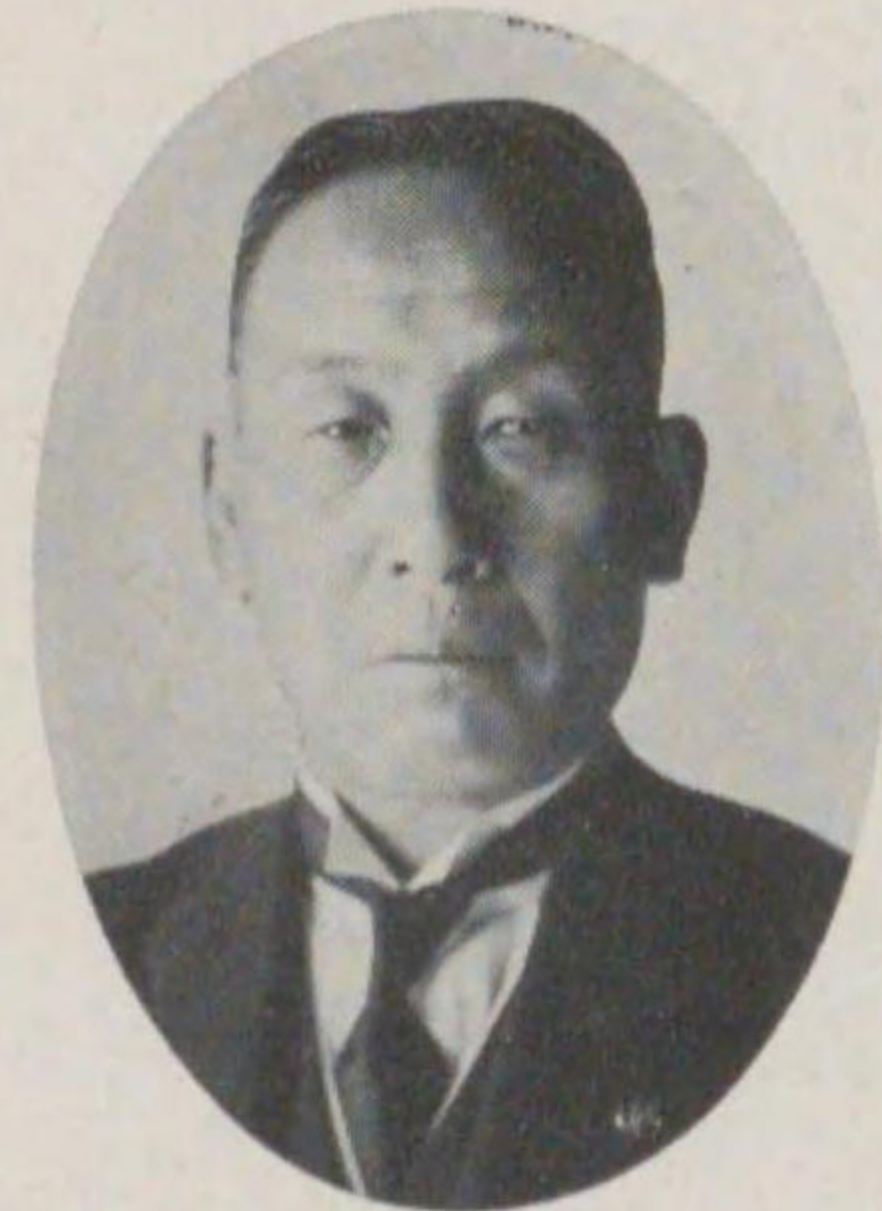
長村野生 連



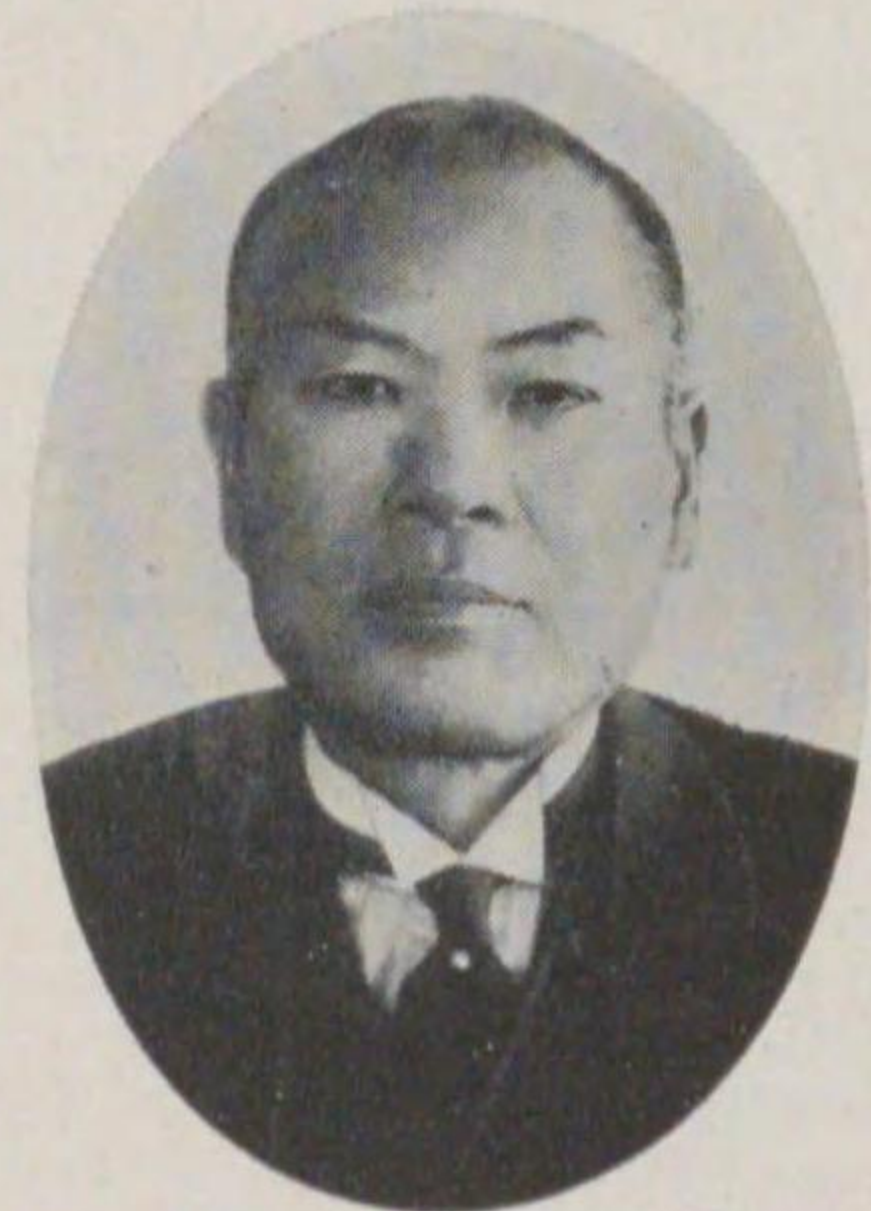
長郡成東下木



長村寺王天岡武



長村路神田幸



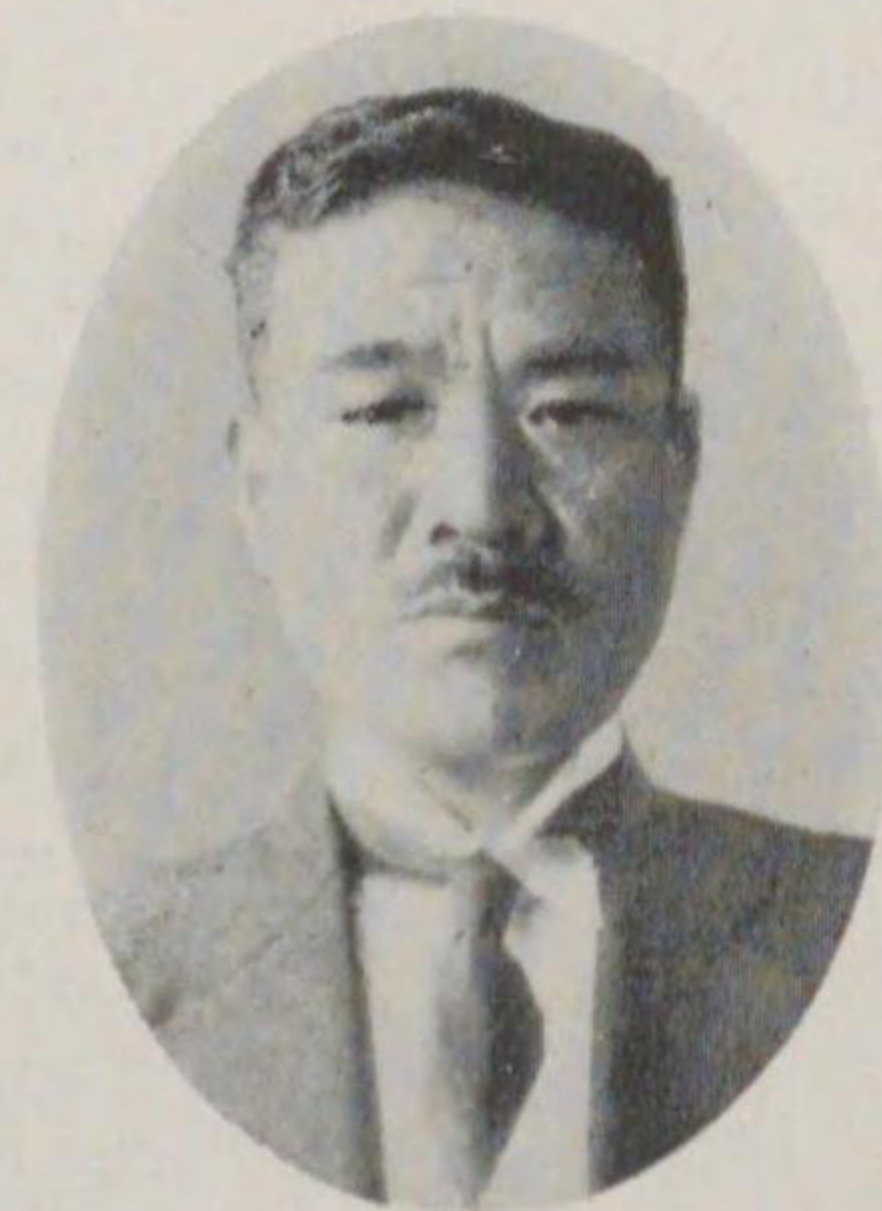
長町本中住吉



長町橋鶴村木



長村本榎橋大

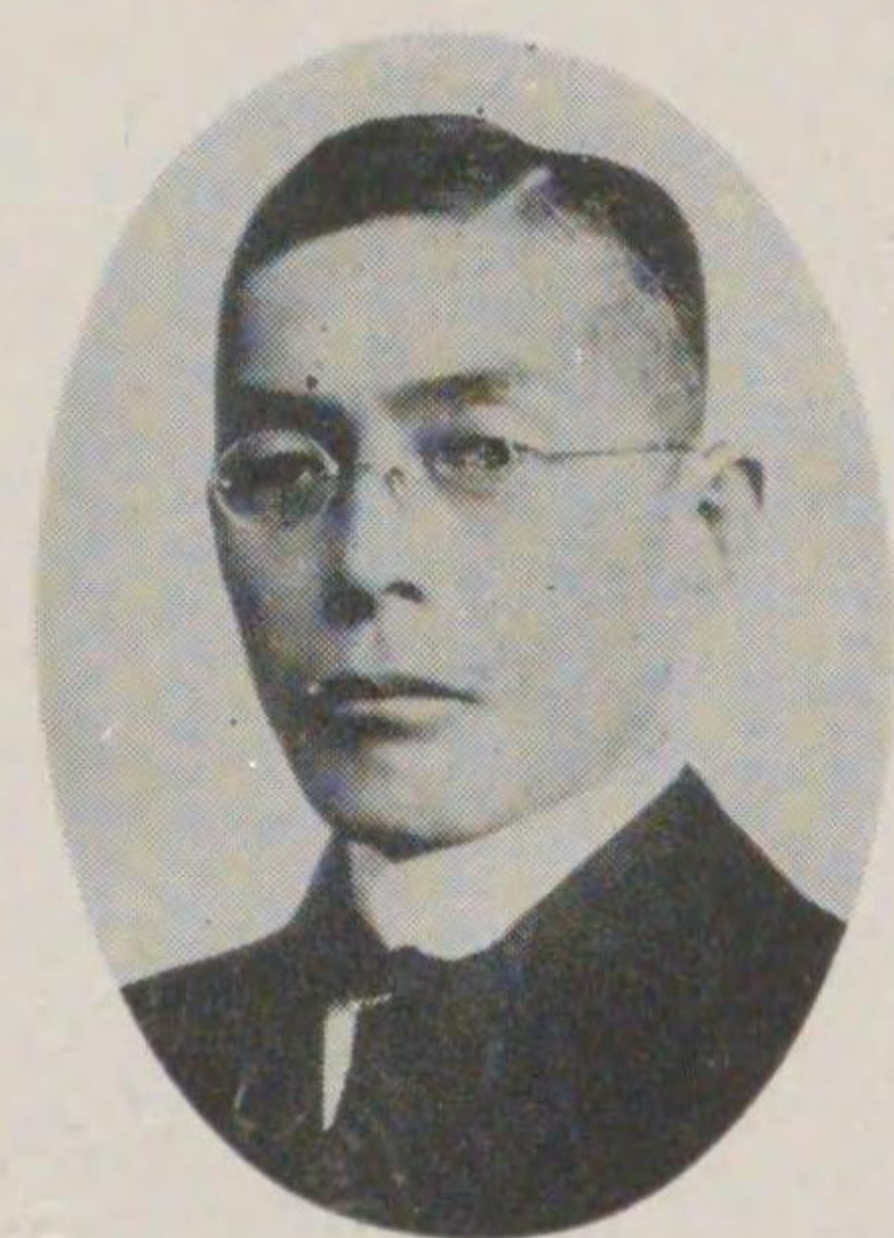


長村東城橋中

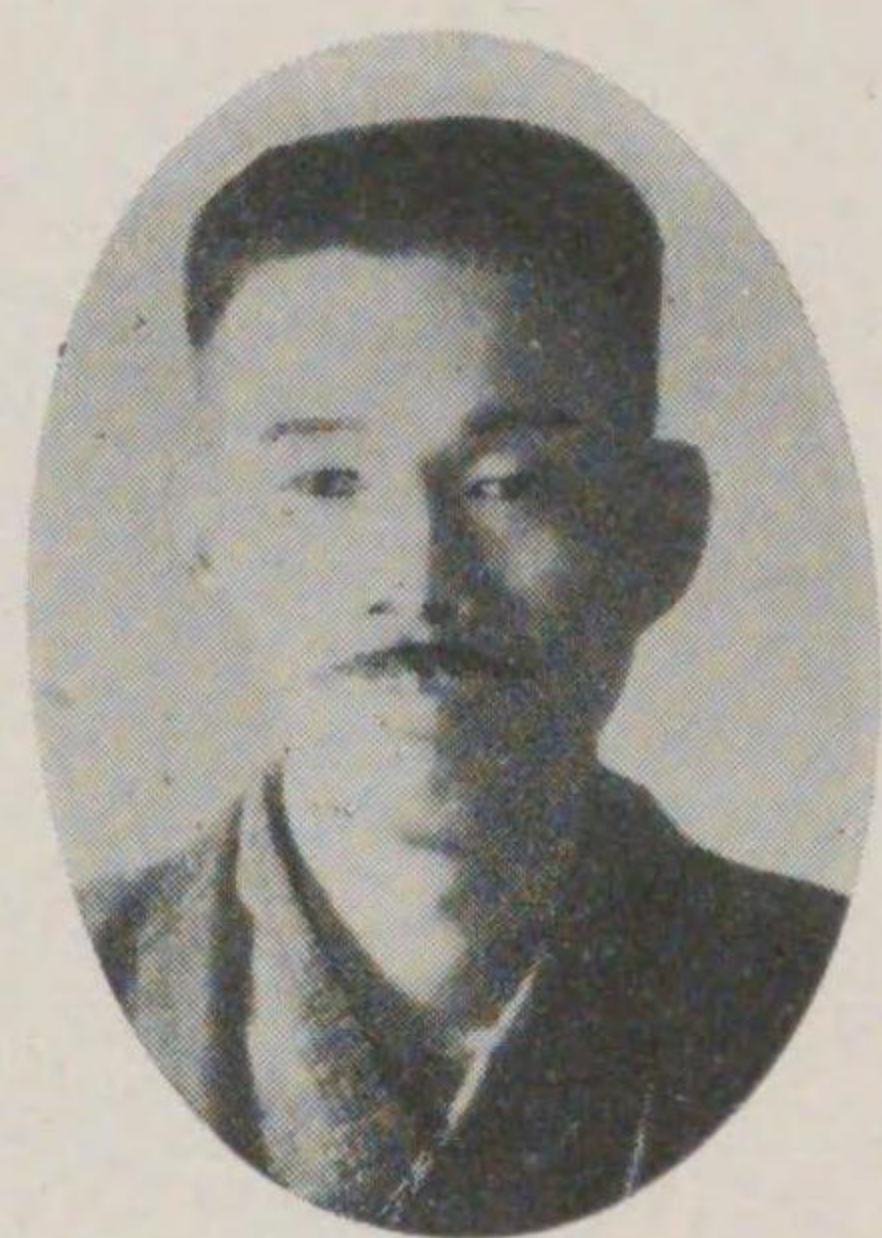


長村路小川石

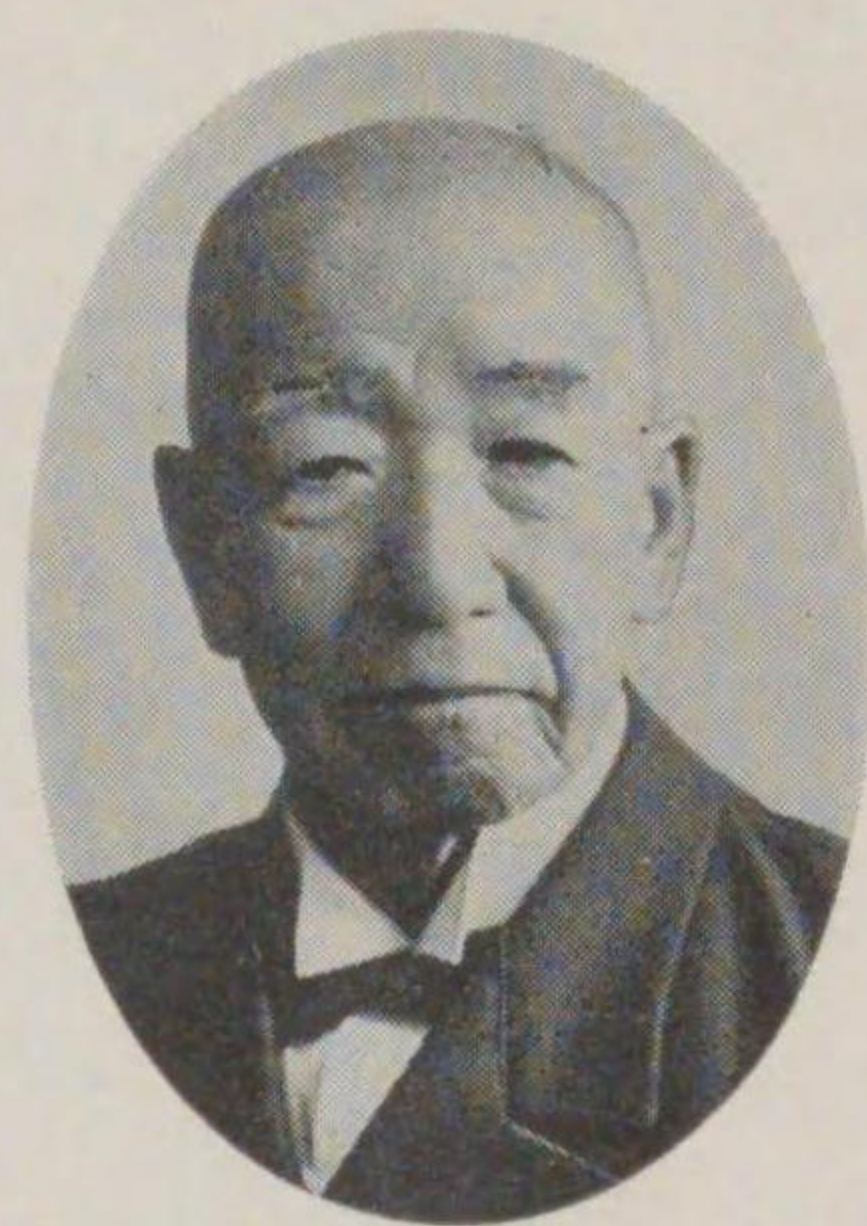
大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



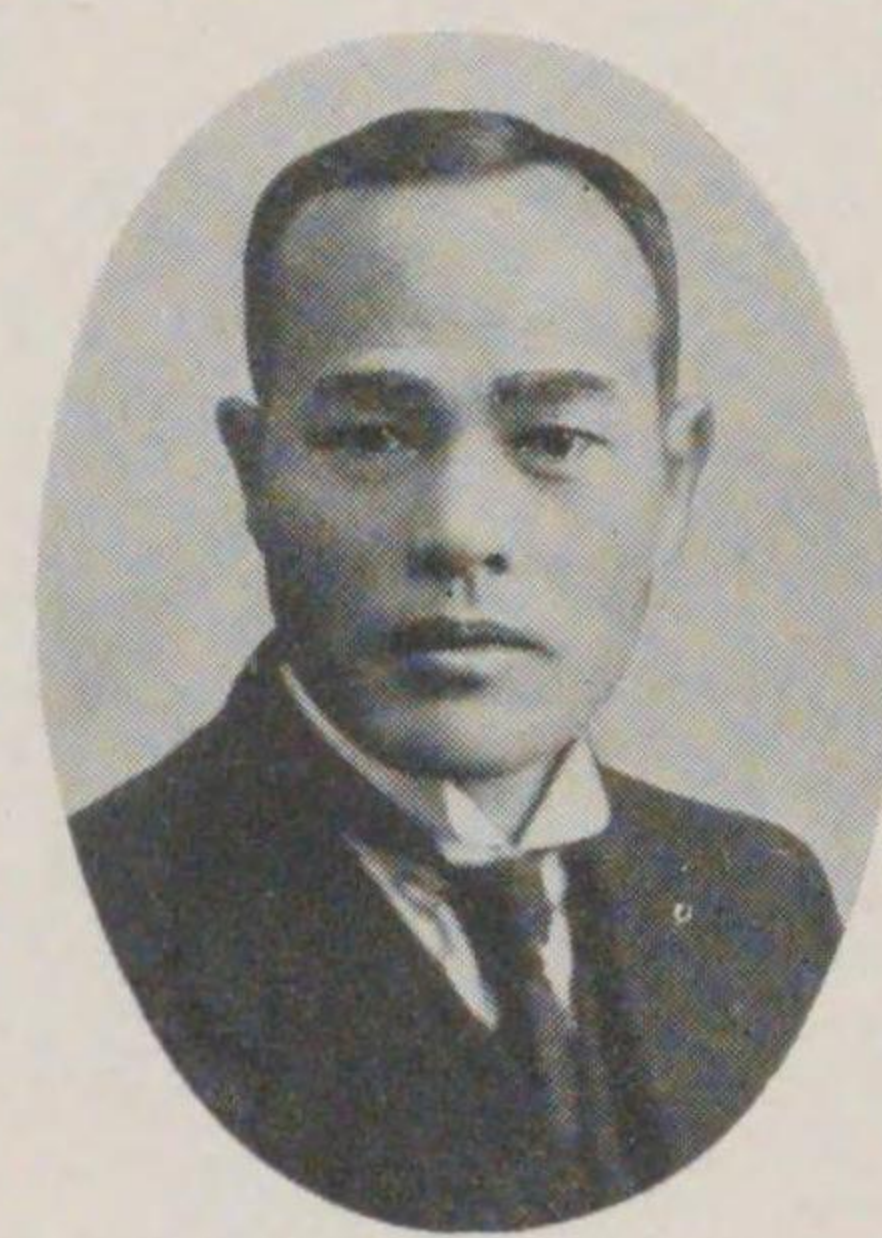
長村北城西寺



長町並榎田保久



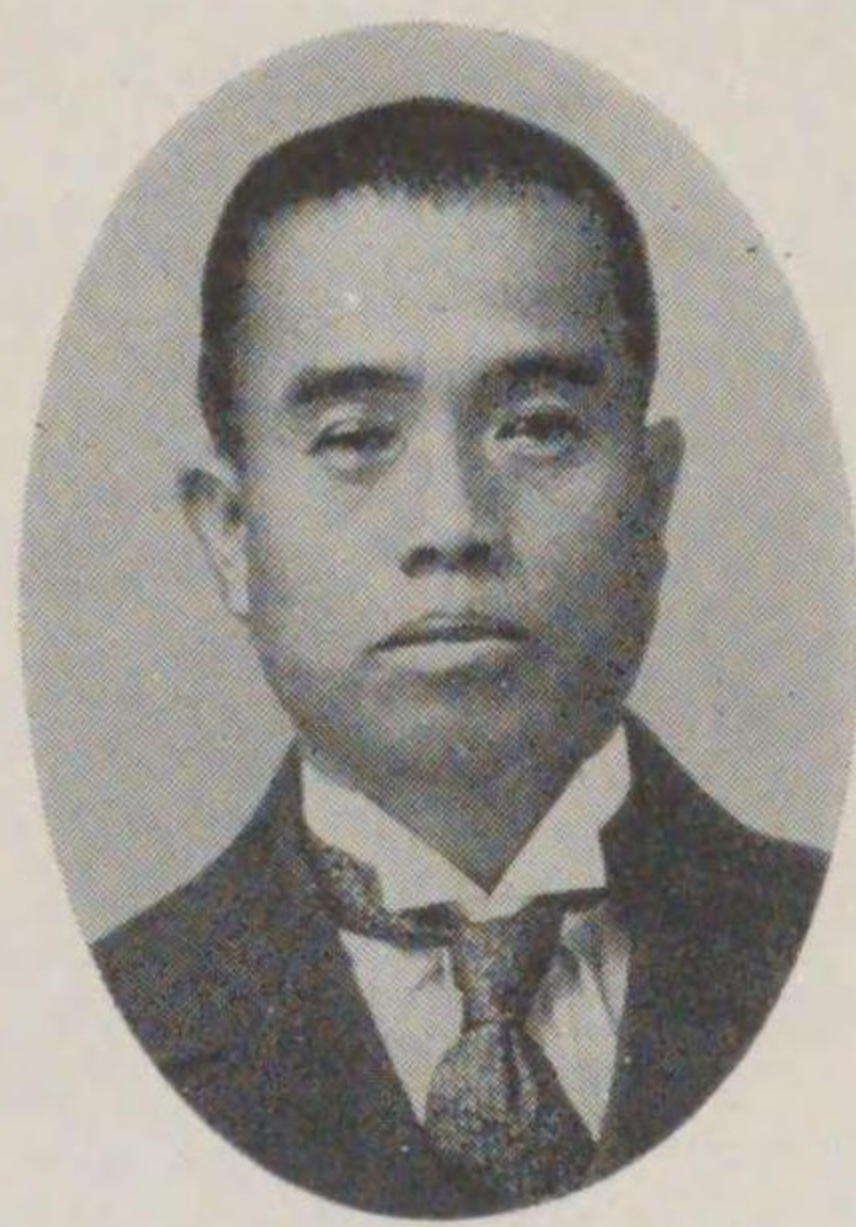
長町江鯨寛



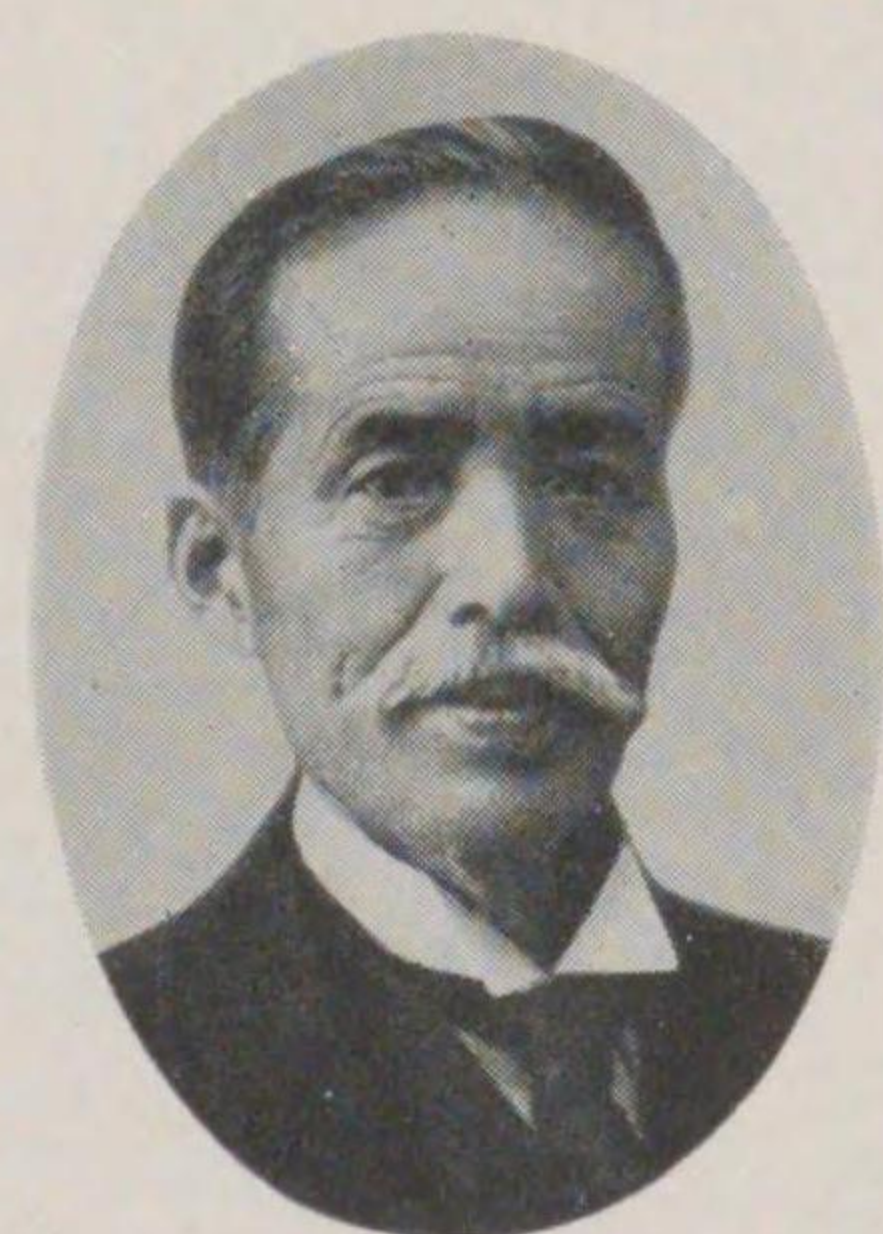
長町郷野平村吉



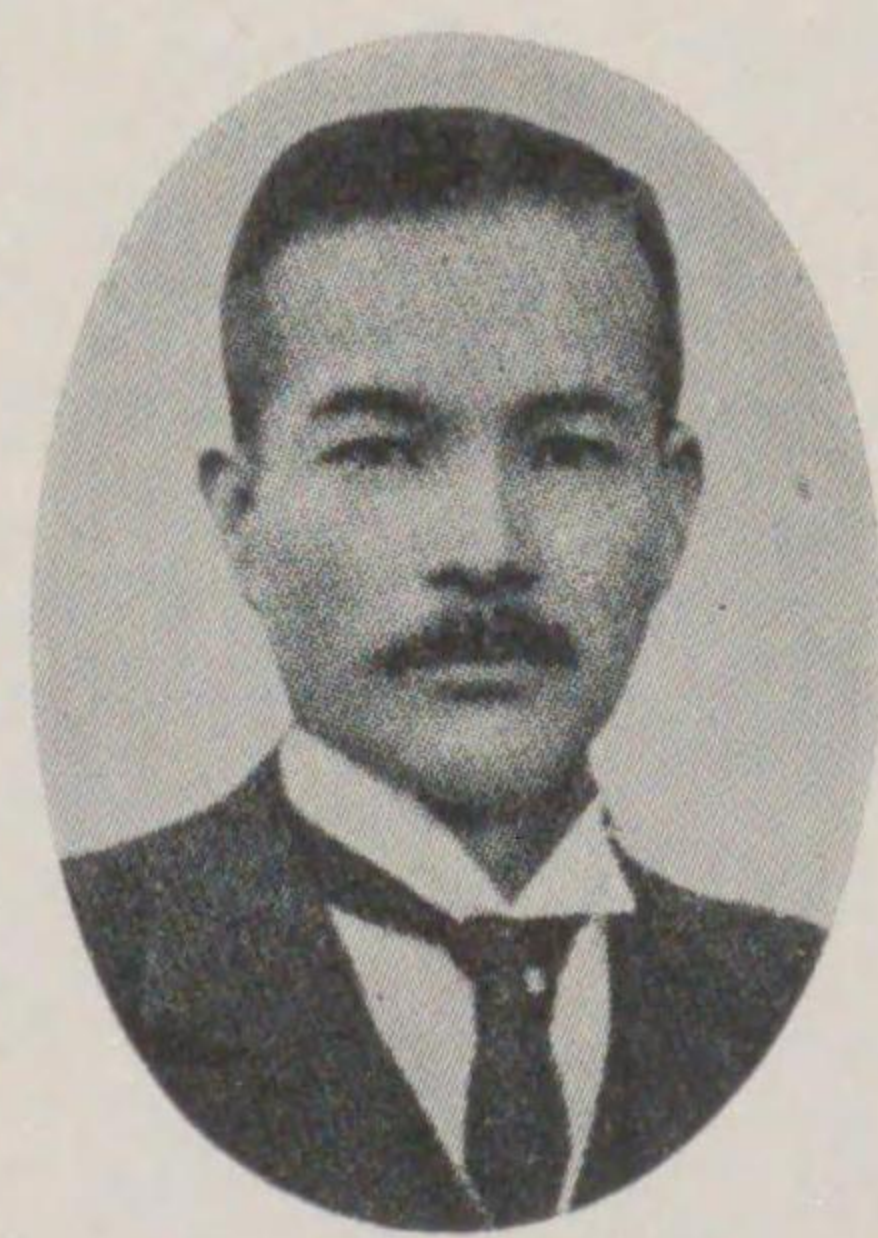
長村水清中田



長村市古田奥

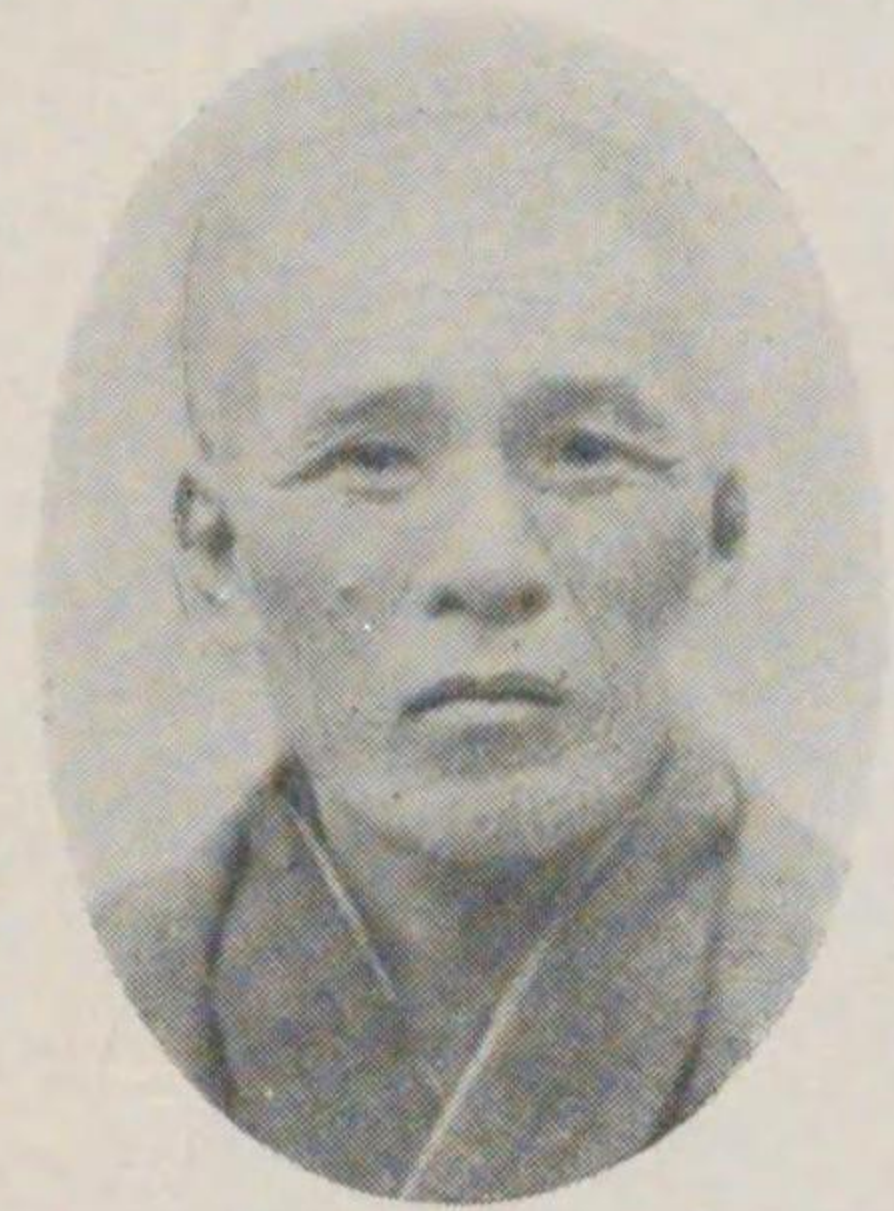


長村濟百北上川

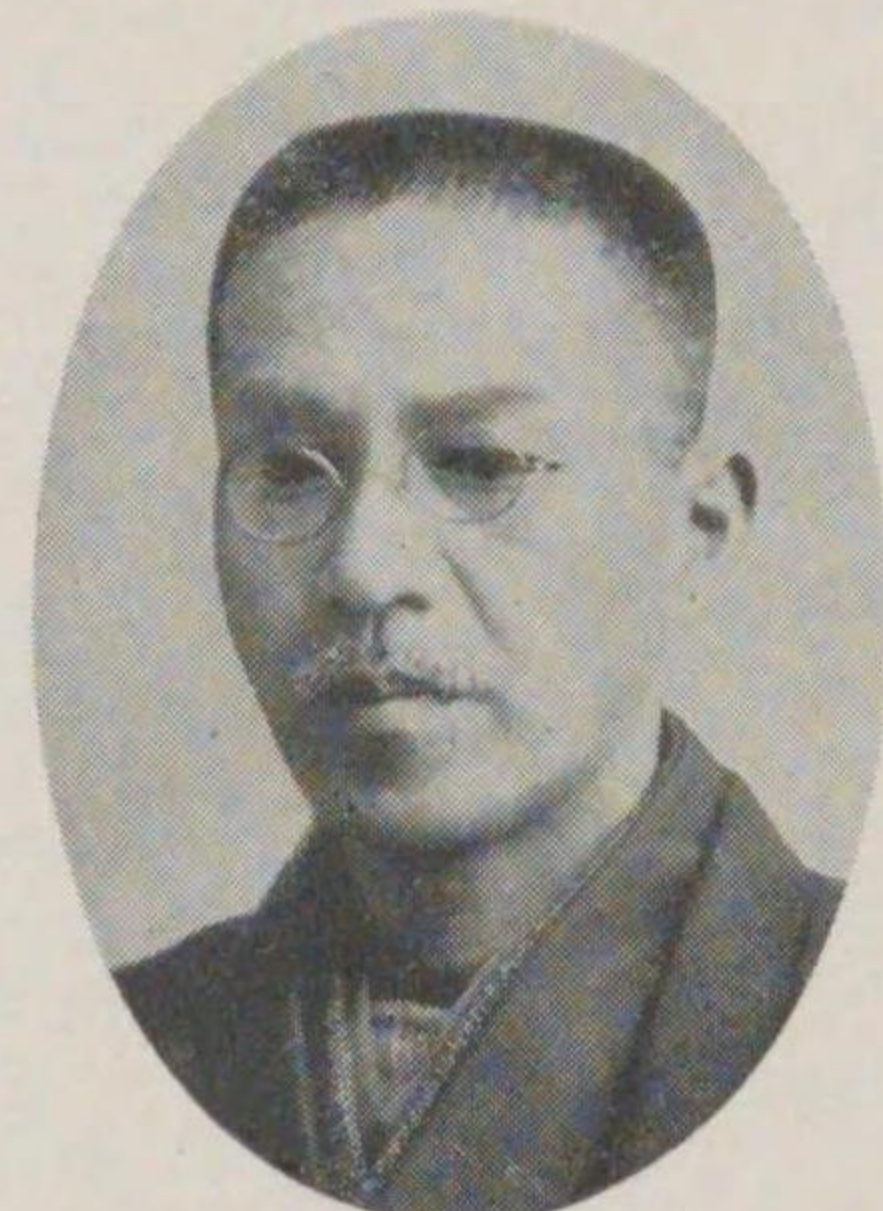


長村連喜部服

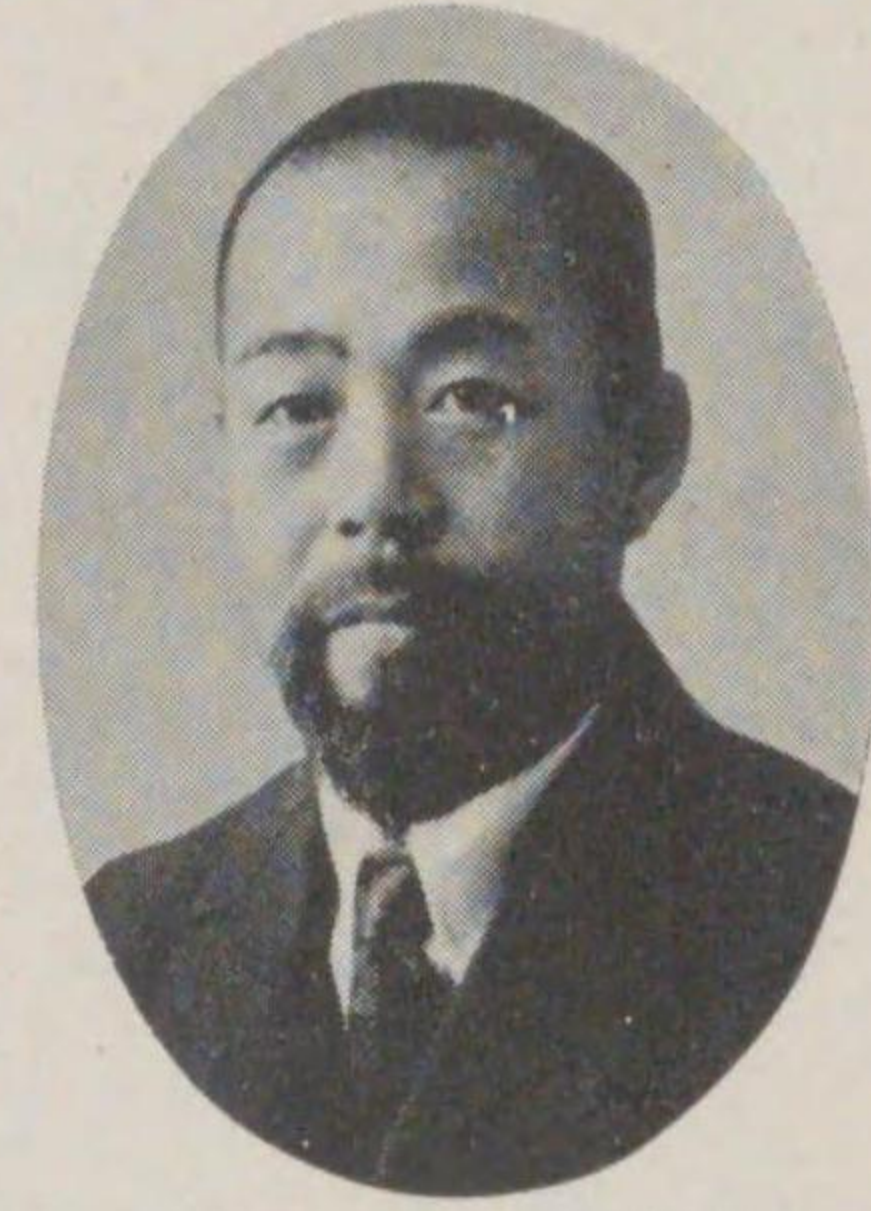
大 阪 市 域 擴 張 關 係 者



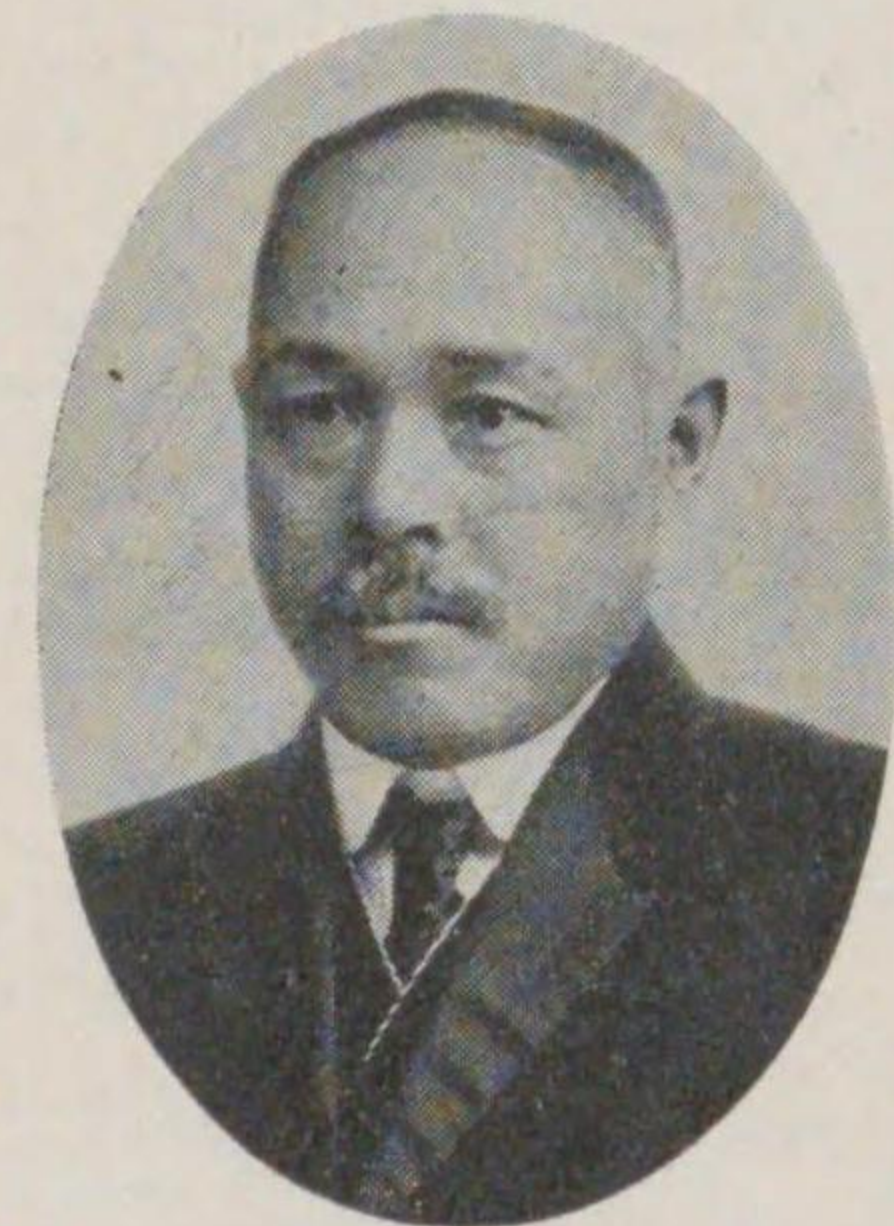
長村羅依野東



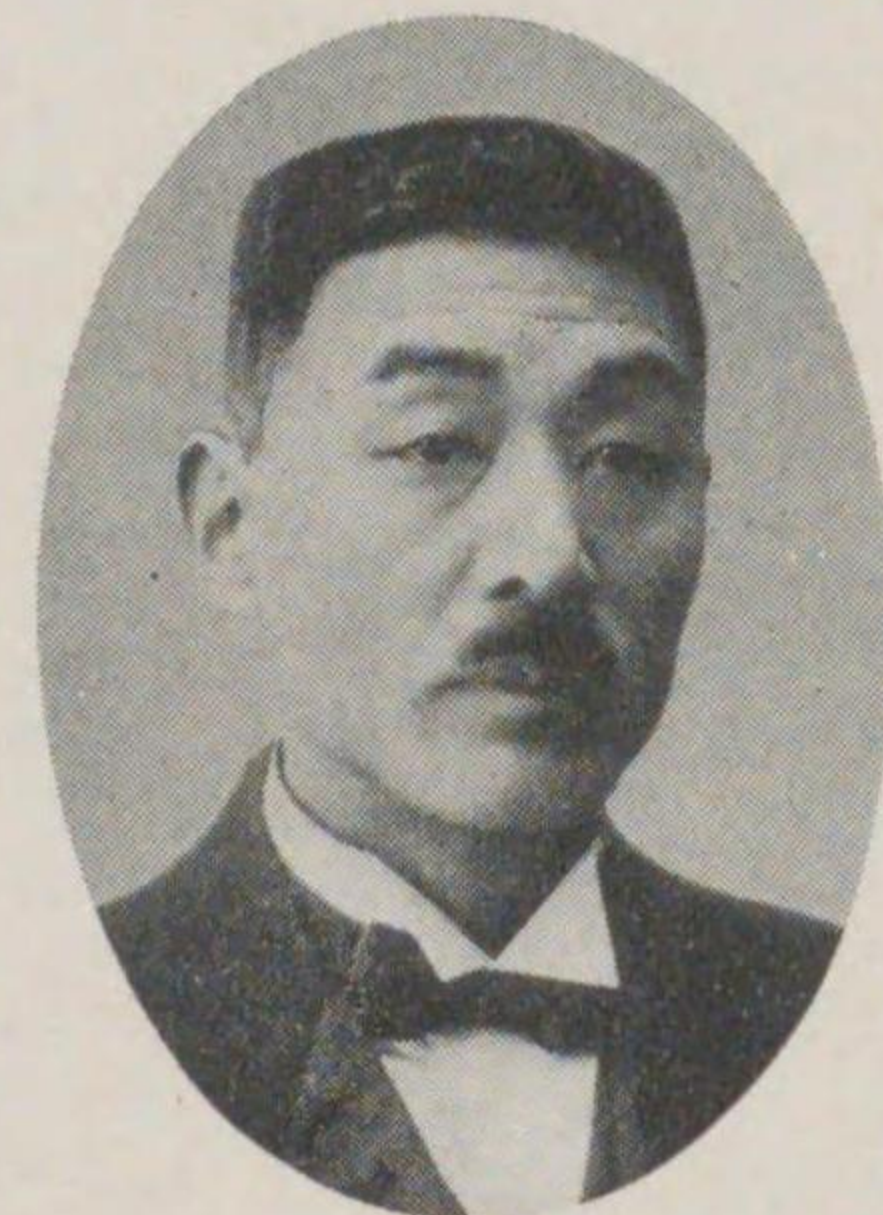
長町邊田 橘



長村濟百南本作



長村吉住田太



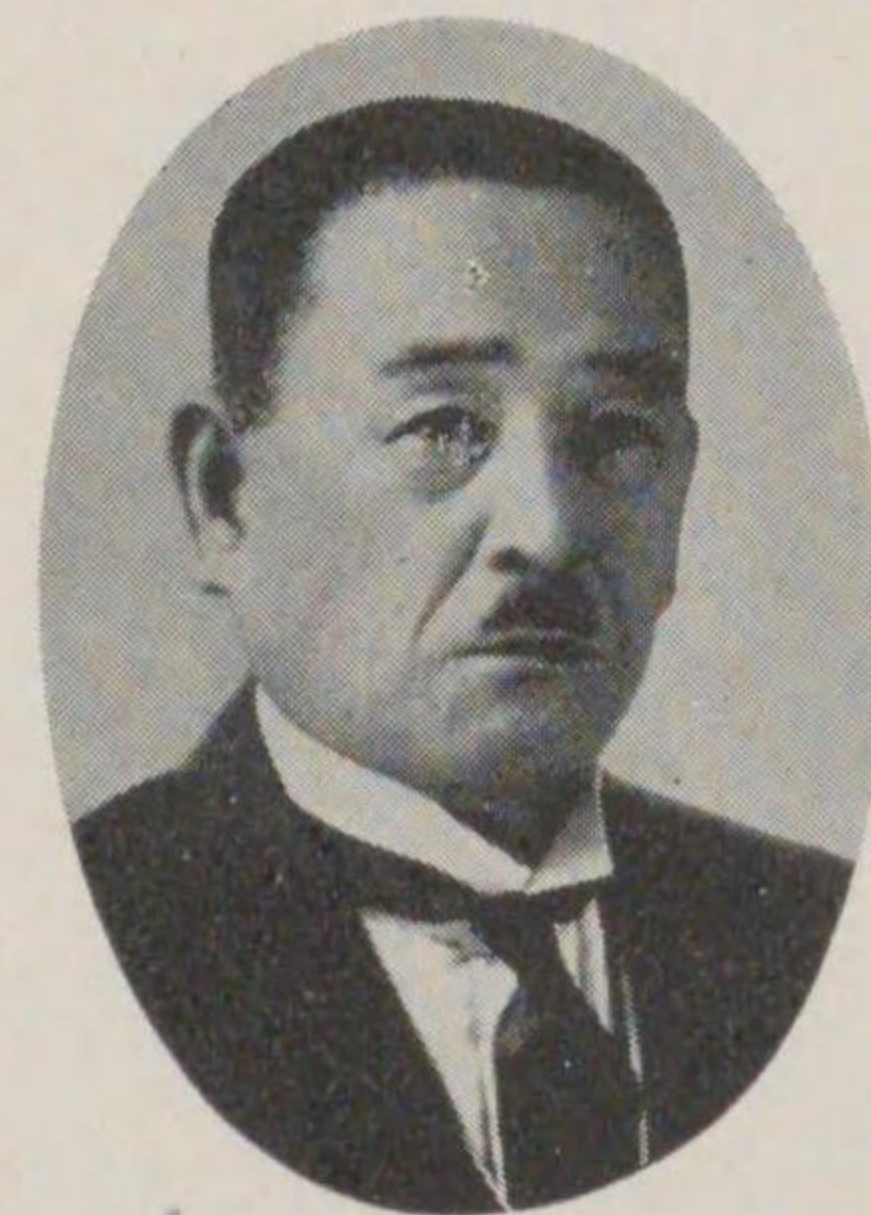
長村江墨野中



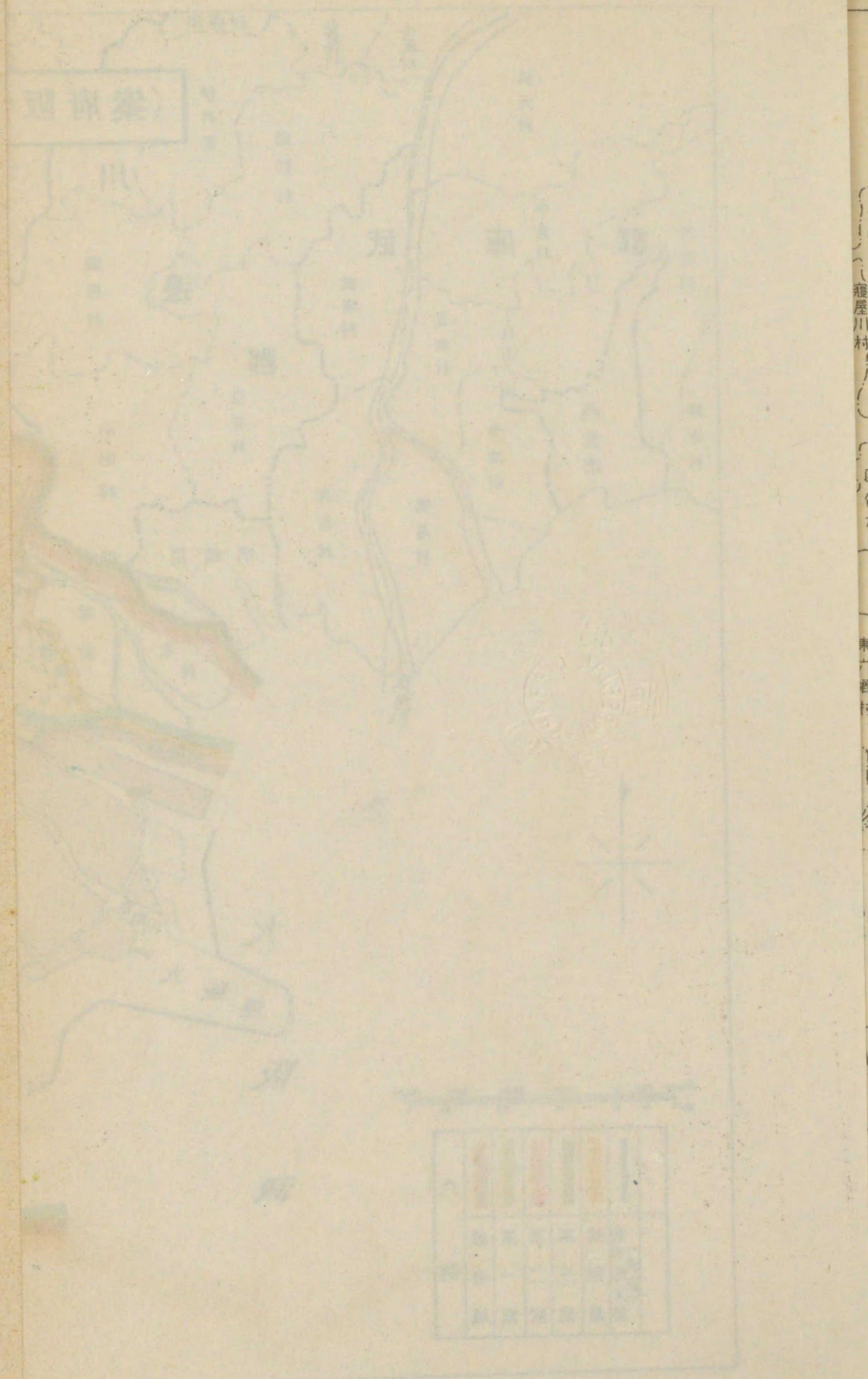
長村居長田淵



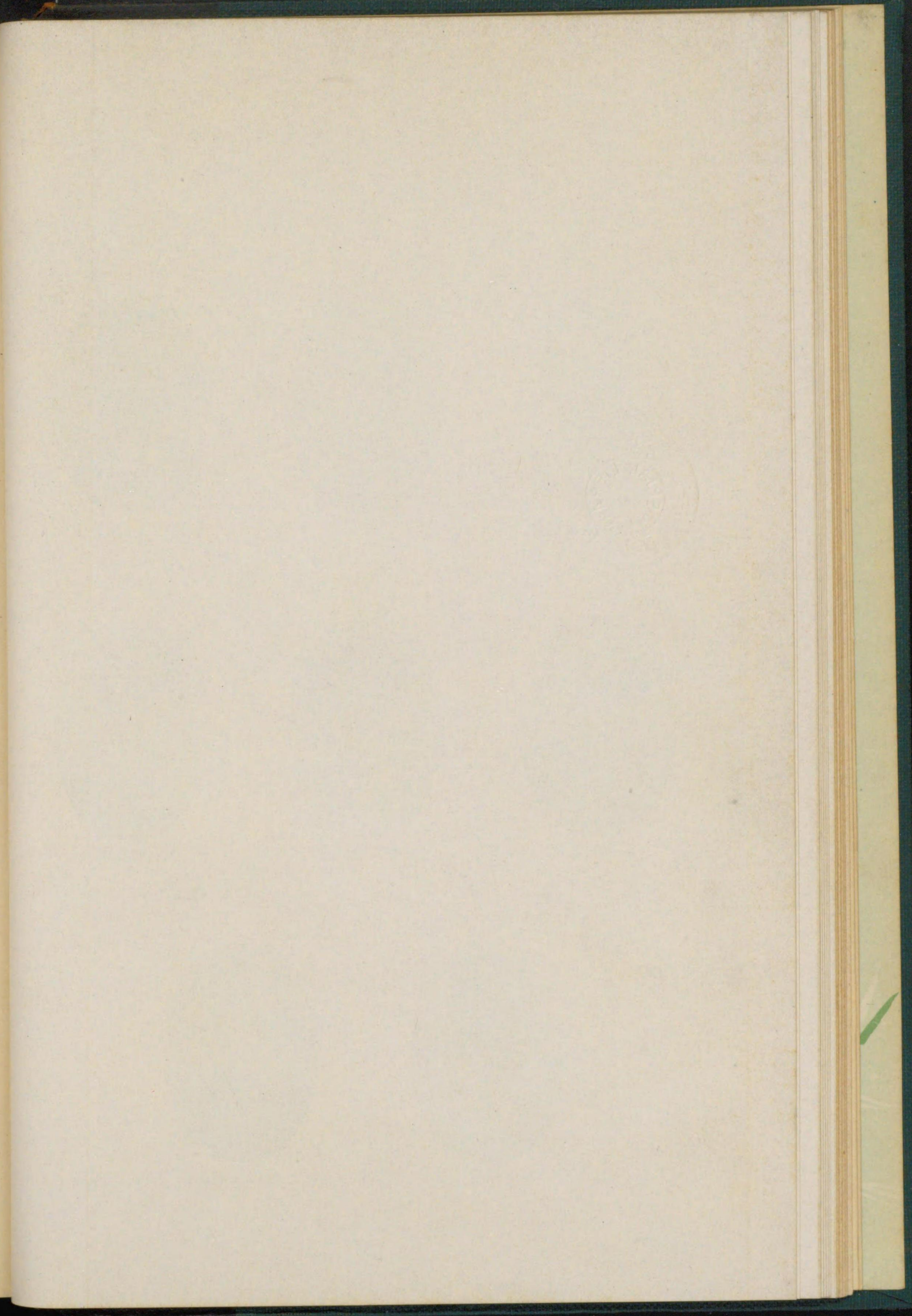
長村津敷口釜




長町立安田平



豊野村
 蘆屋川村
 四條村
 東六郡村
 中高安村
 南高安村

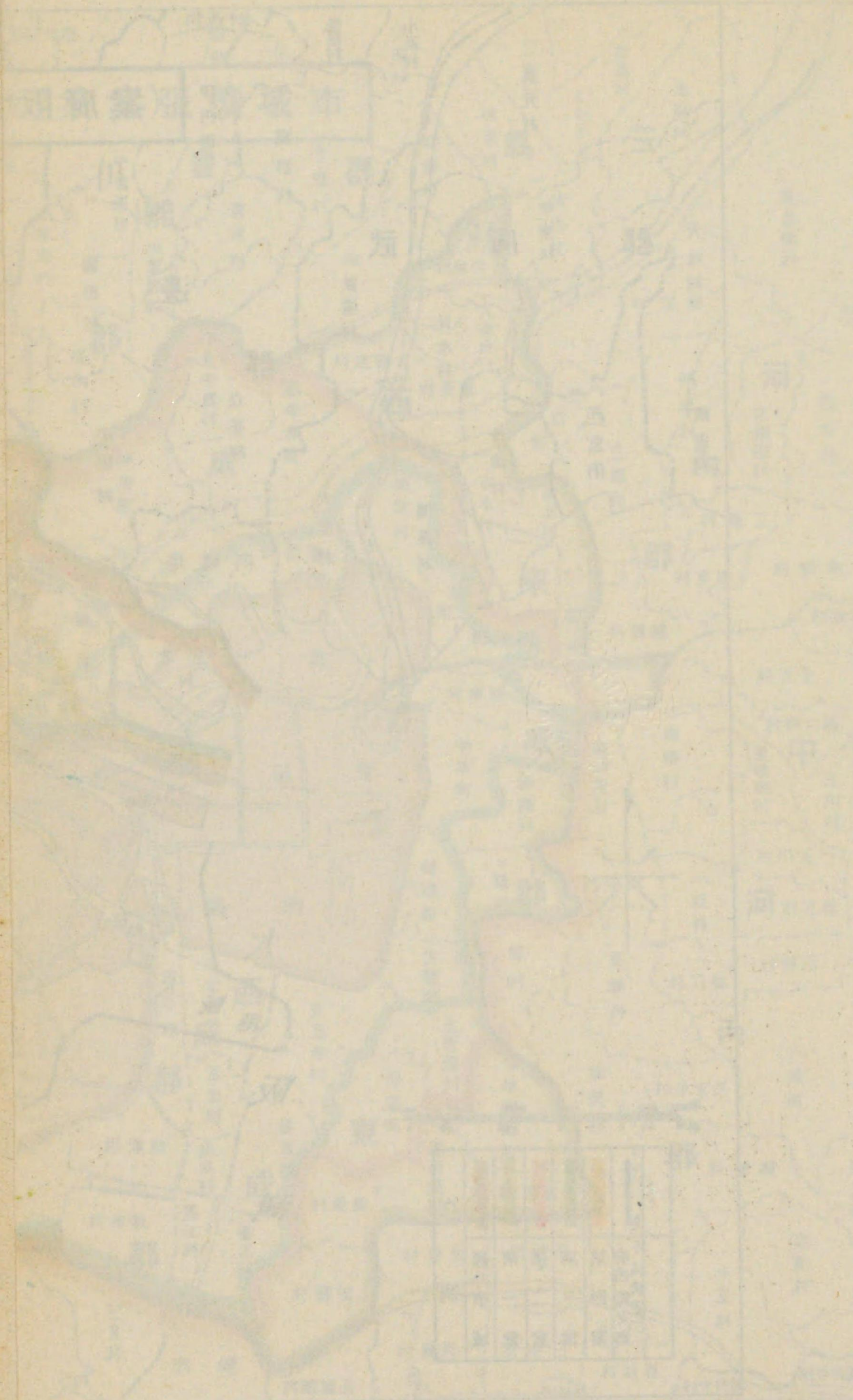


(案市阪大)案諸張擴域市

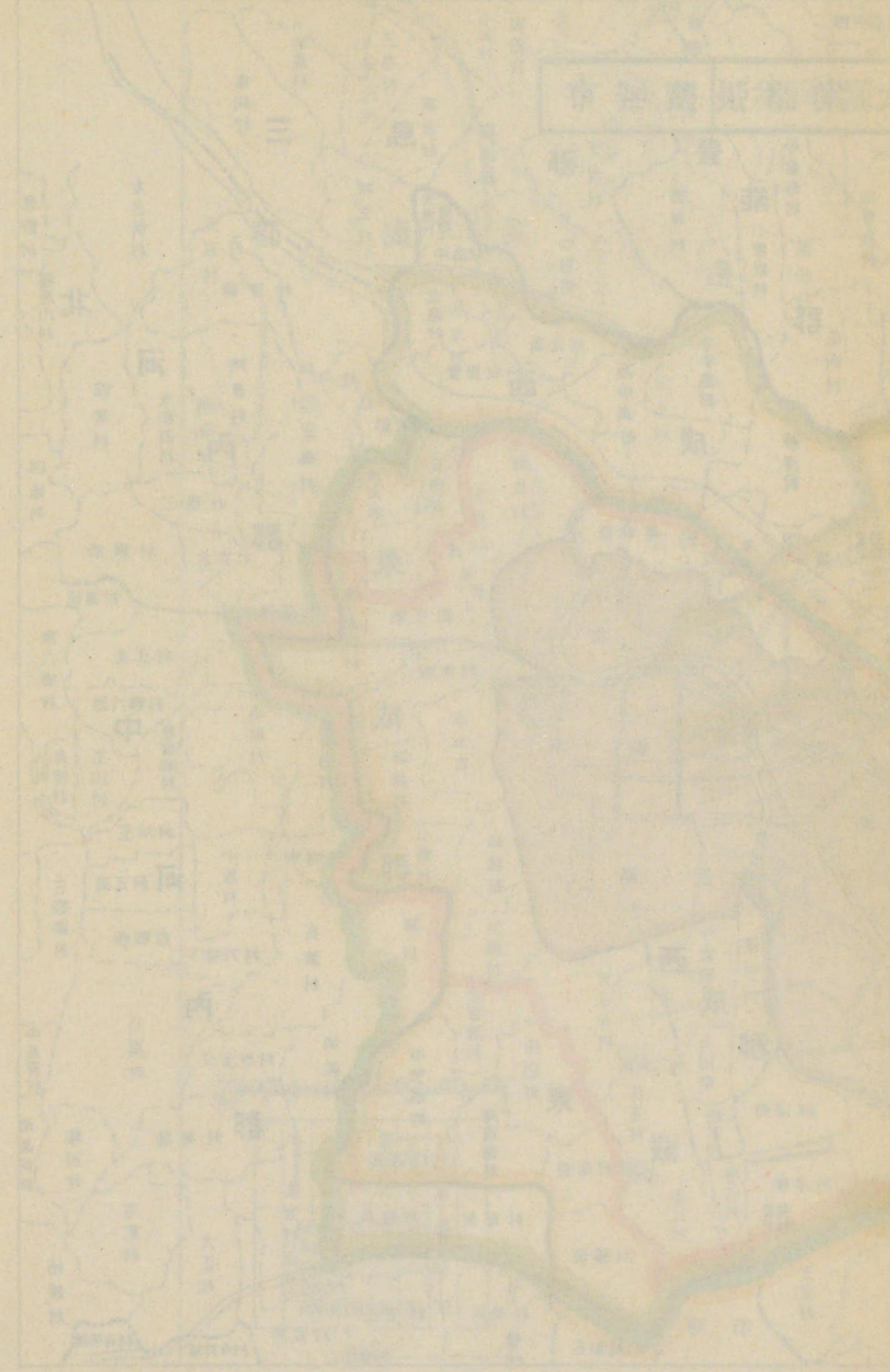


米 500 0 1000 2000 3000 4000
町 10 5 0 10 20 30 1


九	舊	第一	第二	第三	府市
例	市域	第一案	第二案	第三案	府市
					決定案



豊野村
窪屋川村
四條村
東六郷村
中高安村
南高安村

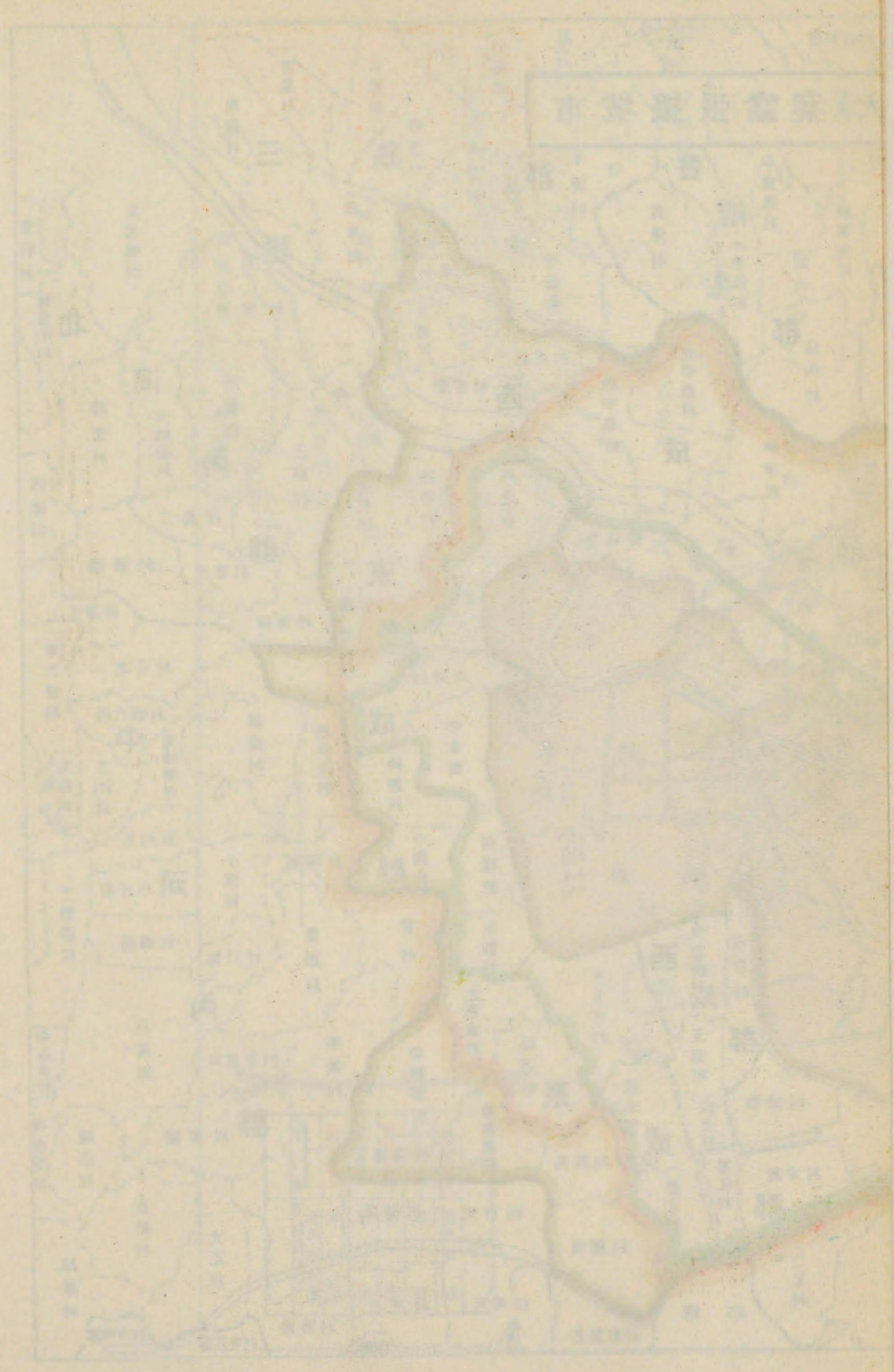


(案府阪大)案諸張擴域市



米 1000 500 0 1000 2000 3000 4000
町 10 5 0 10 20 30 1

九	例
府市協定案	第一案
第四案	第二案
第三案	第三案
第二案	第四案
第一案	舊市域



十周年記念 大阪市域擴張史

前篇



第一章 市域擴張前の大阪

一 第一次市域擴張迄の大阪

昔の大阪は本邦中央部に位し、畿内の咽喉を扼して大阪灣に臨み、古來水陸交通の要衝として海内の重地であつた爲め「浪速」の古稱が正史に現はれたのは、極めて久しい昔のことである。

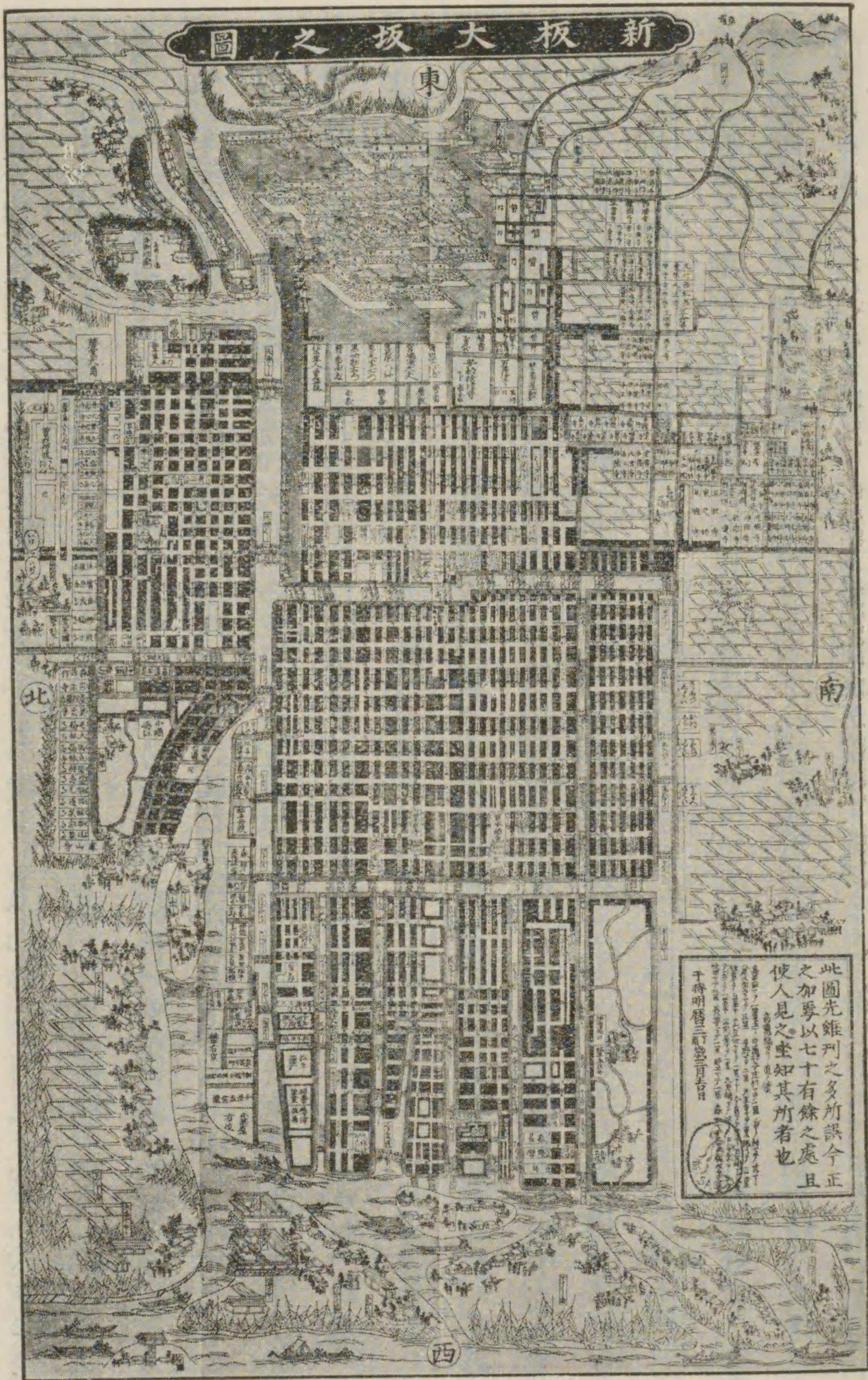
神武天皇御東征の砌、船を此の地に泊めさせ給ふた御事蹟もあり、一千六百二十餘年前、仁徳天皇には都を此の地に遷し給ひて、高津の宮を御造營あらせられ、高き屋に登りて人煙を戀はせ

られた御仁徳は申すも長く、後世の民の普く仰瞻し傳誦する所である。其の後孝徳、聖武の兩朝にも、浪速の地は帝都たるの榮譽を荷ひ、三韓、隨唐との交通頻繁を加ふるなど、本市繁富隆興の端は、早くも其の當時に發せられてゐる。

降つて鎌倉、南北兩朝時代には兵燹相次いで起り、古への帝都も全く其の面影を留めざる衰頹を來したが、明應五年本願寺第八世蓮如が、生玉の莊大坂に石山別院を設けてより、忽ち繁盛に復し、宗教を基礎とした所謂石山時代の門前町が形成せられた。

天正十一年豊臣秀吉天下の政權を握るに及んで、石山本願寺の舊規を擴張し、塹壘を修め、大土工を起し、大坂城を築造したが、其の規模の雄大にして豪華壯麗なる高閣は、天下第一の稱があつた。城の内外は旗下將士の邸第軒を並べ、市街は諸川の開鑿、街路の整理により面目を更め茲に石山時代の門前町は、政治を基礎とした城下町に一變した。且つ秀吉は堺の商人を移り住ましめたので、城下町に加ふるに商都として殷賑を極め、近畿は固より全国各地との交通、通商が開け、果ては暹羅、呂宋等の海外貿易も繁劇となり、其の地位は一躍天下に認められ、大阪今日の大をなす基礎は確立せられた。

慶長元和の冬夏兩陣によつて、豊臣時代終焉を告げ、城閣は焼け落ち、諸侯は邸第を江戸に移



新大坂之圖

し、商賈は四方に離散して、さしもに榮えた天下の城下町も、一時は荒廢見る影もなきに至つた。元和元年松平忠明此の地に封ぜられ、遺民を慰撫すると共に、伏見廢城の住民を招致し、運河を開鑿して交通の便を圖り、市街の整理を行ふなど、極力市勢の恢復に盡瘁した。斯くて大阪は頓に生氣を加へ、豊臣時代當時の總石高五千石に比し、新たに六千八百八十餘石を増し、寛文五年町奉行支配下の北組、南組、天満組の三郷町數五百四十九、人口二十六萬八千餘を算し、次で河村瑞賢の淀川、安治川其の他數次の治水工事が完成するに及んで、市街は愈々整ひ、町數、人口共に増加し、茲に豊臣時代の城下町は、純然たる經濟に基礎を置く商業都市として、繁榮を見ることゝなつた。徳川時代に於ける大阪は、斯く商業都市として施設の完全を期せられた爲め、經濟、交通諸機構は特色ある發展を遂げ、諸藩の藏屋敷が設けられ、物資集散の一大中心となり所謂「天下の臺所」として全國の商權を握り、御用金の調達も、主として此の地に於て辨ぜられることになつた。

以上の如く、維新前の大阪は極めて悠久な沿革を辿つて來たのであるが、其の近代都市への發達の徑路は、先づ石山時代の宗教都市より豊臣時代の政治並に商業都市に進み徳川時代に入つて商業都市としての基礎を造り、更に大なる發達を遂げ、維新後本邦財政經濟の中樞都市として今日

日の地盤を築くに至つたものであると見ることが出來よう。

維新前後の大阪 明治維新前後の我が大阪は、流石に徳川幕政三百年の夢破れて、王政古に復し、日本の根本的變革が形成實現せられんとする折とて、決して華かなものではなかつた。明治元年正月鳥羽伏見の戦に幕軍破れ、徳川慶喜の歸東と共に將士は城を去り、城代なく町奉行所も門を閉ぢ、大阪城も炎上し、全市は物情騒然として不安の渦中に投ぜられ、眞に凋落不振の極に達した。茲に於て同月十日仁和寺宮嘉彰親王征討將軍として御入城、市民慰撫の令を發し薩長兩藩をして市中取締の任に當らしめ、専ら大阪の秩序回復、治安維持に力めさせられた。併し斯かる不安混沌たる世相の裡にも、我が大阪は決して意氣沮喪することなく、絶えず更生の途と、新らしき光明に向つて進むことを怠らなかつた。當時の大阪が如何なる地位を有し、また將來に向つて如何に天下矚目的となつてゐたかは、維新の大業と前後して大阪に帝都を遷すべしとの議論さへあつたことによつても知り得られる。

斯くして明治元年三月二十三日、畏くも 明治天皇には、數百年來鳳輦を京都以外に出でさせ給はなかつた御先例を破らせられ、始めて大阪へ行幸、行在所津村別院へ御着輦後、四句の長きに亘り御駐輦あらせられ、太政官代を難波別院に移され、天保山に海軍を、大阪城に陸軍を親閱

あらせらるゝなど、庶政革新に御精勵遊ばされたが、之れ全く經濟力の中心たる大阪が、封建國家の支配を脱し、卒先して完全に朝廷の支配下に歸し、延いては維新大業の成就、新政の確立に力を致したものである。

維新直後の大阪は、三郷六百二十町で、郷、町、五人組の三重行政組織を構成してゐたが、征討大將軍嘉彰親王御着阪と共に、制度は従前の例に據ることとなり、尙惣年寄、惣代、町年寄等を以て、官公諸般の事務を處理することとなつた。明治元年一月二十二日、大阪鎮臺が置かれて攝河泉三國の政務を統轄し、軍政が布かれたが、五日後には大阪裁判所と改まり、更に五月二日には大阪府と改め、知事の就任を見、始めて府治の基礎が定まるに至つた。一方市中に於ては翌二年惣年寄を廢し、三郷の稱を止め、新に東西南北の四大組が設けられて、大年寄(官選)、中年寄及び町年寄(公選)が、行政事務の管掌に當ることとなつた。其の後五年に至り、此等年寄は總區長、區長、戸長に改められたが、間もなく數等の區長、戸長の制が採用せられた。越えて明治八年大阪府管内全部が、大小區の制に改まるに及んで、東大組を第一大區として二十三小區に、南大組を第二大區として十四小區に、西大組を第三大區として二十三小區に、北大組を第四大區として二十小區に分ち、大區に區長、小區に區長及び戸長を置いたが、更に小區の區長は之を廢し

戸長のみとした。斯くて明治十一年七月に至り「郡區町村編制法」發布せられ、翌年二月大小區の制は廢止となり、第一大區は東區、第二大區は南區、第三大區は西區、第四大區は北區と改稱して、四區制が施行せられ、現在の區制の基礎が確立するに至つた。

以上の如く、維新以降大阪の諸制度は、數次に亘つて改變せられたが、市民の自治生活も之に伴つて漸次舊時の因習を脱し、向上著しきものがあり、市としても教育、土木、勸業等の諸施設愈々滋きを加へ、從來の法制に基く職能を以てしては、到底之が完全を期すべからざるに至つた。政府も斯かる地方的事情に鑑みて地方自治及び地方分權の原則を法制上に確立するの必要を認め國家に於て立法及び行政上の大綱を統轄すると共に、立憲政治の基礎を定むることとなり明治十六年より自治制度の制定に着手し、爾來數年幾多の紆餘曲折を経て、遂に同二十一年四月市制町村制の公布を見ることとなつた。越えて翌二十二年二月、大阪は内務省告示を以て、市制施行地に指定せられ、大阪府令を以て、大阪四區に四月一日より市制を施行することとなり、茲に始めて市制に基く「大阪市」が現出するに至つた。

特別市制時代 明治二十二年四月、大阪に市制の實施を見るに至り、四區の全域を以て市の區域とされたが、廟議に於て東京、京都、大阪の三都は、他の小都市と趣を異にし、市制を一律に

施行するのは、適當でないとの理由から、特例を設けることとなり、所謂「特別市制」の實施を見るに至つた。即ちそれは市長の職務は府知事、助役の職務は書記官之を行ひ、理事機關としての市參事會は府知事、書記官及び名譽職參事會員を以て組織して府知事之を代表し、收入役、書記其の他附屬員は府吏員をして分掌せしむる制度であつて、市役所も當分府廳舍内に置き、地方公益に關する事業も亦府が直接に經營したのであつた。併し斯かる制度は三都の自治權を制限すること著しく、爲めに地方自治の根本精神に背くものがあるので、民間に強い反對が起り、年々議會に於て之が廢止論が沸騰したが、遂に明治三十一年九月三十日限り、此の官治主義に基く特別市制は廢止せらるゝこととなつた。

此の間に於ける大阪市政は、假令變態的な自治制にもせよ、着々發達の緒に就き、明治二十二年六月四區を以て市會議員選舉區と爲し、議員は之に依つて選出され、市會は七月一日、市參事會は同月九日夫々始めて議事を開き、十月一日四區役所の開廳を見るなど、諸制度は着々整備に向ひ、市の事業としては、明治二十四年上水道の敷設工事に着手せるを初めとし、次で同二十七年には下水道工事が起り、更に市民生活及び其の教化に緊要の關係ある保健施設、教育施設等に對しても、之が改善擴充の計畫を進むることとなつた。

併し此の期に於て特筆すべき市の事業は、明治三十年の第一次市域擴張と、築港工事の二である。第一次市域擴張は別項記載の如くであるが、大阪の築港工事は當時に於ては實に破天荒の大事業であつた。當時大阪市の歳計豫算は百萬圓内外であつたのに、工費千八百餘萬圓を投じて築港を拵へると云ふのであるから、其の計畫たるや無謀に近いものであつた。而も横濱、神戸の如く國の事業として行ふのでなく、市独自の力を以て之を爲し遂げんとするのであるから、實に容易の業ではなかつた。然るに市制施行後十年を出でず、總てが創成準備期にある當時に於て、大阪市が斯かる大事業を計畫し、凡ゆる障害を排して遂に之を大成したのは、市の實力の致す所とは云へ、先覺者の着眼努力と市民の意氣の然らしめた所であつて、大に誇るに足るものがある。大阪港をして昔の儘の河港たらしめたならば、日露戰爭及び歐洲大戰に際して、大阪が經濟都市としての大使命を果し得たかは疑問である。

之を要するに、特別市制時代の大阪は、制度こそ變態的であり、又輿論は之が廢止に終始してゐたものゝ、既に維新以來の沈滞不振の世相から離脱し、市制に基く自治都市として創成の完きを期してゐたのである。次いで歐米文化の輸入に伴つて經濟財政の機構も改まり、商業の繁盛を促す外、工業に於ても紡績業を先鋒として、各種工場工業の漸進的勃興を見つゝあつたが、殊に

日清戦争を轉機として商工業の發達更に著しきを加へ、市勢は頓に進展して、徳川時代の商業都市は、一躍現代的商工都市の列に加はることゝなつた。

二 第一次市域擴張時代の大阪

擴張前の市域 維新直後の大阪市街地は、町奉行支配地として、天満組、北組、南組の三郷六百二十町を以て形成されてゐたことは、既に之を述べた。此等町の中には、往々他に飛地を爲すものもあり、自他兩屬の兩役地さへあり、其の境界は錯綜を極めたものであつた。其の後諸制度の整備に伴ひ、屢々地域に變更が加へられ、漸次面目を一新するに至つたが、明治十二年「郡區町村編制法」の實施に依り、東西南北の四區が編制せられ、從來の變動常ならざる市域も、漸く十五平方軒を占むる領域として安定するに至つた。之と同時に市郡境域の變更及び町名の改稱が行はれたが、當時の町數は東區百五十七町、南區九十七町、西區百七十五町、北區九十四町計五百二十三町であつた。尙ほ此の四區制の下には舊の小區を分畫と改め、其の數は三十五を算したが、翌十三年戸長配置及び選舉法制定せられ、各町戸長を置くものと、數町聯合して置くものに分れ、同年七月分畫は廢止せられた。

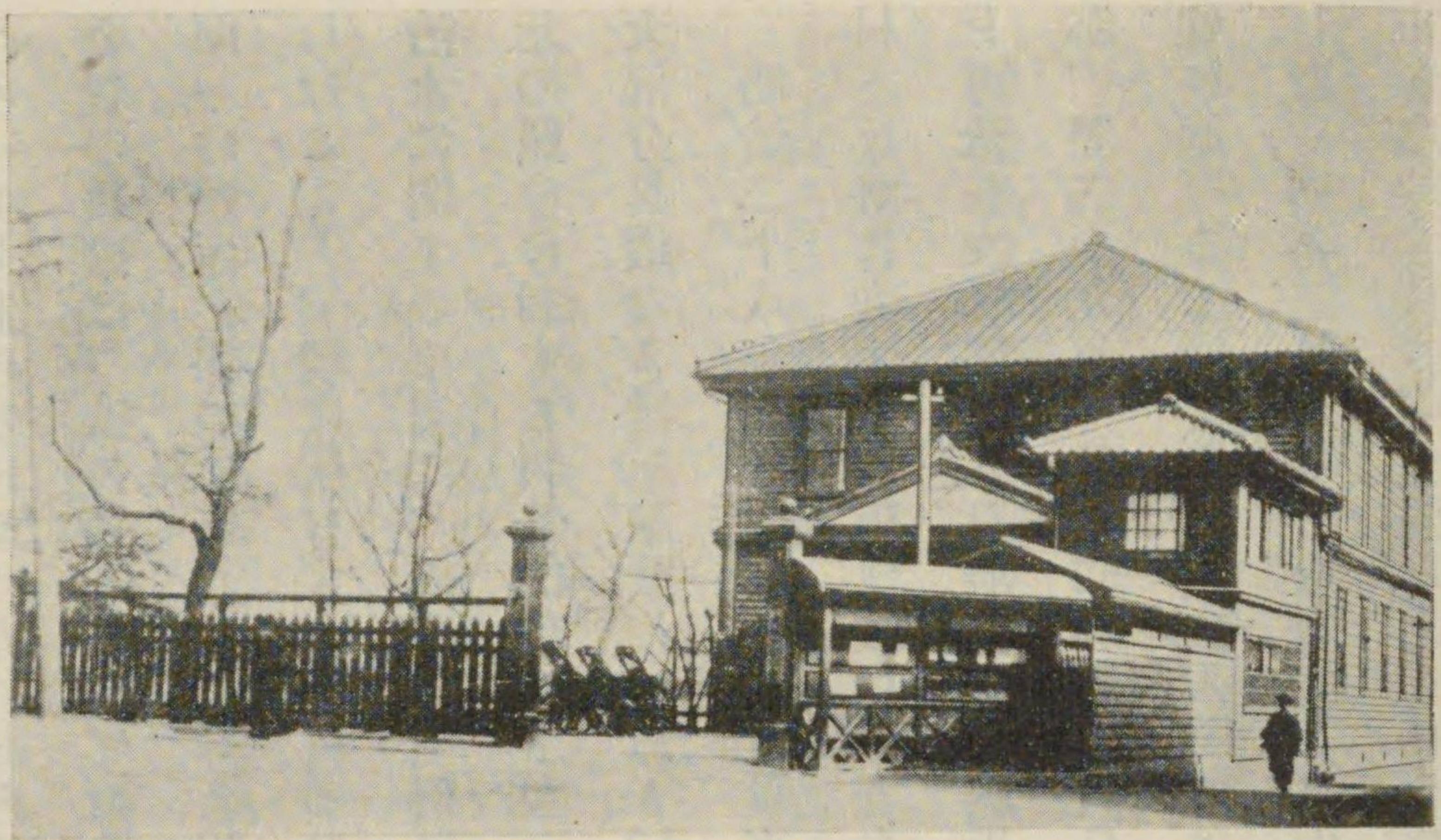
更に翌十四年八月、戸長配置及び選舉法の改正を見東區、南區各九、西區十一、北區八計三十七分畫となつたが、之も亦十七年戸長が官選となるに及んで廢せられ、戸長役場管理區域が制定された。此の管理區域は、東區九、西區十一、南區十三、北區十合計四十二を算し、各管理區域に屬する町は、之を聯合と稱した。併し此の聯合も十九年戸長役場廢止に至り、全く有名無實に歸した。

斯く區の内部の編制は、幾度となく變改されたが、市域は明治十二年以來長く變更さるゝことなく、殊に同二十二年四月市制の實施を見るに至り、四區全域を以て市の區域とされたので、茲に先づ大阪市域が確定されたわけであつた。其の市域は船場、島の内、堀江、天満を主要部として一塊の地形をなし、それに龜岡街道(天神橋筋)及び紀州街道(日本橋筋)に沿ふて發達した街道町と六軒家川合流點に至る安治川沿ひの兩側の町とが、長く鬚鬚の如く不規則に突出したものであつた。尙ほ現在の區と比較すれば北は北區北半及び淀川以東、東は東區の中玉造以南、南は浪速、天王寺兩區、西は此花、港、大正各區の地域は全く之を含まなかつた。従つて當時の市域は、大阪の海陸の門戸とも云ふべき大阪港、大阪驛附近の一帯は、全く市外にある有様であつた。

市域擴張の顛末 市制の施行以來、漸次都市の面目を改めつゝあつた大阪市の、日清戦争を契

機として、經濟力の發展益々顯著となり、眞に商工都市に躍進したことは既述の如くである。然るに其の市域は僅か十五平方軒にも足らざるに明治二十八年には人口五十萬に垂んとする勢を示し、市内は市民の住宅は勿論工場の建設にさへ狹隘を告げ、將來の商工業の發達の爲めには其の餘地を接續町村に求むるの已むなきに至つた。當時の調査に依れば、接續町村に於ける工業會社は四十五箇所、其の資金千二十五萬餘圓、製作場九十四箇所、其の資金百三十八萬餘圓、其の他諸種の會社十箇所其の資金八萬餘圓を算し、此等設立者若しくは資金醸出者は、殆んど大阪市民であり、又該地營業の關係に於ても、生活の度合に於ても、事實上大阪市と何等擇ぶところなく、果ては發達の急激なる餘り、境界互に錯綜して、一見市郡の區畫の分界を明かにすることが出来ないやうになつた。

斯く本市進展の餘勢は、接續町村の市街化を馴致し、市郡の關係は年と共に密接の度を加へて停止するところを知らなかつたが、行政區域の所屬を異にするにより、衛生、警備、交通、財政、教育等の各方面に於て、市の被る不便と損害は甚大なるものあり、之が爲めには接續町村を編入して、統制ある行政の下に置くの外なく、且つ又大阪市が巨資を投げる上下水道工事の竣工近きにあるも、周圍部の編入なくして、保健衛生上の効果を收め難きは極めて明瞭なので、市の地域



江之子島時代之大阪市役所

擴張は當然の歸結となつた。此の外接續町村編入の機運を早めたものは、築港工事急施の必要であつた。大阪築港の實現如何は、大阪永遠の盛衰を左右する問題で、其の工事の速成は當時官民有識者間に最も熱心に唱道せられたのであるが、不條理にも築港施工區域は前記の通り市外に在つたので、築港問題の解決は、接近町村の編入を以て、其の先決要件とすることになつた。

茲に於てか、明治二十六年の交、接續町村編入の機運熟し、大阪市參事會は近郊三十一ヶ町村に就き、財政、經濟、衛生其の他諸般に亘り調査を開始した。斯くて市參事會は、明治二十七年九月其の結果を、全市會議員に内報する所あり、翌二十八年二月、大阪市參事會山田信道大阪府知事は、市に編入せんとする接續町村長に向つて、編入に異議なきや否やの照會を發し、愈々編入實現

への一步を進むるに至つた。該照會の内容は、編入遂行の利益を力説するとともに、編入後町村公費の負擔は、監督官廳に於て増すも可なりと認むる迄は、一時に増加せざることを、現在の市と同一の體面を保つに至らしむべき程度の設營は、緩急前後の順序を誤らず、計畫を圓滿に設立せしむること、現に所有する町村の財産は、編入後も從來の區域の共有として存續せしむること、治水に關する事業は、從來の慣例に依ること等の條件を附し町村の同意を促したものであつた。此の照會に對する回答は早くも翌三月中には出揃ひ、三十一ヶ町村中、二三の町村を除く外は、大部分異議なき旨を記載してあり、茲に町村編入の大綱は、内決せられた譯であつた。

明治二十八年四月、市會は市參事會報告の調査書に依り、市參事會員と共同して、編入希望町村と協議に従事した市會議員十五名の建議を容れ、接近町村編入に關し、府知事に建議するの議を可決した。同年九月府知事は調査委員會を組織し、市會建議の採否に關し調査を開始せしめたが、翌二十九年一月、同調査委員長は、詳細に亘る意見書を知事に提出し、町村編入の遂行は時宜に適せるものとなし、編入區域は市會の建議を參酌して、府自體に於て査定すべきことを主張した。同年三月九日、大阪府知事内海忠勝は大阪市會に對し、接近町村編入の諮問を發したので市會は時を移さず、同月十三日全會一致を以て、同諮問に異議なき旨の答申を發することに可決

した。斯くて同年七月十日大阪府告示第百八十五號を以て、接近町村編入の告示が發せらるゝと同時に、勅令第二百六十七號を以て、大阪市の區域變更の勅令が發布せられ、明治三十年四月一日より實施されることとなり、茲に多年の懸案たる接近町村編入の問題は、解決せられたのである。

擴張後の市域 大阪市に編入せられた接近町村は、大阪府告示に依れば次の通りである。

大阪府告示第百八十五號

市制及町村制第四條ニ依り明治三十年四月一日ヨリ左ノ區

域ヲ大阪市の編入ス

- | | |
|---|--|
| 一 西成郡九條村 | 九 西成郡木津村ノ内勝間街道ヨリ西ハ宇高畑、宇東開ノ北ヲ通スル道路南端以北宇開キ東ノ樋ヨリ開キ大樋ニ達スル井路以北、勝間街道ヨリ東ハ大阪鐵道線路敷地南端以北 |
| 二 西成郡三軒家村 | 十 西成郡今宮村ノ内大阪鐵道線路敷地南端以北 |
| 三 西成郡天保町 | 十一 東成郡天王寺村ノ内大阪鐵道線路中本線ト城東線ト分岐スル所ヨリ西ハ線路敷地南端以北、本線ト城東線ト分岐スル所ヨリ北ハ城東線敷地東端以西 |
| 四 西成郡川南村ノ内木津川以西 | 十二 東成郡生野村大字國分ノ内大阪鐵道城東線敷地東端以西 |
| 五 西成郡川北村ノ内傳法川以南 | 十三 東成郡西高津村 |
| 六 西成郡傳法村大字北傳法ノ内宇東明石島及大字南傳法ノ内宇南十ノ割堤防敷地及其以西 | |
| 七 西成郡西濱町 | |
| 八 西成郡難波村 | |

- | | | |
|-----|---|---|
| 十四 | 東成郡東平野町 | ヲ通スル惡水路ノ右岸以南字浮田八百二十四番地ノ北ヨリ字上中野四百七十六番地ノ北ニ通スル道路ノ北端以南字南中野四百五番地以南字三昧ノ側二百九十一番地乃至二百九十三番地以南大字南濱ノ内字蘆原、蓮田及石橋ヲ通スル惡水路ノ右岸以南 |
| 十五 | 東成郡清堀村 | |
| 十六 | 東成郡玉造町 | |
| 十七 | 東成郡鶴橋村ノ内大阪鐵道線路城東線ト猫間川ト接スル所ヨリ南ハ城東線敷地東端以西、城東線ト猫間川ト接スル所ヨリ北ハ猫間川以西 | |
| 十八 | 東成郡中本村ノ内猫間川以西 | 二十六 東成郡鯉江村ノ内大阪鐵道線路城東線敷地東端以西 |
| 十九 | 西成郡北野村 | 二十七 東成郡都島村ノ内大字善源寺字九ヶ惡水路右岸以南 |
| 二十 | 西成郡曾根崎村 | 二十八 東成郡野田村ノ内字東七反田ノ西ヲ通スル井路ノ左岸以西 |
| 二十一 | 西成郡上福島村 | |
| 二十二 | 西成郡下福島村 | |
| 二十三 | 西成郡川崎村ノ内字西流山惡水路右岸以南 | |
| 二十四 | 西成郡野田村ノ内中津川以東 | |
| 二十五 | 西成郡豐崎村ノ内大字國分寺、大字本庄ノ内字東流山千五十一番地以南字東流山ト字猿樂ノ間 | |

明治二十九年七月十日

大阪府知事 内海 忠勝

以上を以て見ても、當時の市域擴張は、東成、西成兩郡の二十八ヶ町村の全部又は一部に亘つて行はれ、相當大規模のものであつた。其の區劃決定の標準は、行政區域に依らずして地理的に

行はれ、河川、街道或は鐵道線路等を以て、市郡の境界とせるものなることが窺はれる。斯くて市域は、北端は傳法川に至り、東部及び東南部は略々大阪鐵道線路を境界とし、南端は木津川沿岸に伸び、西南は海岸線に達することゝなつたので、本市海陸の門戸たる大阪港及び大阪驛は勿論工場地及び田畑も之に包含され、商工都市將來の發展に、充分なる餘地を與ふるに至つた。之に依つて市の面積は、従前の十五平方糎に比し、約三倍半の五五平方糎に擴大し、人口も亦明治二十二年の四十七萬二千に比して約五割の増加を來し、七十五萬八千を算するに至つた。

三 第二次市域擴張迄の大阪

日露戰爭前後の大阪 前記の如く、明治三十年四月一日の市域擴張に依つて、面目を一新せる大阪市は、更に翌三十一年十月一日、官治主義に基く市制特例の廢止と共に、一般市制の適用を受くることゝなり、茲に獨立の自治體として活躍を開始するに至つた。田村太兵衛氏が從來の官選市長に代つて、市民の公選に依る初代大阪市長に就任し、助役、收入役、書記其の他市吏員を置き、事務を教育、産業、土木、衛生、庶務、會計等の各課に分掌せしむるなど、専ら市政機構の確立と、市民本來の自治生活に基く市政發展の開拓に力めたが、次で明治三十二年十二月九日

には、市制施行以來府廳内に開廳せられてゐた市廳舎を、西區江之子島上ノ町木津川橋東詰に移轉した。爾來市勢の進展に伴ひ、自治體としての事務も益々繁劇を加へ、殊に日露戦争前後に於ては、各方面の活氣に伴ひ、市の營む施設竝に事業も見るべきものが多かつた。今其の主なるものを擧ぐれば、次の通りである。

近接町村編入前後より開始されてゐた上下水道擴張改良工事（工費上水道は八十八萬圓、下水道は約百萬圓）は、明治三十四年に完成し、更に上水道は同四十一年に水源池を柴島に相して、第二次擴張工事を起し、下水道は翌四十二年に改良工事に着手した。

明治三十年來施工中の築港工事は日露戦争勃發間近に、同三十六年八月防波堤工事及び港内一部の浚渫工事を機とし、其の利用を開始したので、茲に大阪港は貿易港として發展の緒に就いた。當時の輸出額は一千八百萬圓であつたが、日露間交戦開始の三十七年には、一躍三千萬圓に上り、戦後更に躍進して四十年には六千萬圓への増加を示すに至つた。之は戦勝に依つて増進した本邦品の需要が、主として大阪に求められ、從來神戸を経過した貨物の多くが、築港開放に伴ひ、直接大阪より輸出されることとなつた爲めである。一方輸入に就ても、開放當時は一千六百萬圓なりしものが其の後財界の好況と工業都市への顯著なる進展とに依り、機械類及び原料品

其の他を、外國に求むるの傾向を激増せしめた爲め、戦後の四十年には一躍三千四百萬圓に増加するに至つた。

斯く築港が市民の經濟的發展に大なる役割を演ずるに至つては、交通機關を開設して築港と市街地との距離を短縮せしめ、其の埋立地の利用開發に資する所がなくてはならぬ。茲に於てか明治三十六年築港開放後間もなく、現在の港區花園橋より築港埠頭に至る五軒〇五三の間に、經費十五萬二千餘圓を以て、單線軌道を敷設し、電車の營業を開始した。是れ即ち本市々營電車の濫觴である。然るに市營電車の成績が意外に良好であつたのに動かされ、市内電車の出願を爲すものが簇出するので、市は電車市營の方針を定め、同年十一月其の筋の認可を得て其の主義を確立した。斯くて向後敷設すべき市街鐵道は、總て市營にすることとなつた。尙ほ電燈及び電力供給に就ては、屢々大阪電燈株式會社と交渉した結果、明治三十九年五月市會は、電燈電力供給事業市營の議決をなすと共に、電燈については會社との間に報償契約を締結し、會社をして「明治四十年一月一日より滿十五ヶ年以後に於て本市の買収に應ずべき」旨を約せしめ、茲に電燈事業市營の端緒を開くに至つた。斯くて本市の電力事業は電車經營に附帶して、所謂電氣軌道第二期線（明治三十九年三月市の中央を貫徹せる東西線及び南北線）と共に起工せる發電所及び變電所の竣功を俟つて創

始められ、明治四十四年には工業其他一般に對し、電力の供給を開始するに至つた。電燈電力と同様、市民の日常生活に關係深い瓦斯に就いては、之より先き明治三十六年八月、市は大阪瓦斯株式會社と報償契約を結び、「開業の日より滿五十年の後に至り市の希望に依り買収に應ずべき」旨を約したが、自治體と民間會社との間に結ばれた報償契約としては、之が本邦最初のものであつた。

保健衛生施設としては、明治三十六年尻無川尻福崎町に、同四十年市外長柄に、各塵芥焼却場を設立して（後何れも大正五年廢止）都市將來の塵芥洪水に備へ、同三十九年西區阿波堀通三丁目に衛生試験所を設けて、衛生上の學術的研究調査機關に充て、同四十年には埋火葬事業を市營に移し、四十二年には今の大正區南恩加島町に木津川屠場を開設するなど、都市の衛生に關して萬全を期し、教育施設としては、明治三十年編入地域の尋常小學校に、高等科併置を獎勵し、三十四年には、市立大阪高等商業學校を、四十年には、都島工業學校及び盲啞學校等を設立する外、教育の普及、校舎擴張に萬遺憾なからしめた。

之を要するに、日露戰爭前後の大阪は、明治三十年の市域擴張に依つて、先づ地域的に活動の舞臺を造り、翌三十一年の市制特例の廢止に由つて、事業の自治的經營に一步を踏み出したのであるが、日露戰役後に於ては戰勝の勢に乗じて、市勢の振興と「大大阪」の建設に勇ましい躍進を續けたのであつた。

大阪市が日露戰爭前後に於て、自治都市として活動を續け諸種の事業並に施設を整へて、年と共に面目を改め、市勢の上に著しき躍進を示したことは上述の如くである。然るに此の躍進と共に、大阪市は明治四十四年四月、舊市制全般に亘つて變改補足せられた改正市制の公布を見るに至り、茲に制度の上に大なる變革を見ることゝなつた。其の改正の要點は、從來合議制の執行機關たりし市參事會を改めて、單なる議決機關と爲したること、市長を獨任制の執行機關と爲したること、市會議員の任期六年を四年としたること、新に市參與を設け、市吏員の任用權を市長の專權とせること等である。

市制の改正と共に、市政事務も益々増加擴張を來し、從來の前記假市廳舎を以てしては、事務の處理に支障を來たすことが多いので、四十五年五月、北區堂島濱通二丁目の新廳舎に移つたが之れ亦十年を出でずして狹隘を告げ、執務上の不便尠なからざるのみならず、火災の危険もあり新時代に相應しい耐震耐火の永久的構造の必要に迫られ、大正六年市會の議決を経て、同年度より四ヶ年に亘る繼續事業として、廳舎を新築することゝなり、翌七年六月起工、建築費約三百五



堂島時代の大阪市役所

十萬圓を費して、同十年五月竣功を見るに至つた。之が即ち中之島に尖塔高く聳ゆる近世復興式地階共六階建の現市廳舎である。

歐洲大戰前後の大阪 今茲に歐洲大戰前後より大正末期第二次市域擴張に至る間の市勢を通觀して大阪への發展の經過を顧みれば、實に左の如きものがある。

日露戦争後、企業熱の勃興に依つて、一時財界は好轉したが、明治四十年の初を其の最盛期とし、二月に入つて忽ち反動現はれ、歐米財界の惡化對支貿易の不振等も影響して、財界は不況を極めた。而して不況は其の後も續き、明治四十五年上半期に至り一時活況を見せたが、間もなく下半期に於て惡化し、更に 明治天皇の崩御により財界は一層沈衰し

た。斯く歐洲大戰前の財界は一般に不況を呈し、市の財政に於ても一時緊縮方針を採るの餘儀なきに至り、築港事業さへ之を中止し、唯收入源となる電氣軌道、上水道擴張事業の完成以外には新規事業を見ざるの有様であつた。此の大戰前の不況を大阪港外國貿易に徴して觀ても、其の盛衰明かなるものがある。即ち日露戦争直後は、諸企業勃興の爲め、工業用原料品の輸入旺盛となり、輸出も之に従ひ、輸出入總額明治三十八年の七千四百萬圓が、同三十九年には八千四百萬圓に進み、同四十年には更に上つて九千四百萬圓の最高額を示したが、翌四十一年より著しく減少して、七千二百萬圓となり、四十二、四十三の兩年は七千萬圓臺にて、翌四十四年には六千萬圓臺に減退した。

斯かる財界萎縮期も大正に入り對支輸出の回復に依り漸く活況の兆を示し、工業都市としての大阪に必要な棉花、粗糖其の他の諸工業原料品の輸入を促進せしめ、大正二年には貿易額一億圓臺に達し、爾後それ以下に下らざるに至つた。殊に大正三年突如として切つて落された歐洲大戰の幕は、世界の經濟界に大波瀾を生ぜしめ、其の影響は我が國に及び、一時杜絶した輸出入は數月にして一變し、交戰國は勿論、歐米品輸入杜絶に基く支那、南洋、印度等の需要激増して、輸出品工業と貿易市場とは俄に擴大せられ、戦局の進展は益々此の勢を顯著ならしめた。大阪の外

國貿易も全く之と軌を一にし、日に月に進展の一路を辿り、大戰勃發の大正三年には、七千四百萬圓臺であつた輸出額が、翌四年には九千三百萬圓を示し、同五年には一億四千萬圓を突破し、同六年には二億五千萬圓に上り、休戰條約締結の同七年には四億圓臺に飛躍した。又輸入額も大正三年には五千萬圓足らずのものが、同四年に五千萬圓、同五年に八千萬圓、同六年に九千萬圓の累増を見せ、同七年には一億圓臺に達した。今此の中大正七年の貿易額を、明治三十六年の築港開放當時のそれと比較すれば、輸出に於て二十二倍、輸入に於て八倍の増加を示してゐる。斯く大阪の外國貿易は、戰亂の影響を蒙り、未曾有の大飛躍を遂げたが、休戰後と雖も、其の直接影響を受くることなく、依然として明治三十四年來の輸出超過を持續して、發展を停止しなかつた。尤も大正九年三月より現はれた好景氣の反動と物價の暴落とは、財界に恐慌を起し、貿易に於ても十年より十二年の三ヶ年に於て多少の打撃を受け、貿易額の減少は免かれなかつたが、之として十三年には再び増加し始め、十四年の如きは輸出五億圓、輸入三億圓の巨額に達し、茲に外國貿易上に於ける大阪の地位は、牢固として抜く可からざるものとなつた。

以上貿易の示す如く、歐洲大戰勃發以來の大阪市は、商工業の發達實に目覺ましく、従つて人口の集中も之に伴つて、日露戰爭時の明治三十七、八年の人口百萬は、大戰勃發の大正三年には、百

四十二萬に上り、休戰の同七年には百六十三萬を算し、明治三十年の第一次市域擴張時の七十五萬八千に比し、優に倍加を示してゐる。斯かる人口の集中は都市の凝集的擴大を來し、交通、衛生、保安、經濟等、市民の日常生活に不可缺の諸施設を、合理的に計畫實施するの必要が愈々切實に感ぜらるゝに至つた。茲に於て大正七年四月本市に東京市區改正條例及び其の附屬命令が準用せられ、翌八年都市計畫法及び市街地建築物法の公布を見九年より施行せらるゝなど、着々都市計畫の確立に向つた。大正十年大阪府市街地建築物法施行細則の施行と共に、全部關係法令は完備したが、本市は之に先立ち、大正六年都市改良計畫調査會を設け、計畫設計の調査を進め、同八年大阪市區改正設計の成案を得た。而して其の設計中最も急を要するものと、既設重要街路の路面舗裝事業に關して、同十年三月内閣の認可を得るに至つた。之が所謂本市の第一次都市計畫事業である。此の事業が漸く施行の緒に就いて間もなく、大正十二年九月突發した關東地方大震災の慘害に鑑み、事業更正の必要を感じ、市會は全會一致之が建議案を可決したので、市は各方面の意見を徴して、更正事業案を作成し、翌十三年十一月遂に内閣の認可を得た。所謂更正第一次都市計畫事業は即ちそれで、大正十四年度以降、九ヶ年の繼續事業として施行せらるゝことになつた。尙都市計畫の施行範圍は單に市域内に止まらず、當時市と有機的一體を爲す地域は

固より、市の發展を豫定せらるゝ近郊地に及ぼすべきものであるとし、大正十一年四月決定した大阪都市計畫區域には、市の内外に亘る面積二百七十七平方呎の一市五十五ヶ町を含ましめることになつた。

世界大戰後の膨脹發展著しきにつれ、市廓漸く亂雜無秩序に流れんとするに際し、幸にして都市計畫が樹てられたこととして、其の事業の進捗につれ、市街は新粧を凝らして整成せられ、現代的都市としての體裁を備ふることとなつた。之に關聯して市の經營する事業並に施設も益々多岐複雑を加ふると共に、規模昔日に倍して宏大となり、従つて市の財政も、多少當時物價騰貴の關係とは云へ、驚くべき膨脹を來すに至つた。明治二十二年市制施行當時の純歲出は、僅かに二十萬圓にも足らなかつたものが、市制特例廢止の同三十一年には、三百萬圓臺に上り、日露戰爭當時の三十七八年には四五萬圓程度で、四十二年に漸く一十萬圓臺に達したが、歐洲大戰終了後激増を重ね、大正七年には二十萬圓、翌八年に三十萬圓となり、遂に大正十三年には八十萬圓の巨額に達し、僅々三十餘年間に約四百倍と云ふ、驚異的增加を示すに至つた。

市の歲出が斯かる膨脹を來すに至つた原因は、主として各般の事業並に施設であるが、今其の重なるものを擧ぐれば、次の如くである。

戰亂前後を通じて、市民の經濟的發展に最も大なる役割を演じた大阪港は、益々船舶貨物の輻輳を來し、港灣設備の完成一日も忽諸に附すべからざるに至り、一時中止してゐた築港工事を再開し、大正六年、第一號繫船岸の築設に着手し、翌七年九月、第二、第六、第七號繫船岸の築造、第一、第三突堤其の他の埋立、港内浚渫並に附帶設備等の工事を起して施設の充實を圖つた。

陸上交通機關としては、前記明治三十六年、本市電氣軌道第一期線開通以來、第二、第三期線等計畫せられ、其の工費約三千四百萬圓を要して夫々竣成を見、沿線の道路整理と相俟ち、市内の面目を一新したが、更に大正十一年、工費千九百三十萬圓を以て第四期線を完成し、爾後都市計畫事業の進捗に伴ひ、電氣軌道の擴張整備は大に見るべきものがあつた。一方電燈、電力事業に於ても、電氣軌道の延長につれて、益々給電區域を擴大し、殊に大正四年以降の經濟界の活況につれて、電燈電力に對する需要の増加著しく、本事業市營の輿論は急角度を以て擡頭して來たので、遂に大正十二年七月市會の議決を経、多年の懸案たる大阪電燈株式會社の買收を實行し、十月一日より電燈電力事業の市營を開始することとなつた。

此の期間に於ける保健衛生の施設も亦大なる進境を示した。柴島水源地の大阪市上水道は、大正三年三月工費千四十六萬餘圓を以て竣功し、其の後人口の激増に伴ひ、上水の需要日に増加す

るに及んで、一日最大能力百三十五萬石を給水し得る補充設備を施したが、尙不足を告ぐるので大正八年九月千四十萬餘圓を以て、水源地の擴張及び配水幹線増設工事を起し、同十一年三月竣功を見るに至り、一日給水能力二百十萬石、市内配水管延長は約千二百軒の長さを示すこととなつた。下水道は、明治四十四年度以降十ヶ年繼續事業として施工中のものを、大正三年國庫補助の確定に伴ひ、一部財政計畫を變更して、同十一年度に延長し、工費五百八十八萬圓を以て工事を竣成し、更に其の以後は都市計畫事業として實施することとなり、其の第一期事業として、工費四百一萬餘圓、第二期事業として工費四百八萬圓の二工事を起し、下水道の完備を圖つた。塵芥並に尿尿等の汚物處理設備としては市は木津川西岸（今の大正區南恩加島町）に、大正五年三月工費五萬二千圓を以て第一燒芥場を、同七年六月工費二十萬圓を以て第二燒芥場を、相次いで設立する外、同十一年には兵庫縣津名郡假屋町（淡路）に、工費三十四萬圓を以て尿尿處理工場を建設した更に大正六年以降、四ヶ年繼續事業として、四十一萬餘圓を以て桃山病院の増改築に着手し、同六年六月府下豊能郡刀根山に、結核療養所を竣成し、同十二年市民病院を起工するなど保健及び醫療施設の大擴充を行つた。次に社會施設に於ても此の期間に成績の見るべきものが尠くない失業保護施設としては、大正八年に、職業紹介所六ヶ所（中央、九條、西野田、天六、京橋、今宮）同九年

に二ヶ所（梅田、築港）同十一年に一ヶ所（玉造）の、相次いで創立せらるゝあり、且つ大戰後の好況以來、住宅難の傾向著しきものあるに鑑み、大正八年以來、約二千戸に近き市營住宅を建設して之が緩和に努めた。又市内在住の單身労働者に對しては、大正八年三ヶ所（今宮、西野田、鶴町）の共同宿泊所を創設して之に充て、少額所得者に對しては、同十三年市營質舗を開始して利用に供した母性及び兒童保護施設としては大正八年來、本庄、天王寺（今宮産院の前身）、阿波堀の三産院を始め堀川、今宮の兩乳兒院及び五ヶ所の託兒所を開設し、更に大正十年には堅實なる市民性の涵養を目的として、隣保事業の爲めに北市民館を創設した。

斯くの如く此の期に於ける社會施設は、各方面共に擴充整備を見たが、産業、教育の諸施設も亦同様であつた。大正五年には工業研究所が創立せられ、同七年には本邦最初の試みたる小賣市場四ヶ所（堀川、天王寺、福島及び谷町）の創設せらるゝあり、殊に市場は、當時の物價暴騰に苦しむ市民に、生活必需品の市價の標準を示し、且つ需給の圓滑を圖つたので、米騒動の勃發に方り、市民厚生利用の機關として、其の眞價を認めらるゝに至つた。本市に貿易調査機關が設けられ、始めて上海に其の調査所が開設されたのも、此の期の大正十一年のことである。

教育施設としては、明治末期以來の初等教育制統一問題に關聯して、大正六年十二月學區經費

補助規程を定め、七年度より九年度迄、毎年二十萬圓を學區に補助することとし、校地校舍無償貸與の制を設けて、經費負擔の均整と二部教授撤廢とに努めた。七年七月市會は、學區統一の意見書を知事に提出したが、其の決定を見るに至らず、已むなく十年度より教育諸給與の統一を斷行した。市の中等教育に就ては、本市が商工都市たる關係上、専ら實業教育に意を注ぎ、大正八年に實業學校、市岡商業學校、九年に東商業學校、十年に西區商業學校、泉尾工業學校、十一年に工藝學校、十二年に扇町商業學校等を相次いで設立し、尙市民教化の振興策としては、青年聯合團、婦人聯合會の組織の外、大正八年に御大典記念事業の一として、市民博物館を開設し、十年に四ヶ所の圖書館（西野田、阿波座、清水谷、御藏跡）を創設した。同十二年には、第六回極東選手權大會開催を機として、市立運動場が設置され、其の他動物園、公園、小運動場等に於ても、大なる改善を見るに至つた。

以上の如く、日露戦役前後に於て目覺しき發展を遂げた本市は、歐洲大戰を界として一層の雄飛的躍進を爲し、「東洋の大阪」より「世界の大阪」へ向上したのであるが、此の間に於ける清新潑瀾たる世相は、總て「大大阪」完成への意義ある誘因を爲すものであつた。斯くて第一次市域擴張當時、相當大規模と見られた市域も、忽ち十年を出でずして狹隘を告げ、市民の實生活に

適せざることとなり、再び接近町村の編入を餘儀なくするに至つた。大正末期に於ける第二次市域擴張は、實に此の趨勢の實現に外ならなかつたのである。

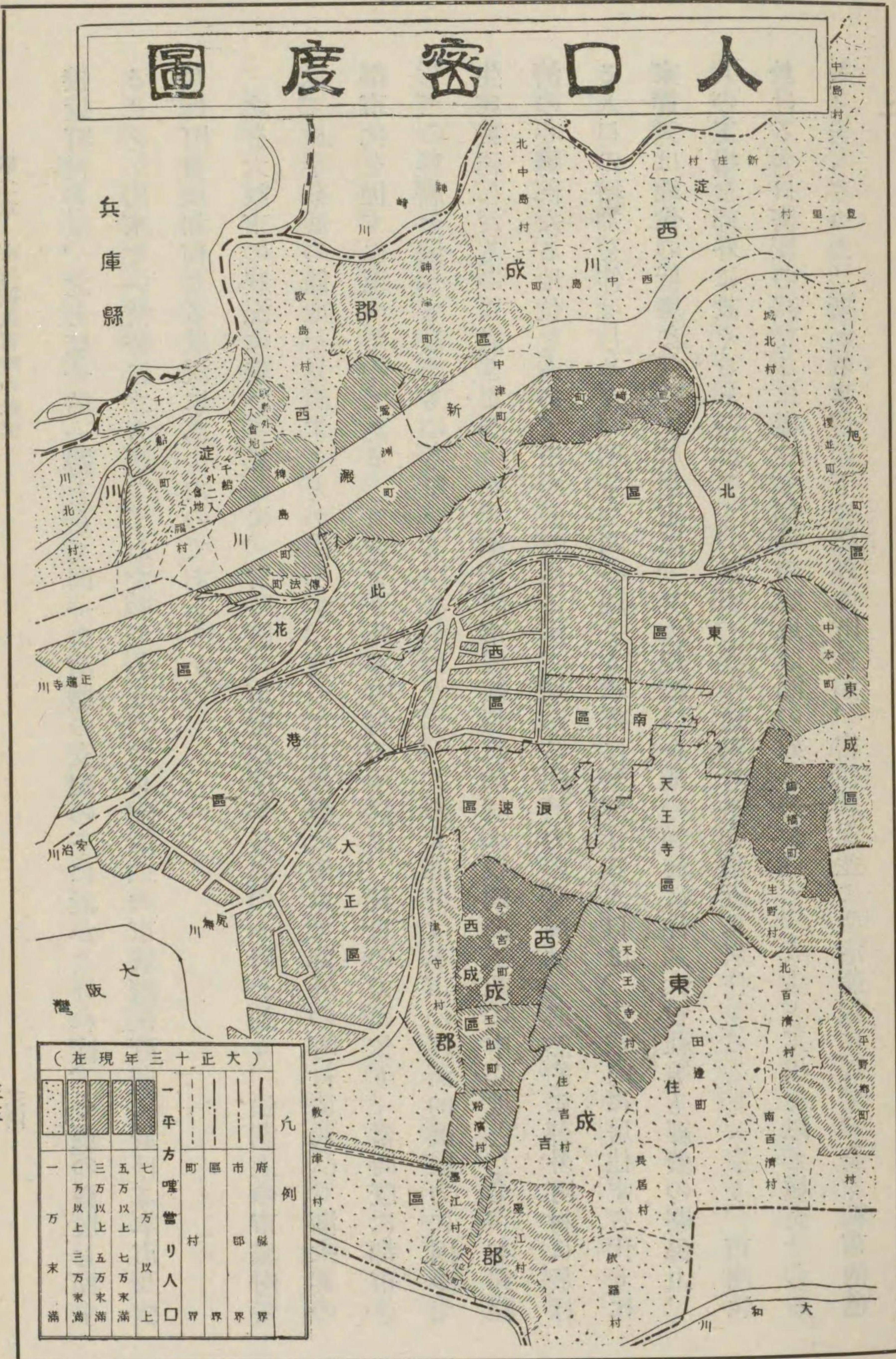
第二章 市域擴張當時の狀況

一 概 説

大正十四年四月一日、本市は東西兩成郡四十四ヶ町村を併合して、一躍本邦第一位、世界第六位の大都市となつたのであるが、此の市域の擴張は、規模の宏大なりし點に於て寔に我國都市行政史上特筆すべき空前の事象であつた。

都市と云へば、直ちに人口稠密、家屋櫛比の地を意味するのが、普通の觀念であり、内務省に於ても従前は右の如き意味に於ける地域でなければ、之を市内に編入することを許さぬ方針であつた。然るに本市域第二次擴張に對しては、遂に從來の傳統を破り、七千町歩に垂んとする耕地を、市域内に包容することを認めたのである。之は爾後他都市に於ける市域擴張の先例となつたのであつて、此の意味に於ても寔に劃期的の事業であつた。併し斯くの如き耕地を含む廣大なる地域の併合は、決して形式的市格の向上を策する皮相の計畫に基いて成就されたものではない。其處には市域の擴張を必要とする幾多の事情が集積してゐたのである。即ち本市と之を圍繞する

人口密度圖



接近町村とは、之を統一的一體として同一自治體の支配の下に置かなければ、今後の發展を期することが出来ない情勢に立ち至つてゐたのである。然らば第二次市域擴張直前に於ける本市及び接近町村は如何なる狀況にあつたのであらうか。

之を大阪市の狀況に就いて見るに、當時既に市勢は逐年發展の一路を辿り、法制上の市域内では、最早發展の餘地を見出すことが出来ず、従つて其の勢は溢れて郊外の町村に及び、漸次其の都市化を促すに至つたのである。もとより此等町村の中には、獨自の力に依り、當時既に都市としての形態を備へてゐたものもないではなかつたが、其の大部分は本市の經濟的發展力に因つて生成發達したものに過ぎなかつた。本市は市域擴張直前に我國商工業の中心地として、本邦經濟の心臓部たる地位を占めてゐたのであるが、斯かる經濟力の發展は、必然的に郊外町村に於ける人口の増加を伴はしめた。即ち全国各地より本市に聚落せる人口は、市域内に居住する代りに家賃又は地代の低廉な郊外に居を定め、又大規模の企業の勃興に伴ふ大會社等も經費の關係上、其の工場を郊外に設くるものが多く、従つて其の通勤者も亦附近に居住することとなり、市内に於ける人口密度の高まるに従つて郊外の空地は潮の如き勢を以て、人家と工場を以て填充せらるゝこととなつた。斯かる事情の下に郊外の町村が、密住狀況並に生活態様に於て、全く都市的色

彩を帯び來るは自然の勢であるが、住民としても、町村民としてよりは、寧ろ大阪市民たらんとする意識強く、又市の文明的施設の利益に均霑せんとする願望は頗る熾なるものがあつた。即ち市域擴張前に於ても郊外町村は、事實上既に本市と全く生活利害を同する渾然たる單一の都市的社會を構成して居つたのである。

併しそれにも拘らず、事實上統一の都市と見るべき此の廣き環境内には、一市四十四ヶ町村の行政區劃が存在して、各獨立の自治體として行動し、其の間殆んど連絡統一の見るべきもの無き状態であつた。従つて市と町村又は町村相互間に於て各方面に亘つて、施政上種々の錯雜、混亂を來し、爲めに相互の發展を阻害することが尠くなかつた。従つて教育、保健、警察、社會施設土木、交通等の部落割據より來る不備不便は云ふまでもなく、就中最も惱の種となつてゐたのは財政上の問題であつた。増加する人口に對して、都市的施設を完備するには、町村の財政は餘りに貧弱であり、此の難關を打開するには、本市に之を併合し、豊富なる財力に依つて各般の行政事務を整理するの外なかつた。

加之、特殊行政部門たる都市計畫、市街地建築物の取締、郵政、汚物掃除等に關しては、從來とても法制上の市域と離れ、接近町村をも含む特定の地域に對して、其の法令を適用してゐたの

で、此の各種法域は一應實質的に大大阪の範域を示唆して居つたのである。併し、此等の法域は特殊行政部門の相違に依り、夫々異つた地域を包括したので、各種法域の錯綜を來すのを免れなかつた。此の事は第二次市域擴張を必要とした原因とは云ひ難いが、一面市域擴張範圍を決定する標準となつたことは、否み難い事實である。就中大正十一年四月に決定せられた大阪都市計畫區域（二市六郡五十五ヶ町村に亘る）が、大體に於て大大阪の範域を暗示したものと見るべく、之が第二次市域擴張の先驅となつたことは疑ふべくもない。

二 市勢の發展

産業の發展 動力の使用に依る機械工業は維新後我國にも移植せられ、大量生産を目的とする工場工業は、從來の手工業又は家内工業に取つて代ることとなつた。而して此の新工業が、原料の調達、動力及び勞力の供給、製品の販賣等、經營上幾多の便宜を有する都市、特に大都市に集中するのは是亦自然の勢である。本市は内外交通の要衝に當り古來商業都市として發達し來たのであるが、維新後新工業の移植と共に、従前の商業都市より漸く商工業都市に轉じ、日清日露の兩役を経て、其の基礎を確立し、世界大戰當時の好景氣時代に於て飛躍的發展を遂げ、第二次市

域擴張前に於ては、遂に我國工業都市の首位を占むるに至つた。

第二次市域擴張前、既に本市の工業が如何に長足の進歩を爲せしかは、大正十三年以前十ヶ年間に於ける本市の工業生産額、工場數及び職工數の著しき増加を見ても明である。即ち各種工業生産額は大正四年には二億三千五百萬圓に過ぎなかつたが、其の後年々増加して大正八年には七億圓を超え、而して大戰後襲來した不況時代にも拘らず、大正十三年に於ても尙ほ五億五千二百萬圓を維持し、此の十年間に於て實に二倍以上に躍進したのであつた。又同期間内に於て工場數は一千八百五十八より五千二百八十四に、職工數は九萬七千餘人より十一萬四千餘人に増加した。之を表示すれば左表の如くである。

工業生産額工場數及職工數調

年次	生産額 千圓	工場數	職工數 人	年次	生産額 千圓	工場數	職工數 人
大正四年	二五、二八四	一、八五	九、八三	大正九年	五五、七六	三、五一	九四、九二
同五年	三五、〇一一	二、一〇六	一〇、三五	同十年	四五、六六〇	四、〇九	一〇、八七
同六年	四五、〇〇七	二、二七三	一一、九一	同十一年	四六、二六五	四、三四	一〇、八九
同七年	五八、三八	二、三三四	一二、〇九	同十二年	五四、三五六	四、九一	一〇、八六
同八年	七五、八〇三	二、九五七	一二、二〇二	同十三年	五五、五五四	五、二八四	一一、八五

備考 大阪市統計書に依る、職工數は一日平均數を示す

本市の工業の發展に伴ひ、其の他の各種産業も亦、此の期間に於て、著しき躍進を示した。試みに大阪手形交換所に於ける手形交換高を見るに、大正四年には三十三億圓に過ぎなかつたものが、其の後年々増加の跡を辿り、同九年には實に二百四十四億圓の巨額に達した。而して同年に勃發した金融恐慌は、一時増加の趨勢を阻止したが、同十三年には更に激増して二百六十八億圓となつた。

大阪手形交換所手形交換高調

年次	手形交換高 千円	年次	手形交換高 千円
大正四年	三、三九八、八七七	大正九年	二四、四二七、五四七
同五年	六、〇三五、一六〇	同十年	二三、九五五、四五六
同六年	一〇、八四八、一七五	同十一年	二三、八一六、五七三
同七年	一七、八〇〇、四〇〇	同十二年	二三、九九三、一九三
同八年	二三、五一六、六一〇	同十三年	二六、八八〇、四〇三

次に各種企業經營の主體たる會社數に就いて見るに、左表に示したる如く、大正四年には一千二百に過ぎなかつたものが、十三年には三千二百二十一の多きに及び、其の資本金は同期内に總額に於て三億一千九百萬圓より二十五億二千四百萬圓に、拂込又は出資額に於て、二億三千七

百萬圓より十八億一千四百萬圓に増加し、何れも約八倍以上の激増を示した。

會社數及資本金調

年次	會社數				資本金	
	株式會社	合資會社	合名會社	合計	總額 千円	拂込又は出資額 千円
大正四年	三三〇	六九六	二九四	一、三二〇	三九、一六六	三、七〇六
同五年	三五九	八三六	三三八	一、五三三	四九、九五四	二、八三、五七五
同六年	三六三	一、〇四五	四〇一	一、八二九	七二、〇二九	五、〇〇、三三三
同七年	四六六	一、五五六	三〇七	一、三五六	一、〇一五、三〇九	六、五五、五八八
同八年	五九五	六三三	三四八	一、五三七	一、三三八、一九七	八、五五、〇六六
同九年	八六二	七五九	四六七	二、〇八七	二、一〇二、九九五	一、二五七、四八〇
同十年	九六六	一、〇三三	五七九	二、五七八	二、四二九、九八五	一、五七九、六七七
同十一年	一、〇四三	一、一五七	六三〇	二、八三〇	二、五五〇、四四七	一、七七七、〇三三
同十二年	一、〇六六	一、五九二	六九六	三、三五四	二、六五三、九六〇	一、七五五、二八一
同十三年	一、二二三	一、五九七	七〇三	三、五二三	二、五三四、〇五九	一、八八四、四六八

備考 大阪市統計書に依る

右の如く、市域擴張前に於ける本市産業の發展は、實に目覺ましきものがあり、將來に於ける之が進運の見るべきものあるは、容易に想像し得る所であつた。而して就中大戰以來勃興した工

場企業發展助成の爲めには、空地に富み且つ地價の低廉なる郊外地に於て、適當なる工場地帯を求むるの要あり、之が爲めには當時既に都市化してゐた接續町村のみに止らず、將來工場地と爲し得べき廣大なる耕地を有する町村をも、市域に編入して置くことが肝腎であつた。

人口の増加 異常なる産業の發展に伴ひ、大阪市の人口は年々著しく増加した。即ち第一次市域擴張當時の明治三十年には大阪市の人口は僅かに七十五萬八千餘人に過ぎなかつたが、日露戰役當時には百萬人を突破するに至り、明治四十二年の北區大火は一時人口の減少を來したが、其の後益々増加の勢を加へ、大正の初年に於ては百三十萬人以上を算し、大戰當時の好景氣時代には遂に百六十萬人を超えることとなつた。大正九年に行はれた第一回國勢調査の結果、從來の公簿人口に比し著しく其の減少を見、百二十五萬二千九百餘人となつたが、市域擴張の直前たる十三年には百四十三萬一千五百人(推計)を算するに至つた。之を明治三十年の人口に比較するに實數に於て六十七萬三千二百餘人を増加(増加率八割九分)し、此の二十七年間に於て、殆んど倍加するに至つた。即ち左表の如くである。

大阪市人口調

年次	人口	前年に比し 増減 人	年次	人口	前年に比し 増減 人
明治三十年	七五、二八五	—	大正元年	一、三三、九九四	五、九一五
同 三十二年	八二、八五五	五、五七〇	同 二年	一、三八、九〇九	五、九一五
同 三十四年	八八、一七一	五、二六六	同 四年	一、四四、五九六	五、六八七
同 三十六年	九二、三〇四	四、一三三	同 六年	一、四〇、二二八	三、五三三
同 三十八年	九三、六六七	一、三五七	同 八年	一、五八、六七七	一、八〇九
同 四十年	九五、四九六	一、八二九	同 十年	一、五七、九六六	一、八七〇
同 四十二年	九八、七七八	三、二八二	同 十二年	一、六三、三三八	五、三九二
同 四十四年	一、〇六、七七	七、九九三	同 十三年	一、五三、六八〇	一、三〇、六七
同 四十六年	一、〇九、四四	二、六七七	計	一、四三、五〇〇	—
同 四十八年	一、〇九、四四	〇			
同 五十年	一、〇九、四四	〇			
同 五十二年	一、〇九、四四	〇			
同 五十四年	一、〇九、四四	〇			
同 五十六年	一、〇九、四四	〇			
同 五十八年	一、〇九、四四	〇			
同 六十年	一、〇九、四四	〇			
同 六十二年	一、〇九、四四	〇			
同 六十四年	一、〇九、四四	〇			
同 六十六年	一、〇九、四四	〇			
同 六十八年	一、〇九、四四	〇			
同 七十年	一、〇九、四四	〇			
同 七十二年	一、〇九、四四	〇			
同 七十四年	一、〇九、四四	〇			
同 七十六年	一、〇九、四四	〇			
同 七十八年	一、〇九、四四	〇			
同 八十年	一、〇九、四四	〇			
同 八十二年	一、〇九、四四	〇			
同 八十四年	一、〇九、四四	〇			
同 八十六年	一、〇九、四四	〇			
同 八十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四	〇			
同 九十四年	一、〇九、四四	〇			
同 九十六年	一、〇九、四四	〇			
同 九十八年	一、〇九、四四	〇			
同 九十年	一、〇九、四四	〇			
同 九十二年	一、〇九、四四				

而も此の人口増加たるや、所謂自然増加に因るものは極めて少く、其の大部分は地方よりの來住者に因るものであつた。即ち大正九年の國勢調査の結果に據れば、左表に示す如く、市内に於て出生したる者は、四十六萬六千三百餘人（總人口の僅かに三割七分）で、七十八萬六千五百餘人（總人口の六割三分）は市外に出生地を有し、本市に來住した者であつた。

大阪市人口出生地別調

出生地	人	口
大阪市内	四六六、三九〇	人
大阪市外	七八六、五九三	人
合計	一、二五二、九八三	人
（市外人口内譯）		
大阪府	九、八五〇	人
他府縣	六五、五五六	人
植民地	五、〇〇四	人
外國	二、三〇〇	人
水上	三三	人

斯くの如く本市の人口は、累年増加の一途を辿り、市域擴張の直前に於て、其の密度は將に飽和點に達せんとして居た。即ち大正十三年に於て、一平方哩當り實に六萬二千八百餘人を算し、而も市勢の發展は愈々人口の増加を來し、益々密集生活の弊を大にするに至つた。従つて市は過剰人口を散開する必要に迫られ、而して之が爲めには、郊外地に向つて諸般の施設を營み、其處に好適なる住宅地を造成することが、急務であつた。當時大阪市に於ては、市内は一平方哩當り九萬人、市外は同じく四萬人を以て密度の飽和點と認め、之に基いて各般の計畫を樹て、居たが、

假りに明治四十二年より大正七年に至る滿十ヶ年間の本市人口を基礎とし、最小自乘法に依り計算するものとせば、市内の人口の飽和點に達するのは、大正二十六年（昭和十二年）であり、其の時に至れば市内人口は優に二百萬を突破するものと豫想されてゐた。従つて人口の飽和點に達したる曉に、過剰人口を適當に散開する爲めには、當時既に密集状況に於て本市と同等又は本市以上の状況に在つた所謂接續町村のみを編入するは、無意味のことであり、將來住宅地に造成し得べき空地又は耕地を包容する町村をも市域に取込む必要のあつたことは、覆ふべからざる事實であつた。

市勢發展の障礙 斯くの如く大阪市の産業は

市勢の發展



南部分町の村の花畑

異常なる發展を遂げ、之に伴うて人口は激増したにも拘らず、市の周圍には無秩序、無統制のまゝ發展した接續町村が、犬牙交錯して市を包圍し、以て大に外方への發展を阻止せるのみならず此の地域は常に疾病、犯罪、火災等の發源地として、市民の生活を脅かしつゝあつたのである。即ち此等の町村に於ける衛生施設は、極めて完全であつて、下水道の設なく、降雨一度到れば、腐水汚物を混じて街上に氾濫し、道路狹隘不潔にして屈曲多く、大都市郊外の交通路としての用を爲さず、消防夫の手不足は、給水設備の不完備と相俟つて、火災等の場合には、恐るべさ災害となり、其處此處の「スラム」街には、不逞無頼の徒、棲托徘徊して奸を爲し、之が爲めに蒙る市民の脅威と不安は實に莫大なるものがあつた。それ故に此等の地域を市に編入して大整理を行ひ、斯くして大都市の社會的禍根を掃蕩することは市の自衛上の立場よりしても、極めて緊要事であつた。

三 接續町村の都市化

第二次市域擴張直前に於て都市化しつゝあつた地域は、標準の如何によりて廣狹幾様になるが、併し從來適用せられたる各種都市的法制の法域を通じて觀察するときは、大體東西兩成郡を

以て其の範圍と認められたやうである。而して此の地域内に於ける都市化の様相としては急激なる人口の増加、従つて之に伴ふ密住生活並に都市的産業の分布を擧げることが出來やう。

地域 第二次市域擴張直前に於て都市化の程度の濃厚であつたもの、及び當時未だ農村の域を脱して居なかつたが早晚都市化すべきものと見られてゐた地域は、大體北は神崎川、南は大和川、東は攝津、河内の國境線以内の地、即ち西成郡及び東成郡の四十四ヶ町村であつた。其の面積は四十二平方哩に及び、之を當時の本市の面積二十二平方哩と比べると、殆んど二倍にも及ぶ廣大なる地域で、其の中には左に示すやうに實に七千町歩に垂んとする耕地を含んでゐた。

地 目 調		(大正十三年四月一日現在)									
市 郡	田 畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雜 種 地	其 他	合 計			
西 成 郡	一、八七七・二町歩	七九六・二町歩	七九六・九町歩	五五・五町歩	二一・一町歩	一四五・八町歩	八・九町歩	四九五・一町歩	四、八九七・七町歩		
東 成 郡	三、一七六・九町歩	一、一七二・二町歩	六六・九町歩	二七・二町歩	二五・一町歩	三七・八町歩	二七・三町歩	五七四・六町歩	五、七五七・〇町歩		
計	五、〇五三・一町歩	一、九三三・四町歩	一、四六三・八町歩	一八三・七町歩	三六・二町歩	一八三・六町歩	五五・二町歩	一、〇六九・七町歩	九、九五三・七町歩		
大 阪 市	二、九七一・一町歩	三〇三・五町歩	二、二五三・五町歩	三五・四町歩	三九・三町歩	五七三・三町歩	二六・四町歩	四四〇・三町歩	三、九二九・四町歩		
總 計	五、三五四・二町歩	二、二六六・九町歩	三、七二七・三町歩	二九・一町歩	四〇・一町歩	七五〇・九町歩	六四・六町歩	一、五二〇・〇町歩	一三、八七三・一町歩		

右地域内の町村の都市化の程度に甲乙のあつたことは言ふ迄もない。而して此等の町村を市よ

りの距離の遠近及び都市化の程度を標準として分類すれば大體左の通り三圏内に夫々之を包容することが出来やう。即ち第一圏は大體に於て市に接続して市と全く同様の外観を呈し、當時既に都市化の過程を終へた地域で、第二圏は概して第一圏の外側に接続し、當時未だ全く都市化するに至らなかつたが、都市化の徴候が顯著に現はれてゐた地域を指すのである。而して第三圏は當時の市より遠隔の地に在つて、未だ純農村の域を脱して居なかつた地域を包括するものである。しかし第三圏内の農村は普通の所謂農村とは大いに其の趣を異にし、一度都市的施設を施すに於ては、近き將來に於て都市化せらるべき素質を多分に有つて居たものであつた。今各圏に屬するものと認むる町村を擧ぐれば左の通である。

第一圏

西成郡—傳法町、鷺洲町、中津町、豊崎町、玉出町、粉濱町、今宮町、稗島町
東成郡—天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、鯉江町、榎並町、住吉村、安立町

第二圏

西成郡—津守村、西中島町、神津町、千船町
東成郡—神路村、小路村、城東村、城北村、平野郷町、北百濟村、田邊町、墨江村

第三圏

西成郡—豊里村、大道村、中島村、新庄村、北中島村、歌島村、福村、川北村
東成郡—榎本村、古市村、清水村、喜連村、南百濟村、依羅村、長居村、敷津村

右の分類は大體の傾向を示したもので、もとより正確を期したものである。之を各圏内の町

村に就いて見るに、第一圏と第三圏に屬するものは、各自の間に大なる相違はないが、第二圏に屬せしめた町村の中には、或は第一圏又は第三圏の何れかに屬せしめる方が、一層實情に適して居ると云ひ得るものもある。例へば平野郷町の如きは、當時既に都市としての形態を備へて居つたのであるから、考へ様に依つては寧ろ第一圏に屬せしめた方が適當であつたかも知れない。併し一面平野郷町は第一圏の特徴たる市に接続すると云ふ條件に合致しないので、之を第二圏に配したのである。それは兎も角、面積より見れば第三圏最も廣く第二圏之に次ぎ第一圏は最も狭いにも拘らず、人口の點では全く反對になつてゐるのは、其の間自ら都市化の程度に相違のあることを物語るものである。即ち左表は之を示してゐる。

圏別町村數、面積及人口調 (大正十三年)

圏	別	町村數	面積	人口
第 一	圏	一六	一二・〇〇 <small>平方哩</small>	四八四、九四八
第 二	圏	一二	一四・〇一	一五六、九一七
第 三	圏	一六	一六・九二	五八、二七三
計		四四	四二・九三	七〇〇、一三八

人 口 接近町村に於ける最も顯著な現象は、急激なる人口の増加であつた。之を統計に徴

するに、大正元年に於ける東西兩成郡の總人口は、二十六萬九千八百五十五人に過ぎなかつたが、同三年には三十萬を突破し、大戰當時の好景氣時代たる同七年には、遂に四十萬を超えるやうになつた。而して戦後襲來した不景氣にも拘らず、滔々たる人口増加の趨勢は底止する所を知らず、同十年には遂に五十萬を算し、市域擴張直前の同十三年には、元年の約二倍半たる七十萬百三十八人に達した。其の増加率は實に十五割九分四厘に當つて居る。之を同期間内に於ける市内の増加率僅かに七分八厘に比べるときは、如何に郊外に於ける人口増加の勢が猛烈であつたかを想像することが出來やう。併し大正九年國勢調査以前の人口は、所謂公簿に依る人口であるから、必ずしも正確を期し難いのであるが、假りに大正九年の人口を基礎として、同十三年に至る間の増加率を見ても、東西兩成郡は三割五分九厘を示して居るのに、同期間に於ける大阪市の増加率は僅かに一割四分四厘に過ぎない。左に大正元年以降に於ける市郡人口累年増加の状況を掲げて比較に便することとする。

市郡人口累年増加表

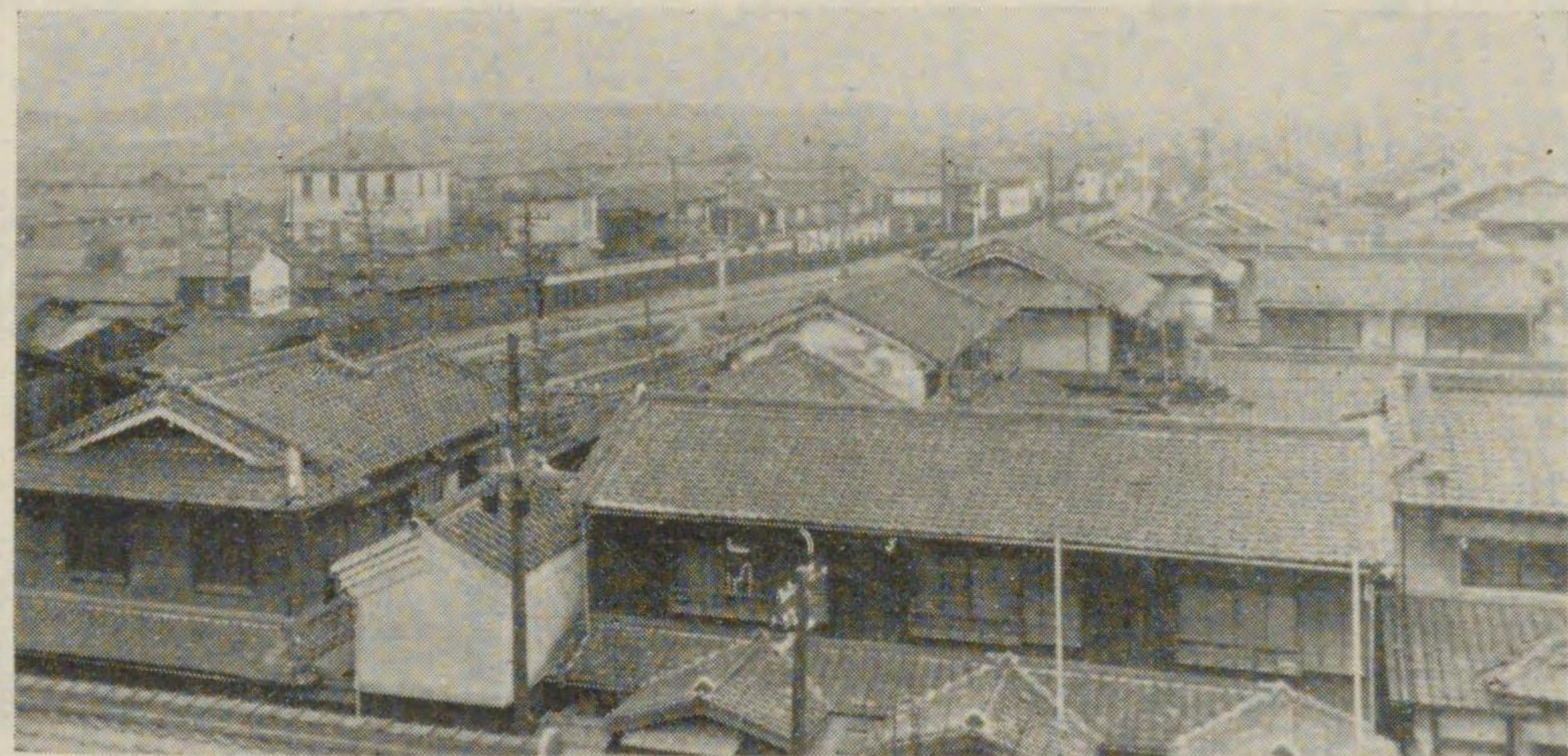
年次	大阪市	西成郡	東成郡	計	總計
大正元年	一、三〇、七〇九人	一五〇、六三三	一九、三三三	二六九、八五五	一、六〇〇、五五〇人

年次	大阪市	西成郡	東成郡	計	總計
二年	一、三六、七六六	一六三、七二七	一三〇、〇七一	二九三、七六八	一、六八一、二五四
三年	一、四三、〇五七	一六六、〇〇九	一四〇、〇三九	三〇六、〇四八	一、七二九、一〇五
四年	一、四八、八六一	一七三、一四三	一四八、四四三	三二一、五八六	一、七八〇、四四七
五年	一、五七、一六〇	一八、五五六	一六〇、七五七	三四九、三三五	一、八五六、四八五
六年	一、五八、七七七	二〇六、〇四三	一七二、九五五	三七八、九六八	一、九五五、三三五
七年	一、六三、三三八	二四九、九三三	一九〇、〇〇七	四四九、九三九	二、〇五三、二七七
八年	一、五三、三六〇	二四九、六七	二〇一、一〇三	四五〇、七九	二、〇三四、三六九
九年	一、五五、九七	二八六、八三三	三六、四三三	五五八、三〇五	一、七六八、二七七
十年	一、四六、四二	二八、〇一〇	三七、五七	五八、五七	一、八六五、〇一八
十一年	一、四一、〇〇〇	三四〇、四〇〇	二六五、六〇〇	六〇六、〇〇〇	一、九四七、〇〇〇
十二年	一、三九、五八	三四四、三三	二九八、八四〇	六四三、一七三	二、〇三二、六五〇
十三年	一、四三、八六一	三五九、四一	三四〇、六九七	七〇〇、一〇八	二、一三四、〇〇〇
大正元年以降	増加數 一〇〇、一五八人	増加數 三〇八、〇九人	増加數 三三、四七〇人	増加數 四四〇、七一九人	増加數 五三三、四八人
同増	増率 〇・七六	増率 一三・八六	増率 一八・五八	増率 一五・九四	増率 三・三三
大正九年以降	増加數 一〇八、八二〇人	増加數 七、五八人	増加數 三三、三三五人	増加數 一四八、八三三人	増加數 三三三、七三三人
同増	増率 一・四四	増率 二・五三	増率 四・九二	増率 三・五九	増率 二・〇七

備考 大阪府統計書に依る

接續町村の都市化

右のやうに郊外に於ける人口は急激なる増加を示してゐるが之は接近町村自體の力に依つて起つた現象ではなく、其の反面には當時の大阪市が人口の收容力に於て既に飽和點に達しつゝ、あつた爲めに、人口都市集中の波に乗つて本市に蝟集した人達が、多く郊外に安住の地を求むるに至つたことを、物語るものであつて、全く郊外町村發展の原動力が、大阪市に在つたことは疑ふべからざる事實である。従つて大阪市に最も接近して居る第一圏内の人口増加が最も著しく、大正元年より十三年に至る間に於て實に十九割九分の増加率を示して居る。次に第二圏は同じく十二割四分七厘、第三圏は五割二分二厘で、市よりの距離が遠くなるにつれて、人口増加率は遞減して居るのであるが、増加率の最も少い第三圏と雖も之を大阪市のそれに比べると、遙かに高位に在ることは左表に依つて明かである。



大阪市の南方面の櫛櫛屋比の状況

各圏内人口増加調

種別	大正元年		大正十三年		増加数	増加率
	人口	増加数	人口	増加数		
第一圏	一六、七三三	三三、三三六	四八四、九四九	一九、九九	二・三三	
第二圏	九、八八〇	一五、〇六	一五、九七	五・三三	五・三三	
第三圏	三、二八四	一、九八九	一、九八九	五・三三	五・三三	
計	二六、八八七	五〇、三三六	七〇〇、三三六	一五・九四	〇・七六	
大阪	一、三三〇、七九	一、四三三、八三	一、四三三、八三	〇・七六	〇・七六	

右の如き情勢の下に接近町村の人口は累年増加の一路を辿り來つたが爲めに、編入直前たる大正十三年頃に至つては、甚しき密住状態を示した町村は決して少くなかつた。當時大阪市の人口密度は次表に示すやうに、一平方哩當六萬二千八百餘人の多きに達してゐたのであるが、接近町村の中には密住状況に於て市を凌駕するものすら存在した。即ち豊崎町の如きは最も甚しく、一平方哩當實に七萬七千六百九十人を算し、今宮町、鶴橋町之に次ぎ何れも市の密度以上に達してゐたのであつて、傳法町、鷺洲町、玉出町、稗島町、天王寺村、中本町、安立町等は、密度に於て大阪市のそれには及ばなかつたが、何れも一平方哩當三萬人以上を包容して居つたのである。

併し東西兩成郡全町村の平均密度は、一平方哩當一萬六千三百九人であり、大阪市の六萬二千八百三十四人に比べると遙かに低く、又東成郡の一萬三千七百九十三人は西成郡の一萬九千

七百七十八人に比しては其の密度が低い。殊に東成郡敷津村の如きは、一平方哩當僅かに千二百二十九人に過ぎず、西成郡の大道村、中島村、川北村と共に、最も人口稀薄な農村で、尙ほ多くの空地又は農地が存在して居つた。さればこそ大阪市の、將來に於ける人口散開地域として着目せられたのであつた。

接近町村に於ける一般的の密住状況特に人口の密度高き町村と低き町村は右に述べた所であるが、大體に於て大阪市に接近してゐる周圍部に於て、最も密住状況が甚しく現はれ、市よりの距離が大となるに随つて、人口が稀薄となつてゐたことは、云ふまでもない。恰も此等の町村は、大阪市と云ふ磁石の磁場であり、住民は之に吸引せられた鐵粉の如く、磁極に近い部分程濃密となつてゐたのである。即ち各圏内に於ける人口密度は第一圏に於て最も大に、一平方哩當四萬四百十二人を數へ、第二圏の一萬一千二百人が之に次ぎ、第三圏は最も少く三千四百四十四人となつて居る事實に依つて明かに證明せられるであらう。

各圏の密度を六大都市のそれと比較するに、第三圏はもとより問題ではないが、第一圏は大正九年當時の東京及び大阪兩市の密度に次ぐものであつて、第二圏と離も大正十年の名古屋市の密度より大であることは左に示すが如くである。之に依つても、近郊の町村が密住状態に於て、如何に都市化してゐたかを、窺ふことが出來やう。

六大都市人口密度表 一平方哩當 (大正九年、但し名古屋市は大正十年)

東京市	七、八四二	横濱市	二九、八四七	京都市	二五、五四三
大阪市	五五、五二五	神戸市	二五、七〇三	名古屋市	一〇、一〇五

接近町村人口増加の状況を各町村別に示せば左表の通りである。

市町村別面積、戸數、人口調

町村名	面積 平方哩	戸數	人口		増加人口	増加率 %	密度 (一平方哩當)
			大正元年	大正十三年			
西成郡	一八・三三	八六、三五四	一五〇、三三三	三三九、四〇一	一〇八、〇〇九	三三・八六	一九七・七七
傳法町	〇・三〇	二、二五二	八、六〇七	二一、三五一	二、七四四	三・一九	四七、二九六
鷺洲町	一・一六	一三、六六八	二〇、五〇八	四八、三五四	二七、八四六	一三・三六	四一、六四〇
中津町	〇・四〇	五、六七二	二一、三三九	二六、八二八	一四、一八九	一・三三	六七、〇〇〇
豊崎町	〇・六九	一四、七〇〇	二〇、九五四	六〇、五九八	三九、六四四	一八・九二	七七、六九〇
玉出町	〇・五五	六、三三六	一〇、六九四	二四、五三〇	一三、八三六	一三・九三	四三、七六六
粉濱村	〇・四〇	二、六三二	七、七五六	一〇、九一一	三、一五五	四・〇七	三三、〇九一
津守村	〇・八四	一、八一	三、六〇七	一〇、三三四	六、七二七	一八・五九	二二、七九九

接續町村の都市化

第二章 市域擴張當時の状況

町村名	面積 平方哩	戸數	人口		增加人口	增加率 %	密度 (一平方哩當) 人
			大正元年	大正十三年			
今宮町	一・〇四	一八、四六七	二、七九九	七五、四二〇	六三、六二	四八・九三	七、五〇
西中島町	一・七三	三、六三七	一〇、六六〇	一五、六八一	五、〇二	四七・二	九、二七
豐里村	〇・七三	五三二	二、三六三	二、四九四	一三	〇・五五	三、四一六
大道村	〇・九五	二八八	一、四三九	一、二四二	一八七	一・三	一、三〇七
中島村	〇・七三	二四九	七五二	一、一九一	四三九	五・八四	一、六五四
新庄村	〇・六二	三六五	一、五〇一	一、七七〇	二六九	一・七九	二、九〇二
北中島村	一・三七	一、六七〇	三、一三九	六、八〇一	三、六六二	一一・六七	四、九六四
神津町	一・六三	四、四四九	九、六三八	一七、八七八	八、二四〇	八・五五	一〇、九六八
歌島村	一・七二	一、九〇五	四、一三四	八、五六八	四、四三四	一〇・七三	五、〇一一
稗島町	〇・三八	二、八九九	七、三六六	二、四六五	五、〇九九	六・九二	三、八〇三
福村	〇・四〇	五七〇	二、四七六	二、七九五	三九	一・二九	六、九八八
千船町	一・一四	三、九六六	七、九七六	一八、三九九	一〇、四二三	一・三	一六、一三九
川北村	一・一五	四三〇	一、六三四	一、八七一	二一七	一・四五	一、二三九
東成郡	二四・七〇	七九、四一四	二、九三三	三三、〇六七	三三、一三四	一八・六	三、七九三
天王寺村	一・七九	一三、四〇七	一、五八二	五、八三三	四、二五一	四〇・八〇	三、八六八
生野村	〇・七六	三、二五九	二、〇五七	二、二三三	一〇、一七五	四九・四七	一六、〇九五
鶴橋町	〇・八九	一三、二三〇	八、八九六	六三、〇四七	五四、一五一	六〇・八七	七〇、八三九

五四

中本町	一・〇四	九、六八	一五、七七	三九、八〇四	二四、〇二七	一五・三	三八、七三
神路村	〇・八九	二、三四	三、三六	八、七五二	五、六二五	一七・九〇	九、八三
小路村	〇・九	二、四八	二、三四七	一〇、一五	七、八〇九	三三・二七	一〇、二五九
城東村	〇・七六	四、〇五	四、六四九	一八、二四七	一三、五九八	二九・二五	二四、〇〇九
榎本村	一・二五	一、九〇〇	五、四三	七、二四一	一、八八一	三・三五	五、七九三
鯉江町	〇・八二	五、四二	一一、九	二二、六四八	一〇、四七七	九・三四	二六、四〇〇
榎並町	〇・五四	一、九四〇	三、九六一	七、三三六	三、三七五	八・五三	一三、五八五
城北村	一・八一	三、二五四	三、九五九	一四、六八五	一〇、七二六	二七・〇九	八、一一三
古市村	一・〇六	一、五四三	二、四〇六	六、一〇一	三、六九五	一五・三六	五、七五六
清水村	〇・六九	一、〇七九	一、八二二	三、六八	一、八〇六	九・九七	五、二四三
平野郷町	〇・八五	三、七四二	一〇、七四二	一六、五四	五、七九二	五・三六	一九、四四〇
喜連村	〇・七一	三八〇	一、九二七	二、〇四八	一一三	〇・六	二、八八五
北百濟村	〇・八七	八九	二、五八二	三、四七九	八九七	三・四七	三、九九九
南百濟村	〇・八八	六五八	一、七九〇	二、八七九	一、〇八九	六・〇八	三、二七二
田邊町	一・二五	二、三三二	三、二五一	九、〇七九	五、八三八	一七・九三	七、八九五
依羅村	一・三四	六三二	三、三三〇	三、九八五	六五五	二・〇〇	三、二四
長居村	〇・七四	五八三	二、七二〇	二、七八二	七	〇・七	三、七五九
墨江村	一・三六	三、一九九	七、五〇二	一三、七四	六、四三三	八・七九	一〇、〇八一
住吉村	一・二二	一、五三	三、八〇〇	六、九三七	三、一七	八・二六	六、一九四

接續町村の都市化

五五

第二章 市域擴張當時の状況

町村名	面積 平方町	戸數	人口		増加人口	増加率 %	密度 (平方町)
			大正元年	大正十三年			
安立町	〇・四	一、一七九	三、一五五	四、七四〇	一、五八五	四・七七	三、三六
敷津村	二・五	六六	一、四七六	二、八七	一、四〇九	九・五	一、三九
郡部計	四・九	一、五八六	三、九八五	七、〇〇	三、〇一五	一五・四	一六、〇九
大阪市	三・八	三三、三三七	一、一四〇、七〇九	一、四四三、八三二	三〇三、一二三	二六・九	三六、八四
總計	八・七	三四、九二三	一、一四〇、五〇四	一、四四六、六三二	三〇六、一二八	二六・八	三三、四四

備考 一、大阪府統計書に依る 二、面積、戸數及密度は大正十三年現在とす

産業 接近町村都市化の趨勢は右に述べた人口の急激なる増加及び之に伴ふ密住生活にのみ止まらない。それは此等町村住民の産業上にも明かに反映せられてゐた。即ち其處では農村としての産業が年々影を薄めて行つたのに反し、一方都市的色彩を帯びた産業が著しく増加の傾向を示して行つた。此の事は東西兩成郡に於ける職業別戸數が最も有力に之を證明してゐる。

試みに大正十二年に於ける職業別戸數を見るに原始産業と目すべき農業、飼畜業、園藝業及び漁業に従事してゐた戸數は僅かに九千六百六十六戸に過ぎなかつた。之に反し工業、商業、交通業公務及び自由業の如く、都市的職業に従事してゐた戸數は六萬九千五百五十戸の多きに及んで居るのである。之に依つても如何に此等町村の産業が最早農村の域を脱してゐたかを推測するに充

分であらう。更に此等町村に於ける職業轉化の状況を見るに、大正八年から同十二年に至る四ヶ年間に、原始産業に従事せる戸數は二百九戸を減じてゐるのに、商工業等所謂都市的色彩を帯びた職業に従事せる戸數は、實に二萬七千五十九戸を増加して居るのである。此等の關係を表示すれば、左表の如くである。

職業別戸數調

種類	大正八年		大正十二年		増減
	西成郡	東成郡	西成郡	東成郡	
農 業	三、一八九	五、六六	三、四三六	四、七四一	九、一六六
飼 畜 業	八〇	六二	二九五	一〇〇	△ 二〇九
園 藝 業	九	三	九四	六	六
漁 業	二六六	七	三三	六四	三六
工 業	六、三九一	四、一九四	一、二、三〇九	五、三三七	六九、一五〇
商 業	二、五二四	一〇、九九三	一八、三〇四	一四、八三五	二七、〇九二
交 通 業	九六四	二、五五	二、四四四	八三六	一三、五二〇
公 務 及 自 由 業	四、八三三	一、九四八	一〇、六七九	四、四三六	四九、九一一
無 職	二六、一〇八	二〇、六九一	三三、六三二	二七、二二九	三、三二二
計	三、三二二	四、二七五	九、四五四	四、〇四九	六、一〇七
計	五七、五五四	四八、一五七	一〇五、〇六一	一四一、七三〇	三六、〇六九

接續町村の都市化



東成郡の工場地帯

以上は一般的産業都市化の狀況を述べたのであるが、就中其の典型的なものとして擧ぐべきは此等町村に於ける工場及び會社の分布狀況である。大正十三年に於ける各町村勢調査の結果に依れば、東西兩成郡に於ける工場數は二千三百六十七の多きに達し、職工數六萬四千八百九十六人、年生産額二億七千六百萬圓以上に及んで居つた。而して町村中最も多數の工場を有してゐたのは今宮町で、其の數五百四十五を算し、鷺洲町三百九十三、豊崎町二百七十七、平野郷町二百六十一、鯉江町百十七、鶴橋町百四等之に次ぐの狀態であつた。今工業別工場數を擧ぐれば左の通りである。

工業別工場數調 (大正十三年)

郡別	染織	機械	化學	飲食器	雜種	特種	計
西成郡	二六〇	四〇〇	二五	二六	五〇三	八	一、五五三
東成郡	二八	一四三	一〇三	六	三七三	三	八四
計	二八八	五四三	一二八	三二	八七六	一一	二、五五七

次に此等町村に於ける會社數及び其の資本金の狀況を見るに左の通り會社數は合計三百九十一社に及んでゐた。其の資本金は十萬圓以下のものは、其の數百七十六社に上つてゐるが、就中百萬圓以上のもの五十六社、一千萬圓以上のもの十三社を數へてゐるのは、郊外町村に如何に多くの大會社があつたかを示すものである。

會社數及資本金調 (大正十二年十一月三十日現在)

郡別	會社數			資本金					
	株式會社	合資會社	株式合資會社	十萬圓未滿	十萬圓以上五十萬圓以上	五十萬圓以上百萬圓以上	百萬圓以上千萬元以上	計	
西成郡	一三	八	二	二五	二〇	七	三	二五九	
東成郡	六	四	一	一三	六	三〇	一〇	一三三	
計	一九	一二	三	三八	二六	三七	一三	三九二	

以上は大體第二次市域擴張直前に於ける接近町村の産業が既に都市化してゐた事實を實證したのであるが、更に觀點を變へて此等町村と大阪市との産業經濟關係がどうであつたかを見るに、兩者の間に於ける商取引が密接な關係に在つたことは言を俟たない所であるが、先に述べた大小多數の會社、工場にして大阪市民の經營に係るもの又は市民が之に關與して居るもの、頗る多數に

上つてゐたことは事實である。又之を農地に付て見るも西成郡川北村、津守村、東成郡敷津村の如きは、其の地域の大部分が市内某富豪の専有に歸してゐた。更に當時接近町村より市内に通勤する者の数は、四萬人を超ゆるものと推定せられてゐたが、此の事は彼等が其の所得源を市内に求めて居つたことを物語るものであつて、要するに此等の事業は大阪市と接近町村との産業經濟關係が密接不離のものであつたことを實證するものである。

結言 接近町村は、以上述べた所に依つて明かなやうに、第二次市域擴張直前に於て、人口は逐年増加の一途を辿り、従つて其の密度は市と比肩すべき程度に達したのみならず、市を凌駕するものすら現はるゝに至つた。更らに其の産業は農村の域より脱して、都市的産業へ轉化しつつあつたので、而かも町村と市との産業經濟上に於ける連繫は極めて密なるものがあつたのである。此等の事實は要するに接近町村と市とが社會的、經濟的には渾然たる單一の都市的社會を構成してゐたことを示すものであつて、獨り法制上のみは、之を別箇の存在として取扱つてゐたのであつた。併し茲に忘れてはならないのは、接近町村が斯かる情勢に進むに至つたのは、假令多少の例外はあつたとしても、其の大部分は大阪市發展の餘勢を受けた結果に外ならないと云ふことである。従つて市の力に依つて發展し且つ市と社會的、經濟的條件を一にする此等の町村を市

域に包容し、以て其の間に存した矛盾を解き且つ相互の共存共榮を圖ることこそ、市域擴張の主たる眼目であつたのである。

四 負擔の不調和

財政の膨脹と教育費 本市の接近町村は、年々急激なる發展に伴ひ必然的に財政の大なる膨脹を來たし、左表に見るが如く、大正九年度より同十三年度に至る五ヶ年間に、歳出總計に於て西成郡は八割餘、東成郡は十九割餘、兩郡平均十二割餘の異常なる増加を示した。

歳出豫算増加調		大正九年度	大正十三年度	五ヶ年間増加額	同上歩合
西成郡	二、二四、八三二	三、八八、三三三	一、七三、八五〇	八・三六	
東成郡	一、四七、七〇二	四、三〇、四三三	二、七二、七三〇	一九・三〇	
計	三、七二、五三四	八、一八、六六四	四、四六、五八〇	一二・七九	

備考 本表は當初豫算による經常部、臨時部を合計したる歳出總計である

接近町村に於ける歳出増加は、都市の發展に伴ふ社會的機構の複雑化、及び文化的慾求の向上に基づくものなることは云ふまでもないが、其の最も大なる原因は、義務教育費の増加である。

大正十三年度に於ける各町村及び大阪市の普通經濟歳出豫算を見るに、接近町村に於て、歳出の大部分を占むるものは教育費であつて、西成郡に於ては四割八分、東成郡に於ては五割一分三厘兩郡平均に於ても、尙ほ四割九分七厘の割合を示し、之を大阪市の二割八分九厘に比較するに、其の間甚だしい懸隔のあつたことが判る。而して此等接近町村に於ては、教育費に追はれて土木、衛生、勸業等の施設に、手を伸ばす餘力を存しなかつた。それは左表に依つて、以上各經費の割合を大阪市のそれと對比せば事極めて明瞭であらう。

大正十三年度歳出額調 其一 (普通經濟)

町村名	役場費	土木費	教育費	保健衛生費	勸業費
	比	比	比	比	比
豊崎町	六四、〇三	二六、四九	二二、七四	二、五九	一、八四
中津町	三〇、九六	六、三六	一一、三四	一五、〇六	九、五
鷺洲町	六〇、八一	三、七九	一五、三六	一八、九六	一、二五
神島町	一九、六三	二、六四	三、八五	七、〇〇	二、五二
傳法町	一七、三六	一、九	三、七五	四、六三	七、〇
今宮町	八五、四七	一、六四	三、七〇	四、七三	七、五
津守村	二〇、四四	二、三	四、四七	三、四九	三、〇〇
玉出町	三、六〇	一、六	一、八	一、八五	一、三

町村名	役場費	土木費	教育費	保健衛生費	勸業費
	比	比	比	比	比
粉濱村	一九、三六	五、三三	三、七五	一、六四	三、七
大道村	三、七一	八、八	四、六八	一、〇九	四、八
豊里村	四、五〇	八、〇	七、〇〇	二、三	九、九
新庄村	五、一五	一、六〇	一〇、一三	一、五	五、〇
中島村	二七、七四	一、〇	五、九三	八、四四	七、二
西中島町	二、三四〇	二、八〇	三、一八	四、七六	八、五
北中島村	二七、一九六	九、三〇	四、五三	八、九四	一、
神津町	一六、八〇〇	一、〇	三、六三	一、二九〇	三、八
歌島村	二六、七九	一〇、六九	七、二〇	一〇、三六	六、五〇
千船町	五、八三	三、六〇	七、七四	一、〇	三、〇
福村	七、七八	二、〇〇	七、四〇	四、九	一、
川北村	四、五〇	二、〇〇	七、二四	四、九	一、
西成郡計	四、五二八	一、八一九	一、三三三	一、四九〇	六、八四
城北村	一五、二九三	三、五二	五、五九	九、三三	一、六〇
榎並町	一六、三七〇	二、五三	二、六二	二、二二	二、〇〇
城東町	二四、〇〇三	一、八	三、五〇	三、八九六	三、八
鯉江町	六四、〇四六	三、五八	八、一五〇	六、〇二五	一、
神路村	八、九四六	三、五〇	七、〇三三	九、六〇	一、
中本町	三、四六一	一、三	一、八四八	七、一五	二、九七
鶴橋町	三、八九二	一、三	一、七三〇	四、三〇	二、九〇
小路村	二、一七	一、五	三、六九	一、〇五〇	二、九

負擔の不調和

町村名	役場費 比千分	土木費 比千分	教育費 比千分	保健衛生費 比千分	勤業費 比千分
生野村	一五、二五	一〇、五八	三三、八五	二、四〇	一〇、五
天王寺村	七五、八八	七、五四	三三、三三	三、〇一	五〇
住吉村	三三、六八	一八、三八	六九、一四	三、七九	二〇
墨江村	二二、〇二	四、七五	三、二四	三、三三	三九
安立町	七、八九	二、五	一六、五三	一、一四	一五
敷津村	八、〇五	五〇〇	一七、九二	一、〇九	五
榎本村	二二、五六	一、四九	一七、九七	八、八	一三
清水村	七、四四	一、四九	一五、八九	一、三	六
古市村	二一、五五	二〇	一九、四五	一、九	六
北百濟村	七、九四	一、九五	一三、一五	五、七	一
田邊町	一四、〇七	六、〇〇	二九、三六	一、六〇	二〇
平野郷町	三三、七五	四、九三	三九、〇九	四、〇五	一七
南百濟村	五、五二	五〇〇	七、二四	二、五〇	一
長居村	六、二四	一、九	一〇、五三	一、七〇	五
喜連村	四、七三	三、七	五、九三	三〇〇	一三
依羅村	四、七三	四〇〇	二、六二	一、七	一
東成郡計	四、五、三五	一、八、〇、四	一、五、三、六五	八、六、一、四	一、七
兩郡計	九、〇、三三	三、七、一、〇	二、八、五、一七	三、五、一、九	一〇、一、一
大阪府計	一、九、六、六	六、三、三、三	六、四、一、三	三、五、〇、三	六、七、八、四

大正十三年度歳出額調 其二 (普通經濟)

町村名	警備費 比千分	財産費 比千分	公債費 比千分	其他 比千分	計 比千分
豊崎町	二、三九	九、九六	四、五〇	二、〇九	四七、二六
中津町	三、三三	五、八	一六、五九	一、〇七	二二、一八
鷺洲町	六、五四	四、五九	五、二二	二、三〇	三六、一六
稗島町	六〇三	六、九三	一、〇	六、〇四	七四、四七
傳法町	一、九九	一、〇三	二、五、八〇〇	四、三六	一六、五五
今宮町	一、八〇	五、〇九	七、〇〇〇	二、〇三	五二、六五
津守村	一、八三	二、八七	七、〇〇〇	六、七四	八五、八四
玉出町	九、四九	九、四八	四、二六	三、九三	二四、七七
粉濱村	一、〇九	二、四六	一、〇	四、九二	七四、五七
大道村	六	二、五	一、〇	一、二八	一〇、八四
豊里村	一	二、三九	一、四八	一、〇三	一五、七二
新庄村	一	六、五	一、〇	一、七六	一九、五〇
中島村	一	五、五六	一、〇	八、八九	二三、六一
西中島町	五〇	七、五	一、九七	三、〇三	五八、八六
北中島村	五〇	七、五	一、九七	三、〇三	一〇七、四八
神津町	二、四七	七、五	一、七五	四、七三	一〇七、四八
歌島村	八、九	二、四六	一〇、八六	三、七〇	六六、七四
千船町	一、九〇	六、二七	八、一四	八、〇一	一三、七六

負擔の不調和

第二章 市域擴張當時の状況

町村	警備費 比千分	財産費 比千分	公債費 比千分	其他 比千分	計
福村	一五	三三	一五	二、三七	一六、六五
川北村	一〇〇	六〇〇	三三	一、二二	一七、七二
西成郡計	二、〇五	四、七九	二六	一七、八七	二、七六、六五
城北村	一	六三三	一三	七、六八	一〇〇、一九
榎並町	四三	二七八	四	三、八〇〇	六四、九五
城東村	二、二六	一、八四九	一五	七、四〇〇	二七、四五
神路村	三、八〇〇	七五七	九	二、九七四	一七、九三
中本町	三、〇九〇	四、六四八	一五	一四、四〇七	九四、五一
鶴橋町	七、二八	三、九四四	九	八、八四七	一七、九二
小路村	九八〇	一	一	二、二九〇	二、二九
生野村	一、三六〇	二三〇	三	七、六五三	九、九一
天王寺村	一、六六六	一、八〇六	三	五、六四六	九、二六
住吉村	一、六三六	三、〇八一	一九	三、九二五	一五、七四
墨江村	八二六	七五〇	一〇	五、二五〇	七、五二
安立町	六六	一、七〇三	七	二、〇七四	三、二四
敷津村	二〇	四七	一三	一、四九	三、二六

六六

町村	警備費 比千分	財産費 比千分	公債費 比千分	其他 比千分	計
榎本村	九六	三三三	七	六、五八七	一四、三
清水村	一〇	三〇〇	五	一、八七四	四九、二〇
古市村	一〇〇	四〇一	七	二、九二八	五、八三
北百濟村	一〇〇	一、〇三四	三六	四、〇六三	二六、七八
田邊町	五八	三三四	五	八、三八二	六、五七
平野郷町	一、三三三	六、六六八	五	一七、九七	一三〇、九八
南百濟村	一	二五八	一〇	一、六〇三	二七、一五
長居村	一	一三三	六	一、三三九	三三、八四
喜連村	四〇〇	四四	三	一、七三三	一三、三六
依羅村	三	四、八二五	一九	一、八三五	二四、九一
東成郡計	四、二〇	四、八八一	三	二七、八八	二、四九、〇九
兩郡計	一〇、九〇	九、六二〇	四	四三、七四	五、六五、七四
大阪市	一	二、五九〇	一	一、三三三、六三	三、三三、八四

備考 町村は大正十三年五月一日現在、大阪市は當初豫算に依る

尤も當時大阪市に於ける教育費は、教員給の支辨が主であつて、他の費用は學區に於て支辨して居つたから、此等の費用を加へると、大阪市の普通經濟に對する教育費の割合は、此等の町村と大差ないことになるが、併し之に就いては特別經濟の關係を考慮しなくてはならぬ。

負擔の不調和

器具費、消耗品費、新營費、修繕費等の義務教育費の増加歩合は、大阪市が五割六分餘であるの
に對して、西成郡は六割二分餘、東成郡は七割九分餘を示して居るのは左表の如くである。

市町村立小學校經常費調

	大正九年度	大正十三年度	五ヶ年間増加額	同上歩合
大 阪 市	六、四八、四六六	一〇、〇四八、九四一	三、五六〇、四七五	五・六五
西 成 郡	一、〇九五、七七七	一、七六六、〇〇八	六九、三三一	六・二九
東 成 郡	六九六、九七五	一、二五一、九〇四	五五四、九二九	七・九六

備考 大阪府統計書に依る

財源の不足と公債の増加 教育費の累年の増加と、之に伴ふ歳出の増加は、財源に不足を來た
し、其の結果公課の負擔の過重となり、町村債の増加を見るに至つたのは、己むを得ざることで
あつた。

今之を大正十三年度に於ける歳入(普通經濟)について見るに、左表の如くであつて、此等町村に
於ては使用料、手数料及び財産収入の割合が、大阪市のそれに比して、遙に低いのと反對に、町
村稅収入の割合が高率であり、西成郡に於ては五割七分二厘、東成郡に於ては四割六分四厘を占

めてゐる。

大正十三年度歳入調(普通經濟)

	使用料 千分	手数料 比	市町村稅 千分	交付金 千分	補助金 比	財産收入 千分	市町村債 千分	其他の 千分	計
西成郡	一八、〇五	五	一、七八、六六	五七	七九、〇三	二五	一、四、五三	〇	三、一〇九、八三
東成郡	三九、五〇	元	一、六四、九四	四四	八、二六	八三	一、三、四八	〇	三、五五、六四
大阪市	一、五四、〇四	七二	九、二八、二五	四〇	一、二五、五〇	五	二、三六、九四	一〇七	三、一、七三、八四

以上の稅收入を町村別に見るときは、西成郡に於ては、川北村の八割九分四厘を最高とし、歌
島村(八割四分二厘)、新庄村中島村組合(七割八分)、等之に次ぎ、東成郡に於ては長居村の八割三分三
厘を最高とし、北百濟村(八割二分七厘)、墨江村(八割一分一厘)、等が之に次ぐ状態であつた。

次に町村稅收入の歳入(普通經濟)に對する五ヶ年間の比較を見るに、町村稅の歳入に對する割合
は、大正九年度に於て兩郡平均六割五分二厘が、同十三年度に於ては減じて、五割一步四厘にな
つてゐる。次に同年度間の増加歩合に就いてのみ見る時は、歳出は十二割七分九厘であるに對し
て、町村稅の増加歩合は六割五分七厘に過ぎない。之は歳入の主要部分を占むる町村稅が歳出の
増加と平行して増加し得なかつたことを證するものであつて、町村民の擔稅力が、飽和點に達し

つゝあるものと見るべきであつた。

歳入豫算に對する町村税の地位及町村税増加額調

	大正九年度		大正十三年度		五ヶ年間増加額	
	歳入豫算	町村税	歳入豫算	町村税	町村税	同上
西成郡	一、八四九、九〇二	一、一五〇、一六七	三、一〇九、八三三	一、七九、九六一	六八、九四四	五、四四七
東成郡	一、三三五、四〇四	九三、六六七	三、五五六、六四七	一、六五四、九九四	四、六四四	七三、三三三
計	三、一八五、三〇六	二、〇七、七六四	六、六六六、四八〇	三、四三四、九五五	五、二四八	一、三三六、一七二

そこで歳出の増加に對する歳入財源の不足は、勢ひ町村債を以て補填せざるを得なかつた。今大正九年度及び同十三年度の町村債額と、同上五ヶ年間の増加歩合とを見るに、左表の如く其の増加率は驚くべきものがある。即ち借入額に於ては西成郡三十二割、東成郡三十五割の増加を示し、未償還額に於ても、兩郡とも略ぼ同様の割合を示してゐる。而して其の間大阪市では、借入額に於て九割三厘の増加率を示すに過ぎず、又其の用途に於ても、兩者の間に著しく相異のあつたことは、次に述ぶる如くである。

町 村 債 調

	大正九年三月末日			大正十三年九月末日		
	借入額	償還額	未償還額	借入額	償還額	未償還額
西成郡	五二、八九七	七四、五九六	四七、〇〇一	二、一六五、一〇〇	三九、八九〇	一、七九五、二一〇
東成郡	五七、二〇〇	三三、六一	五四、五九	二、五九六、三〇〇	二〇〇、二二九	二、三九八、一七一
計	一、〇九、〇九七	一〇七、一七七	九七、八一〇	四、七六一、四〇〇	五七〇、〇二九	四、一九三、三七一

町 村 債 増 加 歩 合

	大正九年三月末日		大正十三年九月末日	
	借入額増	同上歩合	未償還額増	同上歩合
西成郡	一、六五三、二〇三	三、〇九五	一、三三七、九〇九	三、〇五三
東成郡	二、〇三二、一〇〇	三五、八〇九	一、八六三、六五三	三四、八六五
計	三、六八五、三〇三	三四、一四三	三、二〇一、五六一	三三、一四九

而して右町村債の使途内譯を見るに、大正十三年度に於ては、東西兩成郡の間に自ら相違あるも、兩郡を平均して、小學校債五割以上を占め、水道債之に次いでゐる。然るに大阪市を見ると、其の公債は、築港、電氣軌道、電燈、電力、水道、住宅、公設市場等の公企業、又は社會施設等に振向けられ、教育費の爲めの公債は全然なく、たゞ當時の學區に於て、學區債として義務教育

に使用された起債額が、約五百萬圓ほどあるに過ぎない。故に假に之を市の公債として計算するも、其の割合は、僅かに二分七厘餘である。是に由て之を觀るも、當時の接近町村が如何に教育費の爲めに財政難に陥り、他の必要なる施設に、着手する餘地のなかつたかを知るに足るであらう。

町村債目的別調 (大正十三年九月末日現在)

總額	小學校費		上水道費		住宅及公設市場費		災害復舊費其他	
	歩合	同上	歩合	同上	歩合	同上	歩合	同上
西成郡	二、六五、一〇〇	一、三九、六〇〇	六、四三三	三七八、四〇〇	一、七四七	三六四、七〇〇	一、七七六	九、四〇〇
東成郡	一、七五、二〇〇	一、〇一、三〇〇	六、二四〇	三三〇、六八八	一、八四五	三六一、九二二	二、〇〇五	一、三〇〇
計	四、四〇、三〇〇	二、四〇、九〇〇	五、〇三四	七〇九、〇〇〇	三、六〇二	六九六、三二二	三、七八一	一〇、七〇〇

而して以上の教育債は、水道公債、住宅又は公設市場公債の如く、其の償還財源の全部又は一部を、それ等の使用料に求め得べきものでなく、其の償還は町村税其の他の財源に依るの外ない

のである。従つて此の種の債務の激増が、町村財政の基礎を危くするのは云ふまでもなく、此の點に於て當時接近町村の財政が、如何に懸念すべき状態にあつたかは、略ぼ想像し得られる。

公課負擔の過重 以上の如き事情よりして、市の接近町村は何れも制限外課税の方法に依つて一時の急場を救ふの状態であつた。大正十三年度の市町村税内譯を見るに、大阪市に於ては家屋税附加税は市税總額中僅に六分一厘を占むるに止まり、之に區費として徴收せる家屋税附加税約三百八十五萬圓を加算するも、市税總額の三割四分に過ぎない。然るに西成及び東成兩郡に於ては、家屋税がそれ〱四割七分強及び五割五分強を占めてゐることは、左表の如くである。之に反して、接續町村に於ては國税附加税たる營業税及び所得税の収入が、甚だ僅少であるのに對し大阪市に於ては、それが極めて重要な地位を占めてゐる。而して所得税又は營業税が各人の所得又は収益に對し、其の擔税力に應じて賦課せられるのであると反對に、家屋税は収益、所得に關係なく課税せられ、而もそれが借家人に轉嫁せられる性質を有するのであるから、其の負擔の爲めに住民の被る苦痛は甚しきものがある。



市町村税内譯調 (大正十三年度)

地	國稅附加稅			府稅附加稅			特別稅	
	租比 <small>千分</small>	營業稅比 <small>千分</small>	所得稅比 <small>千分</small>	家屋稅比 <small>千分</small>	營業稅比 <small>千分</small>	雜種稅比 <small>千分</small>	特別稅比 <small>千分</small>	計
西成郡	三、四〇	一、〇〇	一、三三	四、三三	四、七三	四、七三	七、五九	一、七三
東成郡	三、三三	二、九三	一、三三	四、六三	四、九三	三、三三	四、三三	一、七三
大阪市	三、三三	三、三三	一、六六	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	一、七三

備考 大阪市の國稅附加稅營業稅には取引所營業稅附加稅六萬七千二十八圓及び鎖業稅附加稅五圓を包含する

國稅附加稅たる所得稅附加稅及び營業稅附加稅に就いて見るも、例へば大正十三年度の第一種及び第三種所得稅の本稅額の比は左表の如くであつて、大阪市及び西成郡に於ては、法人の所得が四割五分三厘を占めてゐるのに對して、東成郡では僅かに一割一分九厘に過ぎず、他の大部分は個人所得に對する賦課となつてゐる。併し西成郡に於て、法人の所得の非常に高率であるのは豊崎町、鷺洲町、中津町等、市郡の境界に近い工場地帯の大會社の納稅額が、多かつた爲めであつて、之を町村別に見るときは、他の大部分の町村に於ては、東成郡と同様個人所得に對する賦課額が非常に多い。即ち一般的に見れば郡部は大阪市に比較して個人所得に對する賦課が甚だ重かつたと云ひ得らるのである。

大正十三年度所得稅額調 (大正十三年度)

地	第一種		第三種		計
	千分比	千分比	千分比	千分比	
西成郡	五、四二	四、五三	六、五七	五、四七	一、二〇、五八
東成郡	一、三〇	二、一九	九、六八	八、八一	一、〇九、六五
大阪市	九、九〇	四、五三	二、九九	五、四七	三、八七、四六

備考 大阪稅務監督局調に依る

斯くの如く所得稅及び營業稅の負擔の關係に於ても、郡部は大阪市に比較して、個人の負擔が重かつたのみならず、後に「負擔調和の問題」の項に於て述ぶる如く、各種公課の一人當負擔額に於ても、各町村間に著しく懸隔があり、負擔の均衡を失する状態であつた。次に主要稅目に就いて町村稅の課率を見るに左表の如く、其の課率は各町村間に於て、區々であるけれども、其の平均額に於て郡部は大體大阪市よりも高率であり、殊に家屋稅は大阪市に於ては、普通市稅、區費、都市計畫特別稅を合した平均課率が本稅一圓に對して、平均四圓六十六錢四厘であるのに對して、東西兩成郡の平均は五圓八錢四厘であり、甚だしき高率の稅を負擔してゐたのであつた。

町村税課率調 (大正十三年度)
(本税一圓に付)

町村名	地租	營業稅	所得稅	家屋稅	戶數割	營業稅
傳法町	六〇〇	四〇	二〇〇	二・八〇〇	〇	〇・八〇〇
鷺洲町	六〇〇	六〇	一四〇	三・三五〇	〇	一・五〇〇
中津町	六〇〇	六〇	一四〇	四・〇〇〇	〇	一・一〇〇
豐崎町	六〇〇	六〇	一四〇	三・一〇〇	〇	一・一〇〇
今宮町	六〇〇	六〇	一四〇	四・六五〇	〇	一・五〇〇
玉出町	六〇〇	八二	一八六	四・五〇〇	〇	一・三五〇
粉濱村	六〇〇	六〇	一四〇	二・七〇〇	〇	一・〇〇〇
津守村	六〇〇	六〇	一四〇	一・五〇〇	〇	一・〇〇〇
西中島町	六〇〇	八五	一九六	五・八〇〇	〇	二・〇〇〇
豐里村	六〇〇	六〇	一四〇	四・〇〇〇	〇	一・〇〇〇
大道村	六〇〇	六〇	一四〇	〇	四・一六〇	一・〇〇〇

負擔の不調和

町村名	地租	營業稅	所得稅	家屋稅	戶數割	營業稅
中新島村	六〇〇	六〇	一四〇	二・〇〇〇	〇	一・〇〇〇
北中島村	六〇〇	五〇〇	一三〇	二・五〇〇	〇	一・〇〇〇
神津町	六〇〇	六七一	一五四	四・七〇〇	〇	一・〇〇〇
歌島村	六〇〇	六三	一五六	四・六〇〇	〇	二・〇〇〇
千船町	六〇〇	六〇	一四〇	四・五〇〇	〇	一・五〇〇
稗島町	六〇〇	六〇	一四〇	五・五〇〇	〇	二・〇〇〇
福村	六〇〇	六〇	一四〇	六・二五〇	〇	二・一〇〇
川北村	〇〇	六〇	一四〇	九・〇〇〇	〇	一・〇〇〇
天王寺村	六〇〇	四七〇	一四〇	二・七〇〇	〇	一・〇〇〇
生野村	六〇〇	六〇	一四〇	一・三・四三〇	〇	一・〇〇〇
鶴橋町	六〇〇	六〇	一四〇	五・六一〇	〇	一・〇〇〇
中本町	六〇〇	六〇	一四〇	三・三・七〇	〇	一・二〇〇
神路村	六〇〇	四七〇	一四〇	四・六五〇	〇	一・二〇〇
小路村	六〇〇	六〇	一四〇	四・七八〇	〇	一・〇〇〇
小島村	六〇〇	六〇	一四〇	七・六〇〇	〇	一・〇〇〇

町村名	地租	營業稅	所得稅	家屋稅	戶數割	營業稅
城東村	六〇〇	六〇〇	一四〇	四・六〇〇	〇	一・〇〇〇
榎本村	六〇〇	六〇〇	一四〇	三・〇〇〇	〇	一・〇〇〇
鯉江町	六〇〇	四七〇	一四〇	四・六四五	〇	一・〇〇〇
榎並町	六〇〇	六〇〇	一四〇	六・四〇〇	〇	一・〇〇〇
城北村	六〇〇	六〇〇	一四〇	二・〇〇〇	〇	一・五〇〇
古市村	六〇〇	七三三	一七五	八・七〇〇	〇	一・五〇〇
清水村	六〇〇	七三三	一七五	一・二二〇	〇	一・〇〇〇
平野郷	六〇〇	六〇〇	一四〇	四・三〇〇	〇	一・二〇〇
喜連村	六〇〇	四七〇	一四〇	四・二七	〇	〇・九〇〇
北百濟村	六〇〇	六〇〇	一四〇	四・七〇〇	〇	〇・六〇〇
南百濟村	六〇〇	六〇〇	一四〇	七・三〇	〇	一・〇〇〇
田邊町	六〇〇	六〇〇	一四〇	八・五〇〇	〇	一・〇〇〇
依羅村	六〇〇	四七〇	一四〇	四・八二〇	〇	一・二〇〇

町村名	地租	營業稅	所得稅	家屋稅	戶數割	營業稅
長居村	六五八	一・四三四	三九	六・四〇〇	〇	二・〇〇〇
墨江村	二八〇	六〇	一四〇	五・三六〇	〇	一・〇〇〇
住吉村	二八〇	五〇〇	一四〇	一・七六〇	〇	〇・九〇〇
安立町	二八〇	六〇	一四〇	四・九〇〇	〇	〇・八〇〇
敷津村	三七八	八四	一八九	最高 三・〇〇〇 最低 六・〇〇〇	〇	一・〇〇〇
平均	二九六	三〇	一四	五・〇八	〇	一・三二
大阪市	二八〇	五〇	一四	〇・三〇〇 〇・三〇〇 〇・三〇〇	〇	一・五〇〇

備考 其他大阪市に於ては、區費として家屋稅本稅一圓に付平均課率三圓七十二錢四厘及び都市計畫特別稅として同じく四十錢の附加稅があるので一般區域に於ては計四圓六十六錢四厘、築港埋立區域に於ては計四圓四十七錢四厘となる、都市計畫特別稅には、他に地租割(地租額一圓に付十二錢五厘)國稅營業稅(本稅一圓に付十九錢)があつた。

以上は本稅一圓に對する課率であるが、更らに家屋一坪當に對する家屋稅の課率を見るに、豊崎、中津、鷺洲、傳法、今宮、天王寺の各町村は、市部府稅家屋稅の地位等級の四十四等に、其負擔の不調和

町村名	郡部府稅	町村稅	計	市部府稅	市稅	區費	計	市=比し町村 課率高△低
町村名	郡部府稅	町村稅	計	市部府稅	市稅	區費	計	市=比し町村 課率高△低
城東村	乙 二二八・八五	九三・七一	一・一九・五九	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・〇五四・一二
神路村	一六六・一九	七六・四三	九五三・六一	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	八〇・一八
中本町	二二一・二六	一・〇七四・九一	一・三〇六・〇七	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・一六三・六四
鶴橋町	二二六・〇〇	七六八・〇九	九八四・二五	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	八四〇・六六
小路村	一八三・四〇	五七・六六	六八八・八六	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	五四五・四三
生野村	一四三・〇〇	一・三九三・八四	一・五七二・〇八	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・四三三・八〇
天王寺村	三三〇・〇〇	七三三・七四	一・〇六三・七四	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・〇三三・三三
住吉村	三三八・七九	五七六・〇〇	九〇七・四七	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	九六八・八一
墨江村	一七一・〇〇	九一六・五九	一・〇八七・五九	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	七六四・〇四
安立町	二二八・四三	七四九・二三	一・二八八・七七	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	九四四・二二
敷津村	一七五・九五	一・六四・四八	一・八二〇・四三	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・一四五・三四
榎本村	二二〇・三三	六三三・七六	八五四・三三	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・一五七・七七
清水村	一三三・三三	九六三・七三	一・〇九七・〇六	一八・七五	三・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・三六五・六六

古市村	一四七・四三	一・二八二・六一	一・四三〇・〇三	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・二六六・六〇
北百濟村	一七四・一九	八八二・二二	九九一・三三	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	八六七・八三
田邊町	一八六・五五	一・五八五・五五	一・七七一・八八	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・六八八・六六
平野郷町	一三〇・六六	九二六・七七	一・〇五七・四三	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・〇九七・〇三
南百濟村	一四三・六八	一・〇二一・五九	一・一六四・八六	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・〇三二・四三
長居村	二二四・〇九	一・四四一・一七	一・六六五・二六	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・五二四・八三
喜連村	一五八・六六	一・〇〇三・九三	一・一六二・五九	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	一・〇一七・五五
依羅村	一六六・七〇	八四五・六六	一・〇二二・三六	一八・七五	二・〇〇	一三・六六	一四三・四三	八六八・二八

備考

一、木造住宅、事務所、商店等一坪(六尺平方)に付計算したものである

二、郡部府稅中、甲は表門又は表入口が國府道又は町村道に接續する建物に對する率である、乙は表門又は表入口が國府道又は町村道に接續せざる建物に對する率である

三、豊崎、中津、鷺洲、傳法、今宮、天王寺の各町村は市部府稅家屋稅地位等級の四十四等に、其の他の各町村は同四十五等に該當するものとして計算した

以上の如く、當時本市の接近町村の大部分に於ては、教育費の激増の結果として、町村債の累負擔の不調和

積、公課の過重負擔となり、全く財政的の危機に直面したのであつて、此の危機を脱する爲めには、先づ教育費の問題を解決するの外他に途なく、而して之が解決には此等の町村を大阪市に編入し、全體として共同に其の費用を負擔し、且つ各町村間の負擔の不權衡を是正する一策があつたのみで、單に財政の點のみから見ても、市の接近町村は市に合併せらるべき運命に置かれてあつたのである。即ち財政の問題殊に教育費問題が、主要なる一因となつて、大阪市の接近町村の編入を促進するに至つたのである。

五 教育施設の缺陷

大阪市の接近町村に於ける人口の増加は、必然的に學齡兒童の激増を來たし、大正八年度より同十三年度に至る五ヶ年間の學齡兒童の増加率は、大阪市に於ては四分四厘八毛の減少を示してゐるのに拘らず、東成郡に於ては三割七分七厘三毛、西成郡に於ては三割七分二厘一毛の増加を示し、更に前記五ヶ年間の就學兒童の増加率を見ると、左表の如く其の差は更に顯著であつて、大阪市の三分七厘餘の増加率に對し、西成郡に於ては五割四分九厘餘、東成郡に於ては五割五分五厘といふ驚くべき増加率を示してゐる。

就學兒童増加調

大正八年度	大正十三年度		比較増減
	尋常科	高等科	
西成郡	二、三、九八	一、四、五二	一、一、五四
東成郡	二、四、三二	九、九三	七、四、六一
大阪市	二、一、七〇	二、五、二二	三、三、五二
計	六、九、〇〇	一、三、三、〇四	六、三、一、〇四
尋常科	二、三、九八	三、〇、〇一	六、〇、〇三
高等科	一、四、五二	三、四、〇一	一、九、四九
計	三、八、五〇	六、四、〇二	二、五、五二
尋常科	二、三、九八	三、〇、〇一	六、〇、〇三
高等科	一、四、五二	三、四、〇一	一、九、四九
計	三、八、五〇	六、四、〇二	二、五、五二

備考 大阪府統計書に據る

以上のやうな兒童の累年の増加は、教育費の急激なる膨張を來し、町村財政上過重の負擔となり、爲めに必要なる諸種の施設は之に伴はず、大正十三年度に於ける市町村立小學校の一學級當兒童數は左表の如く、尋常科に於ては、大阪市の平均四十八人に對し、西成郡五十三人、東成郡五十四人を示し、又尋常科受持教員の一人當受持兒童數は、大阪市四十三人に對し、西成郡四十六人、東成郡四十八人を示してゐる。

一學級當兒童數及教員一人當受持兒童數調 (大正十三年度)

郡	尋常科		高等科	
	學級數	一學級當兒童數	學級數	一學級當兒童數
西成郡	六七五	五三・三	九一	三七・三
東成郡	六四四	五〇・七	七七	四四・五
大阪市	一、〇、〇〇	四三・三	一、〇、〇〇	四三・三
計	一、三、一、九〇	四八・八	一、七、六八	四三・三

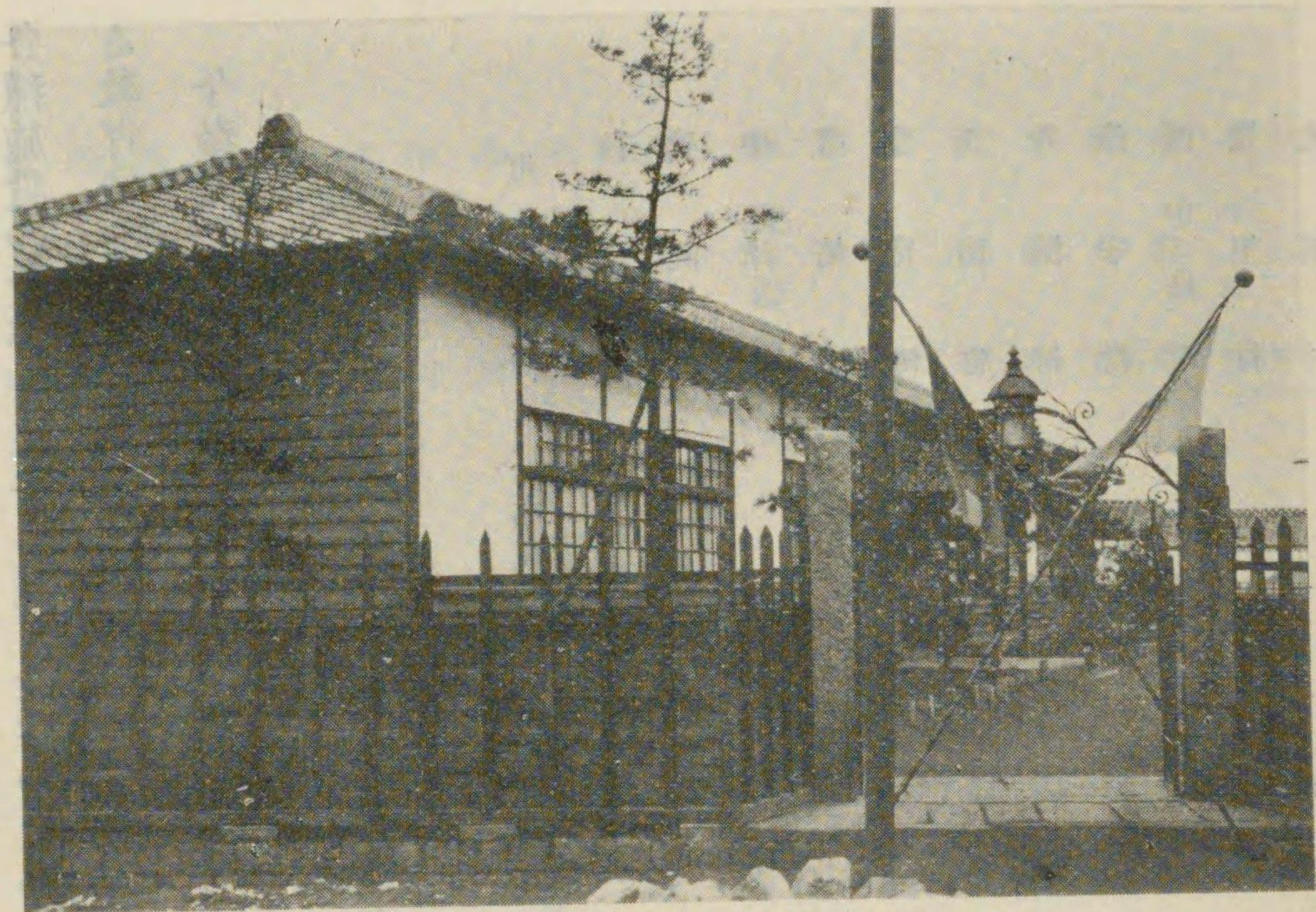
教育施設の缺陷

大 阪 市 二、五四四 四八二 三六六 三九六 二、八三三 四三・五 四八五 三〇・七
備考 大阪府統計書による

圖書、器械、標本、器具等の小學校設備費の兒童一人當の額に於ても、左表の如く甚だしき相違があり、また小學校經常費一學級當額及び兒童一人當額に於ても同様著しく懸隔があつて、如何に大阪市と接近町村との間に、各種の施設に於て優劣があつたかを知ることが出来る。而して此の傾向は町村財政上教育費の増加と關聯して、益々増大する一方であつた。

市町村立小學校資產價格調 (大正十四年三月三十一日現在)

大 阪 市	東 成 郡	西 成 郡
圖書	三三、七九六	四八、五〇〇
同上兒童一人當	八五三	一、三三九
器具標本	一、四八六	二、四五六
同上兒童一人當	一、四八六	二、四五六
器 具	一、七三三・九七	一、四三三・七
同上兒童一人當	一、四三三・七	一、四三三・七
圖 書	三三、七九六	四八、五〇〇
同上兒童一人當	八五三	一、三三九
器具標本	一、四八六	二、四五六
同上兒童一人當	一、四八六	二、四五六
器 具	一、七三三・九七	一、四三三・七
同上兒童一人當	一、四三三・七	一、四三三・七
小學校經常費調 (大正十三年度)	一、二五九・九〇四	一、七八六・〇〇八
一學級當	一、二五九・九〇四	一、七八六・〇〇八
兒童一人當	三・一八二	四・五三〇
大阪市	一〇、〇四八・九四一	三四四・一四二
一學級當	一〇、〇四八・九四一	三四四・一四二
兒童一人當	七・二九四	七・二九四



南 部 編 入 町 村 の 小 學 校

叙上の事實は單り外形的な諸設備に限らず、教員の待遇に於ても、亦同様であつた。之を大正十三年度に於ける市町村立小學校教員の平均給に於て見るに、左表の如くである。之は概して接近町村に於ては、財政の關係上、市内に比較して教員の待遇劣れるに因るものである。

市町村立小學校教員 (大正十三年度) 俸給平均額調

尋常小學校	高等小學校	尋常小學校	高等小學校
本科正教員	本科正教員	專科正教員	專科正教員
西成郡 五、一七四	西成郡 七、〇七八	東成郡 五、九九六	東成郡 七、〇七八
大阪市 八、三九〇	大阪市 九、四一三	大阪市 五、九九六	大阪市 七、〇七八

斯くの如く當時の大阪市と接近町村の間に各種施設其の他に於て著しき優劣のあつたのは、接近町村に於ては、年々激増する學童の處置に迫られ

各種施設の改善に迄手を盡す餘裕のなかつたことを示すものであり、町村の大部分は年々激増する教育費の爲めに、全く苦境に立ち至つてゐたことを明にするものである。
今参考の爲めに接近各町村の學校數、兒童數等を掲げると左の如くである。

編入各町村小學校一覽表 (大正十四年四月末日現在)

町村名	學校數	學級數		計	兒童數	一學級當兒童數	二部教授數	二部教授兒童數
		尋常科	高等科					
傳法町	一	二五	三	二八	一、三八八	四九・五	一	一
鷺洲町	五	九	九	一〇八	五、三九四	四九・九	一	一
中津町	二	四	五	九	三、一九八	六五・二	一	一
豐崎町	五	一四	一	一九	八、六三三	六七・三	一	一
今宮町	三	一五	一	一九	八、七七一	五八・八	一	一
玉出町	三	四七	一	五〇	二、四七三	四七・五	一〇	一
粉濱村	一	二七	三	三〇	一、三〇二	六五・一	一	一
津守村	二	八	二	一〇	八〇七	四〇・三	一	一
西中島町	一	二八	四	三二	二、三〇〇	七三・七	一	一
豐里村	一	六	一	七	四六	六九・三	一	一
大里村	一	四	一	五	二七	六六・〇	一	一

町村名	學校數	學級數		計	兒童數	一學級當兒童數	二部教授數	二部教授兒童數
		尋常科	高等科					
新庄村	一	三	二	五	五、四一五	五・五	一	一
中島村	一	三	二	五	一、五九一	五八・九	一	一
北津村	一	三	二	五	七、一五一	六七・四	一	一
神津村	二	二〇	四	二四	四、六八九	五三・七	一	一
歌島村	二	二〇	二	二二	一、二五七	七三・九	一	一
千船村	二	二五	一	二六	二、〇六六	七〇・三	一	一
稗島村	一	二六	一	二七	九、九五	七〇・三	一	一
福島村	一	六	一	七	四、六八九	五三・七	一	一
川北村	一	六	一	七	七、一五一	六七・四	一	一
西成郡計	一七	六〇	一六	七六	四、七三三	五九・九	三	五九
天王寺村	一	九	六	一五	五、四一五	五・五	一	一
生野村	三	二四	三	二七	一、五九一	五八・九	一	一
鶴橋町	四	二二	二	二六	六、七四	六七・四	一	一
中本町	一	二	一	三	四、六八九	五三・七	一	一
神路村	一	一	一	二	一、二五七	七三・九	一	一
小東村	一	二	一	三	二、〇六六	七〇・三	一	一
城東村	一	二	一	三	九、九五	七〇・三	一	一
榎江村	一	二	一	三	二、〇六六	七〇・三	一	一
榎並町	一	二	一	三	二、三五〇	七〇・三	一	一

教育施設の缺陷

町村名	學校數	學級數			兒童數	一學級當兒童數	二部教授學級數	二部教授兒童數
		尋常科	高等科	計				
城北村	二	二六	三	三	一、四三	四七・八	一	一
古市村	一	三	二	四	七三	五・二	一	一
清水村	一	一〇	一	二	四九	四・九	一	一
平野郷町	一	三	一	三	一九三	六三・〇	一	一
喜連村	一	六	一	六	二七三	四三・五	一	一
北百濟村	一	三	一	三	五〇	四一・一	二	一
南百濟村	一	八	一	八	三九〇	四八・七	一	一
田邊町	一	九	一	九	一、〇五	五五・五	一	一
依羅村	一	九	一	一〇	五三七	五三・七	一	一
長居村	一	七	一	八	四〇五	五〇・六	一	一
墨江村	一	二四	三	二七	一、四九	五五・二	一	一
住吉村	一	三	二	五	八一五	五四・三	一	一
安立町	一	三	一	三	五七	四三・六	一	一
敷津村	一	二	一	三	三七	三三・〇	一	一
平野郷他六ヶ町村組合立	一	一	七	七	一	一	一	一
東成郡計	六	六三	九	六六	六、三九	五九	四	三、〇一
兩郡計	一、一四〇	一、四八	一、四八	八、二五	五七〇	五	三、〇一	三、〇一

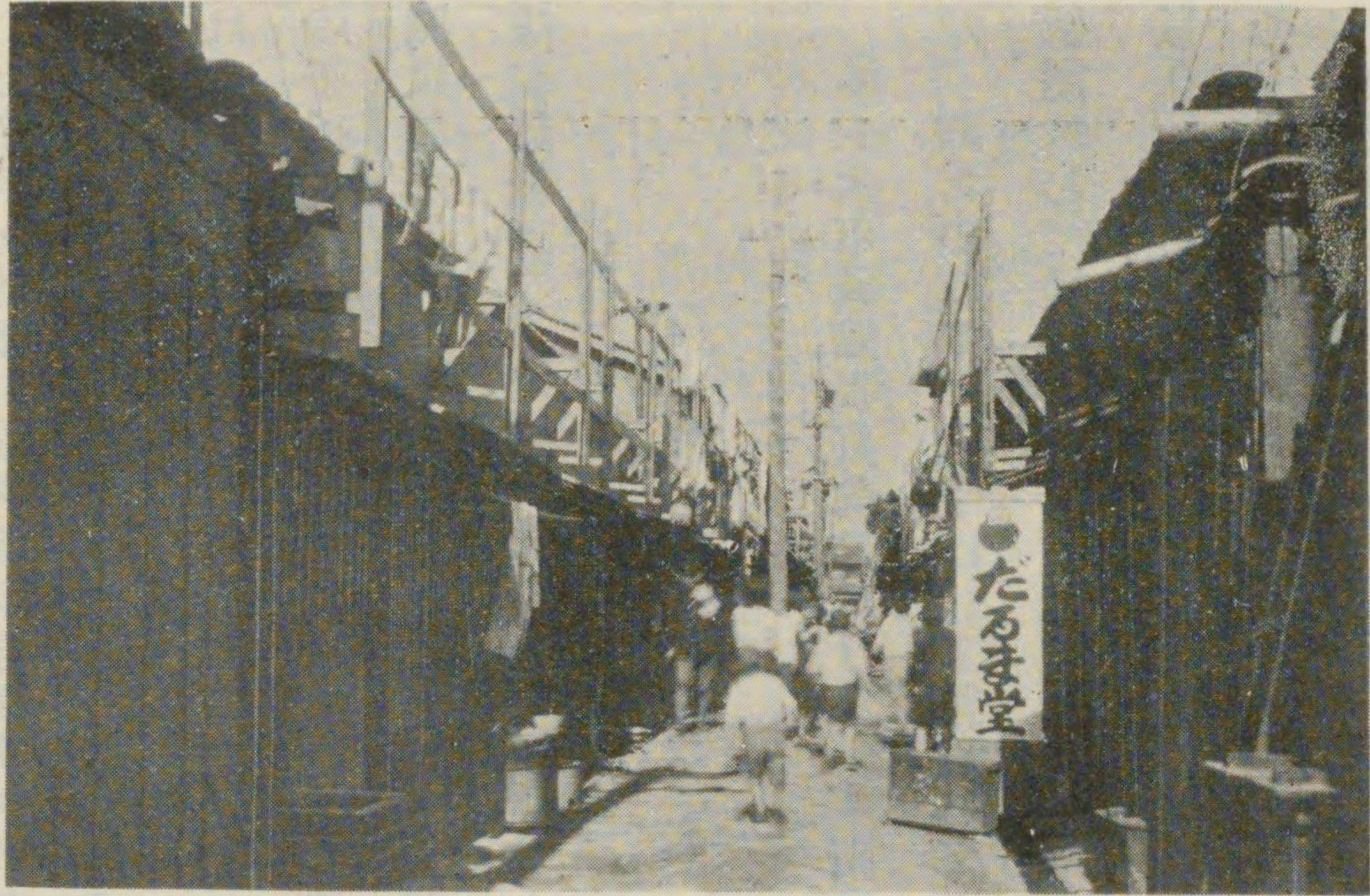
備考 二部教授の學級數兒童數は大正十二年十一月末現在の數字を掲げた

此等年々増加する學童の處置及び教育施設改善の要求と、財政の問題を如何に調節すべきは町村側の最も苦痛とせしところであつて、此の難關を切抜ける唯一の方法は、大多數の町村に於ては、全く編入によるの外ない狀勢であつた。そこで町村民中には、市内の緣故者をたどり、自己の子弟を寄留又は轉寄留せしめて、設備の優れた市内の學校に通學せしめたものが續出し、市の側に於ても此等通學者に對する負擔に苦める際として、此等の狀勢が兩々相俟つて、教育問題の解決が動機となり、編入の促進へ拍車をかけることになつた。

六 保健上の障害

第二次市域擴張直前に於ける東西兩成郡の町村は、保健衛生上より觀て憂慮すべき状態にあつた。即ち西成郡の大半は、工業地域であつて道路は幅員狭く、且つ不規則なるのみならず、土地低濕にして矮屋密集し、民度の低き多數人集りて、非衛生的なる生活を營んで居る上に、附近に散在する多數の工場から吐き出す煤煙は、空氣を混濁不潔ならしめ、稀に見る過群状態と相俟つて、其の保健状態は懸念すべきものがあつた。

東成郡に於ても大阪市に接近せる町村は、商工業盛にして人口稠密であり、就中鶴橋、中本、



南部編入町村の街路

今宮の三町の如きは、土地一般に低濕にして家屋密集し、街路狹隘にして下水溝の設備不完全なりし爲めに降雨少しく長きに亘る時は、汚水氾濫して人家を浸し且つ住民の大部分は、工場労働者又は家内工業従業者等の日雇労働者であつて生活程度低く、衛生状態の不良なることは西成郡に譲らぬものがあつた。唯河内平野に隣接せる方面は純農村にして、人口概して稀薄であり、健康地帯を爲してゐたが、之を放任するに於ては、忽ち非衛生的地區と化するのは必然であつた。

斯かる状況の下に於て、住民の健康状態が良好であらう筈はない。之を大正七年より同十一年に至る五ヶ年平均の人口千に對する死亡率に徴するに、大阪市の二十二人に對して、西成郡二十四人、東成郡

三十人であり、兩郡の平均二十七人は、大阪市のそれに比して五人強となつてゐる。殊に之を乳兒死亡率について見るに、一般死亡百人につき、大阪市十一人に對し、西成郡二十八人、東成郡二十一人であり、兩郡の平均率二十四人は大阪市の其れより遙に高く、保健上寔に寒心すべき状態にあつた。参考の爲め各町村の一般死亡及び乳兒死亡率を示せば左の如くである。

大阪府人口死亡率調

市町村名	死亡(千分率)	乳兒死亡率(百分比)
西成郡	三〇・〇	一八・〇
傳法町	二七・六	一七・五
鷺洲町	二三・九	三・五
中津町	二四・〇	一・五
豊崎町	二四・四	三・三
今宮町	二六・〇	三・〇
玉出町	二二・〇	三・〇
粉濱村	三三・三	三・〇
津守村	二七・八	三・七
西中島町	二九・七	八・九
豊里村	二〇・〇	二四・〇
大道村	二九・四	一七・〇
東成郡	三〇・七	一八・〇
天王寺村	二二・九	三・三
生野村	三三・〇	三・〇
鶴橋町	三三・〇	三・〇
新庄村	一八・〇	一八・〇
中島村	三〇・〇	二・〇
北津町	二五・〇	三・〇
神津町	一七・〇	一・四
歌島村	三三・〇	三・〇
千船町	一四・〇	三・八
神島町	二六・〇	五・〇
福島村	二九・四	一・六
川北村	三〇・七	三・三

市町村名	死亡(千人率)	乳児死亡率(一般死亡に對する百分比)	市町村名	死亡(千人率)	乳児死亡率(一般死亡に對する百分比)
市中本町	三・六	二・六〇	喜連村	三・七〇	一七・〇〇
神路村	二・六	一七・六〇	北百濟村	一八・七〇	一九・〇〇
小東村	七三・〇〇	三三・五〇	南百濟村	一・九〇	三・〇〇
城東村	二四・〇〇	三三・〇〇	田邊町	二五・三〇	三・五九
榎本村	二四・〇〇	八・〇〇	依羅村	二・六〇	三八・二六
榎江町	一六・〇〇	五・〇〇	長居村	二五・〇〇	二・六〇
榎並町	一七・〇〇	三・〇〇	墨江村	三・五〇	二七・〇〇
城北村	二六・〇〇	三・四〇	住吉村	三・〇〇	三・〇〇
古市村	七・〇〇	二・九〇	安立町	三・〇〇	九・〇〇
清水村	八四・〇〇	二・七〇	敷津村	七・五〇	三三・〇〇
平野郷町	二九・〇〇	二・七〇	大 阪 市	三三・〇〇	二二・四

備考 本表は大正府調査にして、大正七年より大正十一年に至る五ヶ年間の平均數に依る

上水道設備 同地方に於ては、人口の増加工場の増設に伴つて井水が悪化するのに加へて用悪水の溢出等があり、飲用水著しく不良となり、爲めに早くから上水道の敷設を計畫した町村も多かつたが、財政窮乏の爲め水道の自營を困難とした町村もあつたので、此等の町村は大阪市より上水の供給を受け、共用栓を設けて辛くも住民に之を配給する状態であつた。斯くて上水道は漸次普及し、西成郡にては大道、豊里、新庄、中島、川北の七ヶ村を除く他の

十三ヶ町村は、全部不完全ながら上水道施設を有し、東成郡に於ても、既に大正五六年の交に於いて、天王寺、鶴橋、中本、鯉江、住吉の五ヶ町村は、卒先して上水道を敷設し、大正十四年編入直前に於ては、其の數十三ヶ町村に達し、東西兩成郡四十四ヶ町村中、上水道の設備あるものは二十六ヶ町村に及び、此の中十七ヶ町村は大阪市より給水を受けてゐたのである。東成、西成兩郡に於ては給水普及の状況を見るに、全戸數に對する給水戸數の割合は大阪市七十七%九に對して、西成郡五十一%二、東成郡四十八%六であつて、郡部は市に比較して普及の程度が遙かに低かつた。概要次の如くである。

給水状況調

郡部	全戸數	給水戸數	給水栓數	給水量	給水率(%)
西成郡	一五、五六	八、七五	三七、八三	五四、二四三、五三	五〇・〇
東成郡	八六、三四五	四、二四八	一九、八五	三、五八、四二	五・二
大 阪 市	三〇、三三七	二四、四三三	一七、九六三	二〇、六五、〇三	四八・六
計	四五、八三	三三、二〇八	二〇、四一六	四八、六四九、六三	六・四

備考 大阪府統計による
保健上の障害

郡部に於ける上水道普及の状況は以上の如くであるが、其の使用料金を見るに、使用水量一石に對する平均料金は大阪市八厘一毛であるに對して、東成郡一錢八厘、西成郡一錢七厘三毛であり、大阪市に比較して非常に高率であつた。之は主として關係町村が、大阪市より給水を受けて町村民に供給するに當り、使用料の差額を徴して、困窮せる町村財政の一助に供した向もあつた爲めであつた。併し町村側住民は斯かる高率な料金を課せられながら、給水上の設備は概して不完全であつた爲め、水道料金の引下と設備の完成とは、町村民の熱心なる叫びとなり、遂に市域擴張の主要なる動因を造ることになつた。

下水道設備 郡部町村に於ける下水設備の不完全であつたことは全く驚くのほかなく、西成郡の如き低地多き地域にては、狭少なる地域に集積せる工場及び人家より排出する汚水及び悪水を河海に注出することは、地理的に困難なる立場にあり、爲めに雨天には道路全く屎尿混りの泥海と化し、交通及び保健上放任し難き問題となつた。殊に鷺洲、中津、豊崎の地域は、低濕で悪水の排除に困難を感じたので、此等三ヶ町は共同して、大正七年一月下水道改良組合を組織し、工費豫算五十八萬餘圓を以て下水道の施設に着手したが、時恰も財界の好景氣に際し、物價急騰して豫定事業の遂行には百五十六萬餘圓を要するので、三ヶ町は其の負擔に堪えず、折角の組合も

遂に解散の悲運に遭ひ下水道事業は一頓座を來すに至つた。之は同地方の大阪市編入の聲を高めた一の重なる原因であつた。

東成郡に於ても早くより下水道の必要を感じてゐたのであるが、町村財政上及び地勢上一時に設置の運びに到らなかつた。併し保健上長く之が放任を許さない状況にあつたので、中本、鶴橋の二町は卒先して其の幹線の設置に着手し、他の町村に於ても、之に刺激されて漸次計畫を進めつゝあつたが、其の設備たるや極めて不完全であるのを免れなかつた。

斯かる状態の下に於て、本市の近接せる密住町村では、傳染病の發生は殆んど四時間斷なく、其の死亡率も多かつたので、市民の生活は常に恐怖



(村町入編部北)水溢るせ濫汜

に脅かされつゝあつた。然るに西成郡に於ては、二十ヶ町村に對し、僅に南北二ヶ所の傳染病院を有するのみで不安極りなく、又東成郡には大正十三年に、町村組合立の隔離病院が九ヶ所あつたが、其の施設は大阪市營のそれに比して著しく劣つて居り、汚物掃除の如きも全く手が行届かず、衛生設備の改善は、市民の爲めにも、町村側の住民の爲めにも、一日も忽にすることの出来ない問題となつた。而して之が解決は接續町村編入のほか途がなかつた。

七 社會施設の缺陷

第二次市域擴張前、大阪市の接近町村には、社會政策上の對象として取扱ふことを要する經濟上の弱者が、多數生活を營んでゐた。就中豊崎町、中津町、傳法町、鷺洲町、中本町、鶴橋町、今宮町等、市に最も接近せる町村に於てそれが甚しきものがあつた。此等の地域は、甚しき非衛生地區であつたが、其處には又無産者、貧民、失業者、要救護者等が雜居し、而も此等の者が極端なる密住生活を營んでゐるので、社會施設の充實を要すること切なるものがあつた。

大都市近郊に特有の現象として、此の地方の住民の大多數は、全国各地より漂流し來たものであつた。大正九年の國勢調査に依れば、東西兩成郡全人口五十一萬五千餘人中、其の七割四分に

相當する三十八萬二千餘人は兩郡以外に出生地を有し、生後郡内に來住せるものであつた。而して此等の來住者は概して郷黨の觀念に乏しく、且つ相互の親和扶助に缺くる所があつた爲め、一朝疾病失職等に陥るときは、直ちに生活の困難を來し、従つて公私の社會施設に依存せなければならぬものであつた。

人口出生地別調 (大正九年十月一日現在)

郡	人口	
	郡内出生の者	郡外出生の者
西成郡	二八六、八九〇人	六三、三〇一人
東成郡	二二八、四二二	六九、六三二
合計	五一五、三一二	一三二、九三三
比率	(一〇〇)	(二六)

此等町村の住民の大多數が無産者であつたことは、全人口の一割二分以上に相當する六萬四千八百人餘が、職工として附近の工場に使用せられつゝあつたことによつても略々想像し得べく、更に第三種所得税及び個人營業税納税人員の全人口に對する割合を見ても知り得られた。凡そ第三種所得税を納付せざる者は、大體に於て無産者と推定し得るのであるが、今大阪市と兩成郡の狀況を比較するに、大阪市に於ては全人口の五分二厘に相當する者が、納税者であるに反し、兩

成郡では大體三分見當の納税者を有するに過ぎない。即ち兩成郡には、大阪市に比し相對的に多くの無産者があつたのである。又營業税に於ても大阪市は全人口の四分一厘に相當する納税者を有するのに、兩成郡の納税者は何れも三分以下となつてゐる。之に依つても郡部では、如何に小營業者が多數を占めて居つたかを窺知するに足るであらう。

第三種所得税 個人營業税 納税人員調 (大正十三年)

市郡	人口	所得税納税人員	同上の人口に對する割合	營業税納税人員	同上の人口に對する割合
西成郡	三五九、四二一	一〇、五九九	〇・三	一〇、六一	〇・三
東成郡	三四〇、六九七	一〇、八九九	〇・三	八、七七七	〇・二六
大阪市	一、四三三、八六三	七四、七〇七	〇・五	五、二六五	〇・四一

更に農家について見るに、兩成郡に於ける小作農の全農家に對する割合は、大阪府下の他郡と比較して甚しく高く、西成郡に於ては全體の七割一分、東成郡に於ては同じく六割四分に相當するものが小作農であつた。之に依つて看ても土地を所有せざる無産者が、此の地方に於て多數あつたことを知り得られやう。

農家 戸數 (大正十三年)

市郡	自作	小作	兼自作小作	合計	農家戸數に對する小作戸數の割合
西成郡	三七三	一、七五二	三三〇	二、四五五	七・一
東成郡	八〇五	二、九七七	八六三	四、六四四	六・四
三島郡	二、二〇八	四、七六六	三、一三六	一〇、一〇〇	四・七
豐能郡	一、八三〇	二、九九一	一、六七四	六、四九五	四・六
泉北郡	三、一三四	六、八七七	三、七三三	一三、一四五	四・八
泉南郡	二、六六七	四、七三三	三、七三五	一、一五四	四・三
南河内郡	三、四二一	七、四四七	四、〇七二	一四、九三〇	五・〇
中河内郡	二、二一三	八、三三八	三、一五七	一三、五八八	六・一
北河内郡	二、三六四	五、五四六	二、七〇	一〇、七九〇	五・二

備考 大正十三年大阪府統計に依る

市域擴張直前の大正十三年頃は、戦後不況の初期に相當し、既に失業問題の萌芽を見つゝあつた時代であるから、兩郡内に相當の失業者のあつたことは想像に難くない。當時方面委員の手許に於て登録されたる所謂「カード」階級—自活能力なき者又は生活困難なる者—の數は、兩郡を通じ一萬二千八百餘人の多きに達し、此等の者の全人口に對する割合が、大阪市の夫れより如何に大であつたかは左表に據つても明である。



南部編入地の裏路

「カード」階級人口調

人口に對する「カード」人口の割合	人口	「カード」人口
西成郡	三、五九、四一	九、二五七
東成郡	三、四〇、六九	三、五九九
大阪市	一、四三、八六	一五、五九四
備考	大正十三年方面委員調査に依る	

東西兩成郡の住民の大多數は他地方よりの寄集者であり、而も無産者であつて給料生活者、労働者、小營業者、小作人等經濟上の弱者を以て占められて居たことは前述の如くである。従つて彼等に對しては、救貧、醫療、住宅、食糧、失業等、社會事業の各般に亘つて、施設を要するものが頗る多かつた。固より從來とても町村當局は、之に對し慈善團體等と協力して、銳意之が對策を購じつゝあり

既に公營住宅、共同宿泊所、公設市場、職業紹介所、貧兒教育、貧兒保育、住宅組合等の施設を行つてゐたのであるが、貧弱なる町村財政を以てしては、到底之が完備を期することは出来なかつた。社會状態より云へば、此等の地方は寧ろ大阪市以上に社會政策の實施を必要とする事情にありながら、町村に於ける公私の社會施設は、大阪市の夫れと比較して餘りに劣等であつた。大阪府統計書に掲げられたる社會事業のみについて見るも左表の如く、市と町村との間には、著しき優劣のあることが判る。更に其の施設の内容を比較すれば、一層其の差異の大なるものがあつたらう。

社會事業調

事業名	大阪市内	東成郡内	西成郡内
乳幼児保護	一〇(五)所	四所	五所
貧兒、異常兒、盲啞教育	一(二(四))	一	一
婦人保護	一	一	二
養老	一	一	二
職業紹介	二(三(八))	一	一
授産	一	一	一
事業名	大阪市内	東成郡内	西成郡内
宿泊保護	九(三)所	二所	二所
施藥救療	一三(四)	一	三
產院	五(三)	一	一
窮民救濟	三	一	一
救濟	二(三(七))	一	一
釋放者保護	三	一	一

社會施設の缺陷

合 計 一〇二(五四) 二一〇

備考 一、大正十三年大阪府統計書に依る 二、括弧内は市營數を示す

事情斯くの如くであつて接近町村は年々激化されつゝある社會情勢に對し、形式的且つ彌縫的な施設を以て臨んでゐた爲め、其の社會不安は寔に樂觀を許さないものがあつた。而して斯かる社會情勢に適應する施設を爲し、不安を一掃するには、如何にしても豊富なる大阪市の財力に依るより外に方法は無かつたので、町村側は此の缺陷を除去する爲めにも市域の擴張を要望せざるを得なかつた。

八 土木施設の不備

本市と接續町村とを一丸とした総合的都市構築の必要は夙に一般に認識せられ、大正八年に決定の市區改正設計は、市と近郊町村の連絡を圓滑ならしむることを第一の目的として、更に総合的立場から都市計畫區域の決定、地域制の施行を見、大正十四年市域擴張の直前に於ては、大阪全體に對する都市計畫は、略ぼ其の全貌が明となり、漸時實行に向はんとする状態にあつた。併しながら上記のものは、何れも所謂都市計畫即ち一の設計であつて、現實の構築を目的とする

都市計畫事業としては、編入直前に於て僅に實施の緒に就いたに過ぎなかつた。殊に市と郊外町村との連絡を目的とする十放射路線は、府知事執行の都市計畫事業であつて、當時未だ準備の途にあり、道路行政から見ても、大阪市及び其の近郊町村に對する統一的取扱は全く現實化して居なかつた。従つて一般の土木行政は、全然無統制に放任せられ、爲めに市及び町村の發展を阻害してゐたことは尠くなかつた。

それは先づ第一に大阪市及び其の郊外町村は、産業的發展に伴つて、大體單一の社會的集團を形成せるに拘らず、市及び各町村が、依然土木行政の主體であり、各自が其の獨立性を主張して、統制ある土木事業の執行を困難ならしめた爲めであ

土木施設の不備



不良なる編入町村の道路

つた。第二は大阪市と其の周圍の小町村の財力が著しく相違してゐたので、町村は大阪市の要求する土木工事に參加する財力なく、大阪市は此等の町村と連携して事を爲さんとすれば結局一切を自己の負擔に於て爲すの外なかつた。大正十三年度に於ける大阪市と西成、東成兩郡町村の土木費を比較するに、大阪市は普通土木費百五十五萬餘圓であり、其の他下水道改良工事費、港灣費及び都市計畫事業費を合した土木事業費の總額は實に千五百九十萬圓に上つてゐるのに、町村の土木事業費は、西成郡は十八萬九千圓、東成郡は十八萬二千圓であつて、兩郡下四十四ヶ町村の合計額を以てするも、僅に三十七萬餘圓に過ぎなかつた。されば土木行政の管轄權ある町村は都市構築に付き大阪市と連携する財力なく、大阪市も亦此等の地域に對して、原則として土木事業の執行權を有せず、其處に土木行政の不統一が現せられることになつた。

道路 市と郊外町村の連絡統一を考ふる場合に、土木行政として第一に問題となるのは、道路事業である。道路の種類としては、國道、府道、里道があるが、國道及び府道は府知事の管理する所であつて、國道は國內の要地連絡、府道は原則として府内の要地の連絡を目的とするものであるから、大阪市及び其の接續町村の如き實質上一都市を爲せる地域の内部的連絡を主たる目的とするものではない。従つて一都市の内部的連絡は、主として里道（大阪の場合に於ては市町村道）の

發達に俟たねばならない。然るに此等の市町村に於ては、綜合的道路網の建設は、漸く其の緒に就きたるに止り、而も町村財政の貧弱なるよりして、急激に發達せる郊外諸町村に於ては、農村時代の道路を其の儘踏襲するの外なく、市内との交通量の激増に應じて擴築改造するの途なく、爲めに大阪市と郊外との連絡は、甚だしく阻害せらるゝに至つた。之は左表市郡道路面積の比較によつて明である。

市郡道路面積調（大正十三年末現在）

	全道路面積 坪	國道面積 坪	道路面積 に對する 同上記		府道面積 坪	道路面積 に對する 同上記		市町村道面積 坪	道路面積 に對する 同上記		地域總面積 坪	地域總面積 に對する 同上記	
			%	%		%	%		%	%			
西成郡	七九、四九三	三三、〇〇九	四・〇	二四、七四六	三〇・五	五八、七三七	六五・五	三六、〇七二	四四・一	二・〇八	一八〇、六一〇	九・一八	
東成郡	一、六七、七五	三三、三二	八・四	五、六三	三・五	一、四六〇、五三	八・一	一、四〇六、六一〇	九・一八	二・〇八	一、九七九、六七九	九・一八	
大阪市	二、四〇、二七七	一七、三〇〇	七・〇	二九、三六	一・二	一、九七九、六七九	八〇・八	五、一三六、七四四	二・二九	二・二九	二、四〇、二七七	二・二九	
計													

右の表に依れば、大阪市に於ては、道路面積は地域總面積に對し九%一八なるに、郡部町村にありては僅に二%〇八を出でない。而かも市に於ては市道が市内交通の生命線なるに、町村にありては却つて府道が其の中心を爲してゐる。此の關係は次の道路の幅員に就て見れば明となる。

市郡道路幅員調 (大正十三年末現在)

市郡	國道			府道			市町村道			道路總延長	道路總面積	道路平均幅員
	幅員三間以上	幅員三間以下	計	幅員二間以上	幅員二間以下	計	幅員一間以上	幅員一間以下	計			
西成郡	三五、四六	四、七六	四〇、二二	五、三〇	三、七九	八、一〇	一六、六四	一、六四	一八、二四	五九、五〇	七三、四三	一・三三
東成郡	二、九七	一	二、九七	七〇、三九	二、四六	七二、八五	三九、九〇	二四、七〇	六四、六〇	一、五七、七五	四・一〇	
大阪市	一五、四八	四、七六	二〇、二四	三、〇五	六、五五	九、六〇	六五、三四	三三、三四	九八、六八	二、四五〇、二七	二・四五	
計												

即ち郡部に於ては、道路の總延長は市部より多いが、其の中には幅一間以下のものが總延長の約三〇%を占めて居るから、斯の如き都市化する地域の道路として不完全なものは之を總延長より控除することになると寧ろ市に劣り、更に其の實質に於ては、市内の平均四間一分に對し、郡部は僅か一間餘に過ぎない。既に著るしく都市化した町村に於て、都市の動脈とも云ふべき道路が、少數の國道(四線)府道(五九線)を除いては、誠に不完全極まる状態にあつたので、市内外に涉る交通運輸に多大の不便と障害を來し、爲めに産業の發達を妨げ、非常時に於ける避難道としても役立たず、保安の上にも欠くるところが多かつた。

橋梁 道路に次いで市郡連絡上の問題となるのは橋梁である。橋梁の多少は道路の多少と同

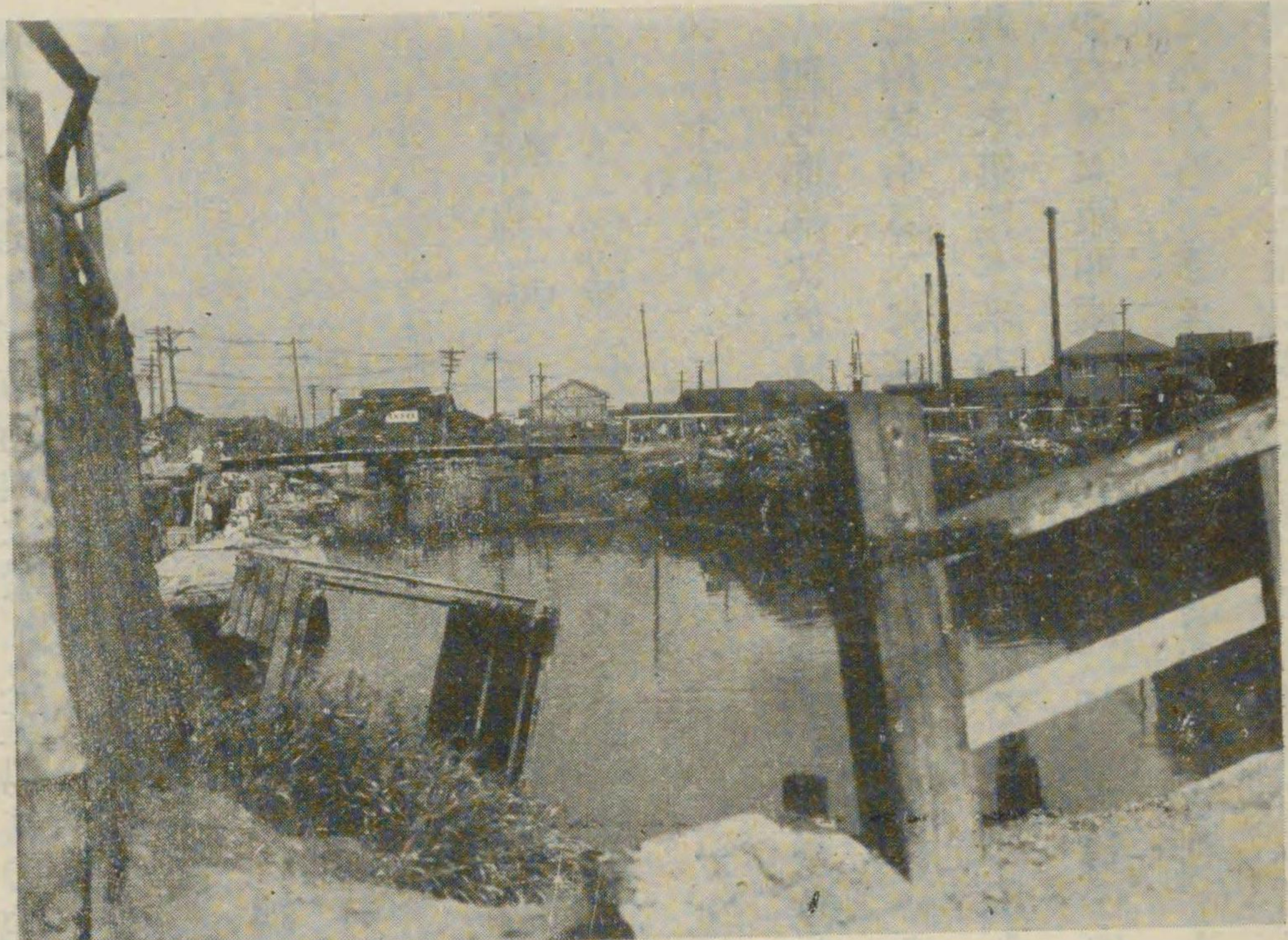
時に、自然的狀況に依るものであるが、大正十三年末現在に於ける橋梁の箇數及び坪數は左の如くである。

市郡橋梁調 (大正十三年末現在)

市郡	個數			坪數		
	府費	市町村費	私費	府費	市町村費	私費
西成郡	三	三	一	七、三三	三、三三	一、〇三
東成郡	三	三	一	三、八三	三、三三	一、〇三
大阪市	三	三	一	六、三三	三、三三	一、〇三
計	三	三	一	一七、四九	九、九九	三、〇九

之によれば、市内橋梁の平均面積は九三坪〇七であるに對して、郡部の平均は九坪四四であつて、郡部の橋梁設備の如何に貧弱なりしかを推知するに足るであらう。

水路 市郡の連絡上重要な一項目を爲すのは水路である。農耕地に於ける水路は、主に用



危険であつた時水路

土木施設の不備

水路であるが、市街地に於ては工場其の他の悪水の排除が重要な問題となつて来る。此の觀點より市及び兩郡の水路を見るに次表の如くなる。

市郡	水路調 (大正十三年末現在)	
	用水路	放水路
	個數	個數
西成郡	三九〇	三六八
東成郡	六九七、七五二*	一〇八、二一八
大 阪 市	二八四	八五二
計	六七四	一、二二〇
		延 長
		七二〇、八二二
		四二三、七六一

即ち郡部に於ける放水路は、市内に比較して著しく少く、郡部の都市化に伴つて益々其の流域を狭めらるゝに至つた。殊に西成郡に於ける五百八十軒餘の用水路の如き、其の地域の工場化と共に次第に本來の灌漑用水路たることの用を減じ、其のまゝ放水路として轉用せらるゝことになつた。又東西兩成郡に於ては、町村單獨の力を以て用水路又は放水路を造設することが困難なところから、多くの水利組合を作つて水利、土工に關する事業を行ふことになつた。悪水排除は兩郡を通じて柴島及び將棋島の二組合のみであつたが、用水路を目的とするものも、其の地域の市

街化に伴つて、遂に悪水の排除を目的とするものに變ずるに至つた。

上水道、下水道 大 大 阪 の 區 域 全 體 と し て 見 る と き は、悪水排除の爲めの下水道は著しく不完全であり、其の何れもが河川に放流するのであるが、全地區を適當なる系統に依つて區分し、下水は下水として處理することは、近代都市の要求する所である。然るに單に悪水放流の爲めの下水事業すら、豊崎、中津、鷺洲三町組合の力を以てしては、到底完成の見込がなかつたとすれば、統制ある現代的下水道施設の如きは、貧弱なる町村の財力では思も及ばぬ所である。故に河川への悪水放流を止め、全地域に亘つて下水道網を完成しやうとすれば、此等の町村を市に合併して經濟上の都市と法制上の市域とを合致せしめ、單一なる一體として事業の合同計畫を行はぬ限り到底爲し得ざることであつた。上水道工事は、郊外町村の都市化と共に其の保健衛生の立場より、第一に必要とせられたが、獨力を以て之を建設することは、財政上技術上不可能であつたので、大 大 阪 市 は 區 域 外 給 水 と し て、二 十 七 ケ 町 村 に 亘 つ て 之 を 供 給 し て ゐ た の で、此の部門に於ては不十分なから統制を保つことが出來た。

公 園 公園はひとり郊外地の爲めのみならず、大 大 阪 市 自 身 の 爲 め に も 必 要 な の で、事 實 上 の 所 謂 大 大 阪 全 體 に 亘 つ て 計 畫 を 樹 て ね ば な ら な かつ た。然るに大正十四年の合併前に於ては、大

阪府及び大阪市の經營する公園以外には、殆んど公園は皆無の状態であり、所謂小公園の如きも郊外町村にありては自ら之を經營する力がなかつたので、此の點からも周圍部を市に合併して、大大阪全體の爲めの公園體系を造設する必要は、痛切に感ぜられたのであつた。

以上の如く、市内と郊外町村とは一の都市的集團として、實質上大大阪を形成するにも拘らず其の都市的形態又は都市構築の重大なる要素たる土木行政に於て、著しき乖離不統一を見たので市郡の併合は早晚免るべからざる事態を呈して居た。

九 警察上の問題

農村が大都市に同化せらるゝに伴ひ、警察事務の著しく激増するのは、何れの國に於ても經驗せられた所であつて、大阪市も大大阪形成の過程にあつて、此の問題に當面したのである。即ち大阪市の接續町村は、急激且つ著大な人口の集中と迅速なる都市化の爲めに、無統制の状態に陥り、舊市内よりも一層警察力の充實を必要とするものがあつた。

司法警察 先づ司法警察の分野に就て見るに、大阪市の接續町村に於て、所謂都市的犯罪たる強盜、窃盜、詐欺、恐喝等財物に關する罪の被害件數の市部に比して、著しく増加せることは次

表の如くである。

市郡財産犯罪件數比較表

西成郡 東成郡	件數 指數	年										
		大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
西成郡	一八五	二、五七	二、八〇	二、八四七	三、二五四	四、一〇一	四、二七六	五、〇四三	七、三八三			
東成郡	一〇〇	一三七	一五二	一五五	一七五	三三	三三〇	二七一	三九七			
市部	件數 指數	一〇、九五	一三、四六	二二、九三	三三、〇五三	一六、七九	三三、〇六四	一八、三三四	三三、四六	三〇、三七		
市郡比率 (市100)		一〇〇	一二三	一七	二八	一五	三〇	一七	一〇四	二七五		
		一六・九%	一九・一%	二・七%	三・八%	一九・四%	一七・八%	三・三%	三・五%	二四・三%		

備考 本表及び以下の諸表に於ける市郡の別は特別の註なき限り警察署管轄區域の市郡に依る

即ち此の表に依れば、大正十三年に於て此の種の犯罪は市部に於ては大正五年の約二倍七分、郡部に於ては約四倍の急増を示してゐる。

次に市郡の總犯罪數及び檢舉件數の比率を見るに、次表の如く二郡は市の大體四分の一を占むるに拘らず、警察官の數は後に述ぶる如く、約六分の一に過ぎない。

市郡犯罪被害及檢舉比較表

年次	犯罪被害件数			犯罪検挙件数		
	西成郡 東成郡	市内 (市一〇〇%)	市郡比率	西成郡 東成郡	市内 (市一〇〇%)	市郡比率
大正十二年	七、〇七	二六、五七	二四・八%	五、七九	二九、四五	一九・七%
大正十三年	九、四九	三〇、四九	二五・二%	七、二四	二九、六五	二四・四%

本市の犯罪の激増に就き特に注目すべきは、市郡の境に接した各所の貧民街である。試みに大正十三年度に於ける犯罪件数及び検挙件数を見るに、犯罪数に於ては、九條署の四千三百件が、市内及び二郡三十署中第一位なるに對し、鶴橋署は二千四百件で第六位、今宮署は二千二百件で第八位、中津署は千九百件で第十位を占めてゐる。然るに其の検挙件数は、第一位の九條署の二千五百件に對し、鶴橋署は僅かに千百件であつて、第十八位にあり、今宮署は二千三百件で第三位(前年は第九位)中津署は千六百件で第十三位にある。更に同年の各種刑法犯、警察犯處罰令其の他の諸法令一切の犯則者數に就て見れば、今宮署は四千九百人、九條署の六千六百人、芦原署の五千四百人に次いで第三位を占め、鶴橋署は三千百人、中津署が三千六百人、第六位にある。

以上の事實は、此等郊外町村の貧民街が犯罪の淵藪であり、而も其の検挙の成績が良好でないことを示し、且つ其の犯罪は大阪市を中心とするものであることが明であるから、市民の安寧の爲めにも、此等の貧民窟を掃蕩するのが、極めて緊要のことであつた。

行政警察 次に一般の行政警察の範圍に於ても、郡部は其の都市化に伴つて著るしく其の事務を増加したに拘らず、警察官の數が之に伴はなかつた。其の一端として、左に各種取締營業數其の他の計數を擧げて、市郡の比較を試みよう。大正十二年及び十三年末に於ける市内及び東西兩成郡の各警察署管内に於ける警察取締營業は左の如き數及び比率を示して居る。

各種取締營業者數調

業種	大正十二年			大正十三年		
	西成郡 東成郡 人	大阪市 人	市郡比率 (市一〇〇%)	西成郡 東成郡 人	大阪市 人	市郡比率 (市一〇〇%)
保安營業	七、〇九〇	一八、五四六	二六・二%	七、八四三	一八、八九一	二四・五%
交通營業	九、五八八	三五、三三六	二七・一%	一〇、一〇四	三〇、三九	二七・一%
風俗營業	四、九八〇	三三、三三三	二二・四%	五、七七七	二四、三四〇	二二・六%
衛生營業	七、九〇三	二二、一九九	二八・一%	九、七七七	三三、〇〇〇	四四・〇%
計	二九、五六一	九、四八四	三二・〇%	三三、四一〇	一〇二、五〇〇	三三・六%

即ち一般行政警察部内でも、取締の對象となつた營業數に於て、接續町村は市内の約三分の一を占めてゐる。

大阪が産業都市たることの特色を示す工場數に於ても、東西兩成郡は市内の約六割に達し、殊

に鶴橋署管内（工場法非適用工場大正十三年千三百七十）に於ける小工場の多數に上ることは注目に價する

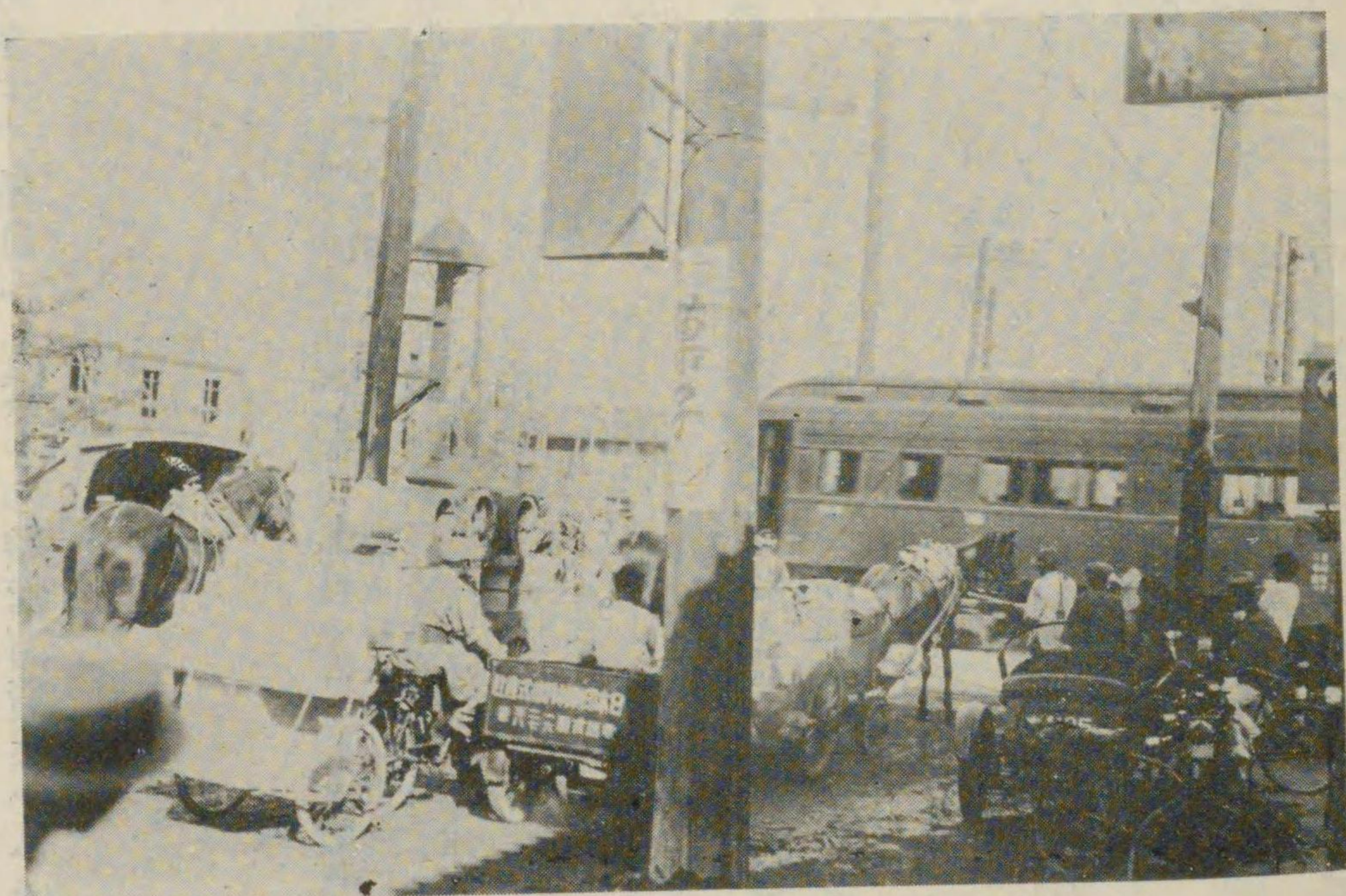
工場 數 調

年	工場法適用工場		工場法非適用工場		總計	
	西成郡 東成郡	市内 率(市郡比)	西成郡 東成郡	市内 率(市郡比)	西成郡 東成郡	市内 率(市郡比)
大正十二年	八五	一、四六	二、九〇	四、九一	三、七三	六、四七
大正十三年	九三	一、五〇	三、〇二	五、六四	三、九四	六、六七

市街地建築物法は、大正十三年三月以降、大阪市のみならず全都市計畫區域に適用せらるゝに至つたのであるが、同法適用建物の大正十三年に於ける新設數は、市内三十九萬六千九百坪に對し、東西兩成郡は二十萬三千坪であり、此の方面より見ても亦兩郡に於ける警察事務の激増が想像せられる。

警察官、警察署 以上の各項は警察の事務中、殊に郊外の都市化と關聯ありと見らるゝものを擧げたに止るが、その他總ての部門に於て警察の事務が、殊に東西兩成郡に於て激増し、警察力の充實を必要としたことは云ふまでもない。然らば之に對する警察官の配備はどうであつたかと云ふに、法令の不備よりして、當面の要求に應ずることは出来なかつた。即ち我國に於ては廳府

縣巡查の定員は勅令（大正五年勅令第三十號、本令は大正十五年勅令第四百一十一號を以て改正さる）を以て規定せられ市に於ては人口三百乃至八百に付巡查（警部補を含む）一人、市以外の地域に於ては人口六百乃至二千に付一人の範圍内に於て、内務大臣之を定むる旨定められて居るので、如何に接續町村の警察事務が繁忙となつても、以上の制限を超えて警察官を増員するの途がなく、定員増加の爲めには其の地域を市に編入することが絶對に必要であつた。大正十三年に於ける大阪府及び東西兩成郡の警察職員の配置狀況は左表の如くである。即ち警察の取扱數に就ては、前記の如く市に對し二郡は犯罪に付約二十五%、取締營業三十%、工場及び市街地建築物法關係に於て約六〇%を示し、大體市に對し四分の一乃至五分の三の割合を



混亂せらる接續町村の交通狀況

示すにも拘らず、警察職員は數に於て約六分の一に過ぎず、職員一人當りの擔當面積は十一倍、擔當人口は三倍に達して居る。

市郡警察官數調

西成郡 東成郡 市内	面積 平方哩	人口	警察職員 人	市郡比率 (市三〇)	一平方哩 當職員數	市郡比率 (市三〇)	職員一人 當人口	市郡比率 (市三〇)
西成郡	四、九三	七〇〇、一四〇	六〇一	一七・二	一四	九・三	一、六四・九	二・三・三
東成郡	三・八二	一、四三三、八六二	三、四八七	一〇〇・〇	一五	一〇〇・〇	四・二・二	一〇〇・〇
市内	六五・七五	二、二四、〇〇一	四、〇八八	—	六	—	五三・〇	—
計								

備考 面積及び人口は市郡區域に依つたが、警察の區域は多少之と異なる

更に警察官署の數及び配置に就ても、左表の如く二郡は市に比して著しく不足を告げて居る。

市郡警察官署調

西成郡 東成郡 市内	警察署(括弧 内は分署)	一署當り 人口	一署當り 面積 平方哩	派出所 等數	一平方 哩當り 派出所等	一署當り 人口 (署を含む)
西成郡	(三)	七、七三	四、七〇	一三三	三・一	四、九六六
東成郡	(三)	六、二七九	一、〇六六	三九六	一七・四	三、四三九
市内	(五)	七、一三三	二、一九三	五八	八・〇	三、八二四
計						
市郡比率 (市三〇)		一一・九	四九・二	三三・三	一七・八	一・四四

即ち一署當りの人口に於ては、市郡略同數であるが、其の一署の擔當する面積に於て、郡は市の約四倍の地域を占め、警察網の網目に相當する各種の派出所、駐在所、出張所、立番所、請願巡查派出所等の密度は、市の六分の一に近く、其の受持人口は一倍半に達して居る。

斯くの如く事務の量に比して、郡部の警察力は薄弱であつて、此のことは獨り大阪のみならず一般に我國の郊外警察に通ずる大なる缺陷であつた。

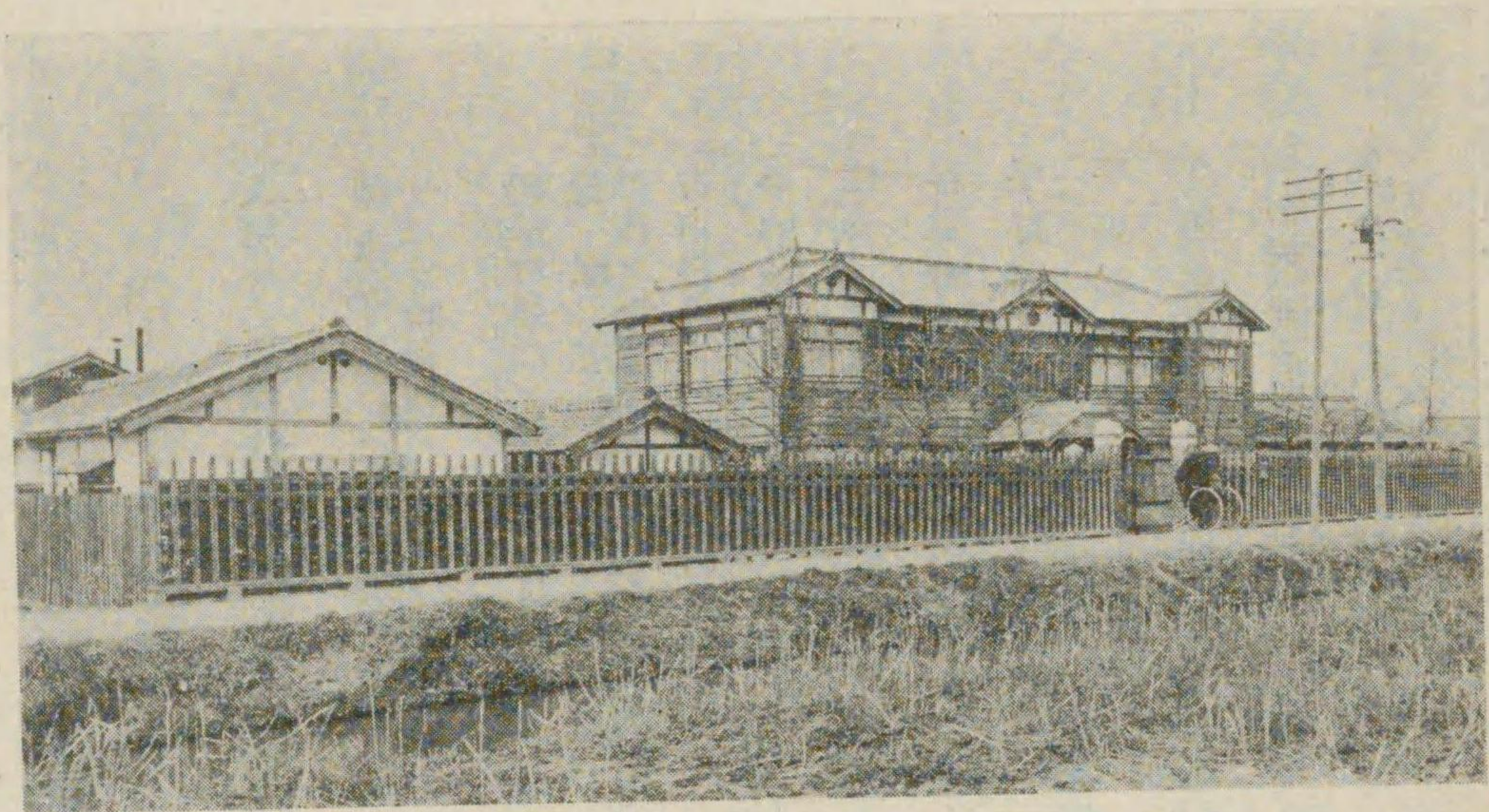
消防

家屋稠密の大都市に於て火災が頻發し、往々にして大事を惹起するは避け難いところであつて、東京市に於ては消防を警視廳に所管せしめ、他の五大都市たる大阪、京都、神戸、名古屋、横濱に於ては特設消防署規程(大正八年勅令第三百五十號)に據り、市内及び内務大臣の認可を受けたる接續町村に消防署を設け専門の消防職員を置き、設備の完全と相俟つて大都市消防の任を完うせんことを期してゐる。大阪市に於ては、消防署は同規程第二條第二項に依る接續町村を管轄せず、只大阪市内のみを所管して居る。之に對し東西兩成郡は舊來の消防組制度に依存してゐたのであるが、兩者の設備人員等は左表の如くである。

を處理すべき機關を必要としたことを示して居た。然るに此の町村組合乃至水利組合は、各々徒に區域の錯雜と事業の混亂を招來するに止り、更らに大阪近郊を一體として斯かる事業を統制執行することが緊要とせられた。此の爲めには此の地域の中心にあつて、而かも財力の豊富な大阪市の發動を俟たねばならなかつた。即ち此處に又大阪市域の擴張を必要ならしめた事情が存する。

町村組合 大阪市近郊に於ける町村組合は、多く明治年代に設立せられたものであつて、當時の十三組合中大正年間に設立せられたものは三組合に過ぎなかつた。事務上から區別すれば、傳染病院設置並同事務處理が七組合、高等小學校の設置が二組合、水利土功共同處理が二組合、上水道に關する事務處理及び全部事務が各々一組合であつた。

而して其の組合の區域に就いては左表に示す如く、大體次の諸群に分れて居るが、其の間に種々重複を來してゐる。第一は淀川を中心とする西成郡北部の諸町村、市の南にある西成郡の町村、東成郡北部の町村、同郡の中部鶴橋町を中心とする結合及び平野郷町を中心とする南部の結合等が之であつた。此等の集團は各共同事務の目的を異にするに従つて其の結合關係を異にし、従つて町村の行政事務の地域は各部門に依つて錯綜して居る。其の結合状態は格別合理的根據のある



町村組合立傳染病院

ものではなく、單に地理的に接近せる町村が、其の時の必要に應じて任意的に「ブロック」を形成せるものであつて、勿論此等を包括する大大阪全體の地域に對する計畫的區分ではなかつたのである。即ち平野郷町が高等小學校に就て、喜連、田邊、南百濟、北百濟、中河内郡加美、巽の諸町村と共同し、又傳染病院に就て田邊、喜連、北百濟、南百濟の諸町村と、水利土功に關して一面南百濟、北百濟の二村と結合し、別に北百濟村と組合を組織せる如き、或は稗島、歌島、千船、川北の町村が高等小學校設置の組合を結合し、同時に神津町外十六ヶ町村の傳染病院組合に加入せる如き、何れも重複の著しい例であつて、編入の必要はこれにも充分現れてゐたのである。

町村組合調

組合名稱	目的	區域
玉出外三ヶ町村傳染病院組合	傳染病院設置並同事務處理	玉出町、今宮町、津守村、粉濱村
神津町外傳染病院組合 十六ヶ町村	同	神津町、川北村、稗島町、歌島村、鷺洲町、 中津町、西中島町、豐里村、大道村、中島 村、新庄村、北中島村、千船町、傳法町、 福村、豐崎町、豐能郡庄内村
鶴橋町外二ヶ村傳染病院組合	同	鶴橋町、生野村、小路村
鯉江町傳染病院組合 外四ヶ町村	同	鯉江町、中本町、榎本村、神路村、城東村
古市村外二ヶ町村避病舎組合	同	古市村、清水村、榎並町
平野郷町外四ヶ町村組合	同	平野郷町、南百濟村、北百濟村、田邊町、 喜連村
住吉村外三ヶ村組合	同	住吉村、長居村、依羅村、墨江村
稗島町外三ヶ町村學校組合	高等小學校設置	稗島町、歌島村、千船町、川北村
平野郷外六ヶ町村學校組合	同	平野郷町、喜連村、田邊町、南百濟村、北 百濟村、中河内郡加美村、巽村
平野郷町外二ヶ村組合	水利土功共同處理	平野郷町、南百濟村、北百濟村
平野郷町外一ヶ村組合	同	平野郷町、北百濟村
古市村、清水村、守口町 <small>上水道組合</small>	上水道に關する事務共同處理	古市村、清水村、北河内郡守口町
新庄村、中島村組合	全部事務	新庄村、中島村

水利組合 大阪市近郊の水利組合は、灌漑又は排水を目的とする普通水利組合十四、水害防禦

を目的とする水害豫防組合四、合計十八組合であり、其の地域は非常に入り亂れて居つた。水利組合の事業は、本來市町村等の公共團體に於て施行すべきものであり、且つ其の終了後に於ける事務は市町村に引繼ぐべきものであつて、公の行政事務たる性質を有するものである。故に此等の組合の錯綜は、其處に近郊町村として施行すべき事業が、町村の手を以てしては行ひ得なかつたことを示すものである。水害豫防組合にあつては、淀川、大和川、恩智川、寢屋川等の河川が數多の市町村に利害關係を有する關係上、其の目的は終始變更することなきも、灌漑、排水を唯一の目的とする普通水利組合にあつては、其の地域の都市化に伴ひ、其の當初の目的たる農耕地の灌漑、排水から次第に市街地の惡水排除に中心が變化して來たのである。即ち水利組合の事業は灌漑、排水等組合員の利益を主たる目的とするものから、都市の下水道としての性質を有するものに變じて來たのである。従つて水利事業は純然たる市町村の事務の範圍に屬し、大大阪の立場から一體として統一聯絡する必要のあつたことは云ふまでもない。當初から惡水排除を目的として設立せられた柴島、將基島の二組合は勿論、他の灌漑排水を目的とせる西成郡の五組合及び灌漑を目的とせる東成郡の七組合も、其の水路は次第に下水道化して、水利組合は一見町村の下水道に關する行政を擔當するの觀があつた。斯くの如き状態の下にあつては農業地としての利用

を目的とせる組合の區域は、其の目的に合致しないものとなり、農業地所有者の立場を離れて、此の新しい觀點から見直されねばならなかつたのみならず、組合の區域は左表の如く錯雜を極め、而して同一町村内に數個の事業者の工事が重複併存し、事業の能率經濟上からも區域の整理が必要且つ困難な問題を提示したのである。殊に此の下水道への變質に依る整備は有力な公共團體の手を以て初めて可能となるのであつた。此等諸組合は大部分明治年間の設立であつて、其の創設は市の社會經濟的發展と直接の關係を有しないが、大阪市及び其の近郊の發展は、此等の組合の事業の性質を變じて地域内の市町村の下水道行政との密接な關聯を生じ、此處に大阪市域の適當な擴張に依り、實力ある地方團體を俟つて初めて解決し得べきものとなつたのである。

水利組合一覽表 (大正十三年八月二十日現在)

組合名	事業	區域
天王寺庄外二大字普通水利組合	同	豐里村
菅原外二字普通水利組合	同	豐里村
柴島普通水利組合	惡水排除	西中島町
將基島普通水利組合	同	東成郡中本町、神路村、城東村、榎本村、鯉江町、榎並町、古市村、清水村、大阪市東區ノ一部、北區ノ一部、小路村、城北村、北河内郡十九ヶ町村、中河内郡二ヶ村
榎並莊普通水利組合	灌漑	東成郡城北村、古市村、清水村、榎並町、榎本村、鯉江町
三ッ池普通水利組合	同	東成郡天王寺村、大阪市南區ノ一部
城東中本神路普通水利組合	同	東成郡城東村、中本町、神路村
中本神路普通水利組合	同	東成郡中本町、神路村
今津放出普通水利組合	同	東成郡榎本村
青池井手口普通水利組合	同	南河内郡六ヶ町村、中河内郡二ヶ村、東成郡生野村、鶴橋町、北百濟村、南百濟村、平野郷町
築溜樋普通水利組合	同	東成郡小路村、中河内郡十九ヶ町村
中島水害豫防組合	水害防禦	西成郡大道村、中島村、新庄村、豐里村、西中島町、北中島村、神津町、歌島村、稗島町、福村、中津町、鷺洲町、千船町
恩智川寢屋川水害豫防組合	同	東成郡榎本村、中河内郡七ヶ村、北河内郡一ヶ村
大和川北岸水害豫防組合	同	東成郡平野郷町、南河内郡三ヶ村、中河内郡六ヶ町村
淀川左岸水害豫防組合	同	東成郡城北村、古市村、清水村、榎並町、鯉江町、城東村、榎本村、中本町、小路村、神路村、鶴橋町、西成郡大道村、豐里村、豐崎町、中津町、鷺洲村、稗島村、福村、傳法町、大阪市全部、北河内郡二十一ヶ町村、中河内郡十三ヶ町村

水利組合の區域の錯雜は右表に明かであるが、其の著るしい例を舉ぐれば次の如くである。即

各種組合の併立

ち西成普通水利組合に屬する町村中、中津、鷺洲の二町は別に豊崎町と共同して南中島普通水利組合を形成し、豊里村は其の村内に天王寺庄外二大字及び菅原外二字の二普通水利組合を、西中島町は別に柴島普通水利組合を有する一方、更に此等の町村は何れも中島水害豫防組合に加入して居つたのである。將棊島普通水利組合に加入せる町村中、中本町及び神路村は外に城東中本神路普通水利組合及び中本神路普通水利組合を組織し、榎本村は榎並莊及び今津放出の二普通水利組合と、恩智川、寢屋川水害豫防組合に加はり、而して此等の町村は何れも淀川左岸水害豫防組合の一員を爲して居つた。斯くの如きはそれ自身に於て既に甚だしき錯綜なるのみならず、前記の町村組合の錯綜と併せ考ふるときは、水利組合は西成、將棊島、榎並莊、淀川左岸の四組合が郡長の管理に屬したる外は何れも町村長が管理者であるから、其の町村の事務を煩雜ならしめたことは甚だしいものであつた。故に事業効果の點より此等の諸組合事業を統制する必要があるのみならず、事務執行上よりも一層能率高き執行を必要としたのである。而して此の要求は何れも大阪市に此等町村を編入し、行政機能をより以上有力な團體に統一することに依りてのみ満たされ得るものであつた。

上述した組合の外重要物産同業組合、同準則組合、工業組合、輸出組合、商業組合、水産、漁

業、畜産、酒造、茶業、土木建築業、産業組合等廣範な意味で公共組合とせられる諸組合は公の權力を附與せられて居るが、それは其の健全な産業的發展が、國家目的の達成に役立つと云ふ趣旨に基くもので、公共團體に關する關係は寧ろ間接的であつた。然し乍らそれは理論上の事であつて、此等の組合の地域があまりに行政上の一區域と相離れる事は、事實上種々の不便を生じる事は言ふ迄もなかつた。

一一 法域の錯綜

本市の急激なる發展に伴ひ、行政區劃たる大阪市と、社會經濟上の都市的實在としての「大阪」との間に大なる齟齬を來し、爲めに施政上非常に不便を感じたことは前述の如くであるが、それにも拘らず、大大阪市生成前に於て已に都市生活に特有なる各部分を規律する各種の法規が、夫々一定の地域を範圍として近接町村に適用せられて居つたので、此等が結局後日の大大阪の地域を決定する對象となつたのである。即ち此等の特殊法域は、當時の大阪市域よりも都市的實在たる大大阪に近似し、將來に於ける大大阪の範域を示唆せるものであつて、市域擴張の前驅を爲したものと云ひ得られる。大阪市の地域擴張前、大阪市と市の郊外に亘つて存せる各種法域は次の

諸區劃である。

(一)市街地建築物法施行區域 (二)汚物掃除法準用區域 (三)借地法及借家法施行區域 (四)職業紹介所設置區域 (五)中央卸賣市場區域 (六)市街地産業組合指定區域 (七)郵便配達區劃 (八)特殊郵便區劃(速達郵便取扱區域、市内小包及市内特別郵便取扱區域、市公金郵便振替貯金特別取扱區域) (九)電話加入區域 (十)地域的獨占事業供給區域

都市計畫法は、都市的法制として最も重要且つ廣汎なものであつて、其の基礎的區域たる都市計畫區域は、都市的法制の區域として代表的意義を有し、大正十一年に於ける大阪都市計畫區域の設定は、三年の後に來れる大阪市域の擴張に對して、極めて密接な關係を有するものであるが、それは次節に於て取扱ふこととし、茲には市街地建築物法施行區域以下に就いて述べることにする。

市街地建築物法施行區域 市街地建築物法は、都市計畫法の姉妹法であつて、都市計畫事業中重要な一側面を規定する特別法を爲すものである。従つて其の適用區域は都市計畫區域と等しく、行政上の區劃に拘らず、都市的實體を捕捉して可成市民の生活圈と合致せしめんとしたものである。市街地建築物法は大正八年四月法律第三十六號を以て、都市計畫法と同時に公布せられ大阪市には同九年十二月一日より施行せられたのであるが、此の時の適用範圍は行政區劃たる大阪市の範圍内に止められたのであつた。併し當時大阪市の都市的實體としての範圍は既に遠く市

域を超え、而かも市街地建築物法精神よりすれば、舊くより市街化せる市内よりも、亂雜急激に膨脹しつつある郊外町村を、指導的に統制して將來の發展に備ふることを、主眼とすべきであつて、此の意味から政府は大正十三年三月十三日、内務省告示第二百二十六號を以て、法第二十三條第二項の適用に依り大阪地方に對しては、都市計畫區域と一致する左の一市六郡五十五ヶ町村に市街地建築物法を適用することとなつた。越えて大正十四年四月六日、内務省告示第六十六號を以て、此の地域に地域制(法第一條)を施行することとなつたが、之は取りも直さず法は此の範圍を以て一の有機的都市單位と看做すことを明かにしたもので、此の地域が大體に於て豫め大大阪の範圍を劃したものであると云ふことが出來やう。

大阪市	豊能郡 (五ヶ町村)	庄内村、豊津村、小曾根村、 中豊島村、南豊島村
西成郡 (二十ヶ町村)	北河内郡 (一ヶ町)	守口町
東成郡 (二十四ヶ町村)	中河内郡 (三ヶ村)	巽村、瓜破村、矢田村
三島郡 (二ヶ町村)	吹田町、千里村	

汚物掃除法準用區域 汚物掃除法(明治二十三年三月七日法律第三十一號)は、其の名の示す如く市内に於ける汚物の掃除を目的としたものであるが、市以外の接續町村にあつても、其の都市的實體を具ふる限り、市と同様の取扱を受くべきは法の精神上當然のことである。そこで此の趣旨に基き

同法は第十一條に於て、地方長官が區町村又は其の一部を指定して、本法の一部又は全部を準用し得べきことを規定して居る。大阪市の近郊に對しては、大正四年九月二十七日大阪府令第六十九號を以て、汚物掃除の準用區域を左の如く指定したのであるが、此の區域は市域擴張の際に、現に市街地化せる部分のみを編入せんとせる所謂市の第三案の區域と大體符合せるものであつた。

西成郡 今宮村、津守村字北島、傳法町、鷺洲町(新淀川以北を除く)、中津町(新淀川以北を除く)、豊崎町、稗島村(新淀川以北を除く)、歌島村(新淀川以北を除く)
東成郡 天王寺村、鶴橋町、中本町、鯉江町、北新開莊村(鯉江町)大字鳴野、榎並町大字野口及内代、南新開莊村(城東村)大字大今里

借地法及借家法施行地區 借地法(大正十年四月八日法律第四十九號)及び借家法(大正八年四月八日法律第五十號)は、都市に於ける住宅問題を解決する爲めに制定せられたものであるから、適用の範圍は自然産業都市としての實體を有する地域に限らるべきである。大正十年五月十三日勅令第二百七號に依る大阪市附近の借地法及び借家法の施行區域は、全く此の趣旨に基き殆ど都心としての飽和點に達する人口密度を有する部分を包容したのであつた。

大阪市
西成郡 今宮町、鷺洲町、豊崎町、中津町、傳法町
東成郡 鶴橋町、中本町、天王寺村

職業紹介所強制設置適格町村 職業紹介法(大正十年七月より施行)は、市町村は任意に職業紹介所を設置し得べきこと(第二條)、及び内務大臣は勅令の定むる所により市町村に職業紹介所の強制設立を命じ得ること(第三條)を規定し、同法施行令第一條は内務大臣の強制設立を命じ得べき市町村を左の如く指定した。

一、市
二、人口三萬以上の町村又は人口三萬未滿なるも内務大臣に於て特に職業紹介所の設置を必要と認むる町村
右に依り市及び人口三萬以上の町村は、一應公共の職業紹介を必要とする産業都市と見ることが出来るが、大正十三年に於て人口三萬以上の大阪市近郊の町村は左の如くであつた。
西成郡—豊崎町、中津町、今宮町 東成郡—鶴橋町、中本町、天王寺村

中央卸賣市場區域 大阪市及び其の近郊に對する大阪中央卸賣市場の區域は、中央卸賣市場法第一條の規定に基き、大正十二年十二月十三日農商務省告示第二百八十四號を以て次の如く指定

局名	管内市町村	局名	管内市町村
四貫島郵便局	大阪市、傳法町、稗島村	玉造郵便局	大阪市、中本町、神路村、小路村
大阪中央郵便局	大阪市、鷺洲町、中津町	高津郵便局	大阪市、鶴橋町、生野村
天満郵便局	大阪市、豊崎町、城北村(一部)	難波郵便局	大阪市、今宮町、津守村

特殊郵便區劃 郵政上特殊なる取扱の必要に基いて設定せられた區域には、例へば速達郵便取扱區域、市内小包及市内特別郵便取扱區域、市公金郵便振替貯金特別取扱區域の如きものがある。此等は社會生活上の緊密關係が郵政上に現はれたもので、行政區劃を超えた社會生活上の大大阪を示唆せるものと見ることが出來た。

速達郵便取扱區域—大都市の人口密集區域に於て、特に通信の敏速を必要とするのは自然の道理であつて、速達郵便制度の起つたのは此の理由に依るのである。大阪市附近の速達郵便取扱區域は、明治四十五年三月二十日遞信省告示第二百八十三號を以て定められたもので、大正十四年市域擴張の際迄に、大正九年及び同十三年に擴張せられたが、編入直前に於ては大體左の區域を包含したものと見てよかつた。

大阪市
西成郡 傳法町、鷺洲町大字大仁、浦江及字海老江新家、中津町大字下三番、光立寺及小島新田、豊崎町、玉出町、粉濱

東成郡 村、津守村、今宮町、北中島町大字宮原新家、稗島村字稗島新道
天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、神路村大字大今里、城東村大字鳴野及天王田、榎本村大字放出、鯉江町、榎並町、城北村大字善源寺、毛馬、友淵

市内小包及市内特別郵便取扱區域—市内小包と云ふのは、郵便規則(明治三十三年九月一日遞信省令第四十二號)第二十八條第一號前段に依り同一郵便區市内に於ける小包郵便に對して、其の料金に付き特別の定めあるものである。又市内特別郵便は通常郵便物特別取扱規則(明治四十四年二月一日遞信省令第三號)第一條の規定に依り、同一郵便區市内に於て印刷物の大量取扱(百通以上)に對し、特に低廉な料金の定めあるものである。二者何れも同一都市圏内に於ける此等郵便物の多量なることに基き特別扱を受くるものであつて、殊に後者の如きは都市文化の徵表とも目すべき印刷物の増加を示すものであるが、大阪市の地域擴張前に於ける特別取扱區域は左の如くであつた。

大阪市
西成郡 傳法町、鷺洲町大字大仁、浦江及字海老江新家、中津町大字下三番、光立寺、成小路及小島新田、豊崎町、玉出町、粉濱村、津守村、今宮町、西中島町大字川口、南方、柴島、濱及南方新家、北中島村大字宮原新家及大字蒲田字三國、神津町、稗島村字稗島新道
東成郡 天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、神路村大字大今里、城東村大字鳴野及天王田、榎本村大字放出、鯉江町、榎並町、城北村大字善源寺、毛馬及友淵、平野郷町、墨江村、住吉村、安立町、敷津村大字南加賀屋及村上

市公金郵便振替貯金特別取扱區域——市公金受拂の爲めにする郵便振替貯金特別取扱規則明治四十二年四月五日遞信省令第十五號第五條の規定に依れば、市公金納付の爲めに振替貯金の拂込を爲す場合は、納税告知書、徵稅傳令書及び賦課狀等を以て、振替貯金振込書に代用し得ることになつて居り、且つ此の取扱は特別の指定ある場合の外、市内の郵便局に限られるけれども、特別の指定あるときは市外にも之を及ぼし得るのであつて、此の特別取扱區域は大體に於て經濟上の力を示すものである。大阪市公金に對する特別取扱は、明治四十二年五月十七日告示第五百九號を以て市内に開始されて以來、次第に其の局數を増し大正十三年には其の所在地の東西兩成郡にあるものは其の數左の如く十局に及んだのであつて此等郵便局の所在地は即ち事實上の大阪市と目されるものであつた。

天下茶屋郵便局
鶴橋郵便局
本庄郵便局
萩ノ茶屋郵便局

勝間郵便局
十三橋郵便局
鳴野郵便局
天下茶屋常盤通郵便局

住吉郵便局
國分郵便局

大阪電話加入區域

電話規則(天正八年四月一日遞信省令第九號)第三條に依れば、電話加入區域は普通加入區域及び特別加入區域に分れ、特別加入區域内に於ては、電話接續料を納付するを要する(同

規則第五十二條第二項)も加入後は同一の電話區域として簡捷の取扱を受ける。之は通信の必要上市外の或る地域を市の一體として取扱ふものであつて、大正十三年に於ける大阪電話加入區域は左の如くであつた。

大阪市
西成郡 傳法町、中津町、鷺洲町、豐崎町、今宮町(一部)、津守村(一部)、稗島村、千船町、神津村、川北村、歌島村、
福村、西中島村
東成郡 鶴橋町、中本町、天王寺村(一部)、生野村、神路村、小路村、城北村(一部)、北百濟村

地域的獨占事業區域

公益企業中所謂地域的獨占事業に屬する最も普通なるものは、電氣事業、瓦斯事業、水道事業であつて、法律は電氣及び瓦斯事業に對しては供給區域を定め、水道にあつては市町村が其の區域内の住民に供給することを原則として居る。此等の三事業は何れも事業經營の成立要件として、相當な人口の集積、工業の發達等を前提として居るから、其の供給範圍は自ら其の地域の都市化を示すものと見ることが出来る。斯かる都市的な地域的獨占事業の對象としての大大阪の範域は左の如くであつた。

瓦斯供給事業——編入前に於ける大阪市近郊の瓦斯事業會社は、淀川以南の大阪市部を中心とする大阪瓦斯株式會社、堺市を中心とする堺瓦斯株式會社及び淀川以北の郡部を中心とする浪速瓦

斯株式會社の三社であつた。而して此等の各會社の當時の供給區域は左の如くであつた。

大阪瓦斯供給區域

大阪市 西成郡—今宮村、津守村(字荒島を除く)、傳法町、鷺洲村(新淀川以北を除く)、中津村(同上)、豊崎村、稗島村(新淀川以北を除く)、歌島村(新淀川以北を除く)、粉濱村、勝間村 東成郡—天王寺村、生野村、鶴橋村、中本村、鯉江村(大字布屋を除く)、北新開莊村大字鳴野、榎並村大字野江、大字内代、城北村大字友淵、大字毛馬、南新開莊村大字大今里、榎本村大字放出の内外島、北百濟村大字桑津、安立町、住吉村、墨江村大字長峽、大字濱口、大字南濱口、大字上住吉

堺瓦斯供給區域

堺市 泉北郡—船松村、向井村(大字西方屋を除く)、三寶村大字山本、大字南島 東成郡—住吉村(一部)、墨江村(一部)、安立町(一部) 西成郡—粉濱村(一部)

浪速瓦斯供給區域

西成郡—新淀川以北 豊能郡—庄内村、南豊島村、中豊島村、小曾根村、豊津村、豊中町、熊野田村、櫻井谷村、麻田、村、北豊島村、秦野村、池田町、箕面村 三島郡—吹田町、千里村、新田村、岸部村、山田村、味舌村、味生村、三宅村、鳥飼村、宮島村、王櫛村、茨木村、溝昨村、三箇牧村、富田町、高槻町、豊川村、福井村、三島村、春日村、安威村、亞武野村、芥川村、清水村、磐手村の中西國街道中心より五町以北を除きたる地域 兵庫縣川邊郡—川西町、西谷村切畑

上記の供給區域に依りて見るも、浪速瓦斯は當時に於ては北方郊外の町村を連ぬる地方的會社であつて、大體吹田町を中心とし、漸く大正十三年十二月に至つて、十三方面に供給を開始した

に止る(大正十四年十一月末現在供給戸數八六四戸)、従つて同會社の供給區域及び現實供給範圍は、都市部であると云ひ得ない。次に堺瓦斯の供給區域中には、大阪市の南方の郊外町村を含んで居るが、其の中現實に當時供給して居たのは次の各町村であつて、其の地域は既に都市化して居たのであつた(外に大阪住宅株式會社の田邊町中の松原住宅に瓦斯を供給してゐた)。

東成郡 住吉村、墨江村、安立町
西成郡 粉濱村

大阪瓦斯會社が前記供給區域中、大正十四年以前に於て大阪市以外に現實に供給せるものは左の各町村であつて、其の區域は既に都市化し、且つ大阪市と類似の生活状態を具えて居たのであつた。

東成郡 天王寺村、北百濟村、平野郷村、中本町、鯉江町、鶴橋町、城東村、生野村
西成郡 今宮町、玉出町、豊崎町、鷺洲町、傳法町、中津町

而して右の堺瓦斯の供給區域中、安立町、住吉村、墨江村、粉濱村は市域の擴張を理由として昭和二年大阪瓦斯會社に譲渡せられたのであるから、兎も角大阪瓦斯の當時現實供給地域及び後に其の一部に加へた部分は、大阪市と同質化してゐたものと云ふことが出来よう。

市水道供給區域—水道は市町村が之を施設し、其の行政區域内に給水するのが原則となつてゐるが、必要な場合には各市町村は條例の規定に基いて便宜市外給水を行つてゐる。市が市外給水

を行ふ場合は固より一定しないが、要するに人家稠密にして水道を必要とするも、其の町村では水道を敷設する能力のない時である。従つて市の給水區域は事實上の市域と一致するものではないが、漸次之に近かんとする傾向を示すものである。大阪市の市域擴張前の市外給水區域は左の如くであつた。

- 西成郡 西中島町、鷺洲町、傳法町、中津町、豊崎町、玉出町、今宮町、津守村、神津町、粉濱村、千舟町、稗島村、歌島村
- 東成郡 榎並町、鯉江町、城東村、中本町、鶴橋町、天王寺村、住吉村、城北村、敷津村、生野村、平野郷町、墨江村、榎本村、神路村
- 堺市

電気事業供給區域—電気事業の供給區域は一般に非常に廣大であつて、單一の都市を規準にしてゐない。従つて之を以て直ちに大阪市の實體的範域と見る譯には行かないが、尙一應は大大阪の範圍を示唆するものと云ひ得られやう。大阪及び其の附近に於ては次表の如く電気事業の供給區域が錯綜し、殊に動力に就ては大阪市、西成郡及び東成郡の殆んど全部に亘つて、大阪市、宇治川電気及び大同電力の供給區域が重複し、南郊に於ては南海電気鐵道、北方に於ては阪急及び阪神の兩電気軌道が電力供給區域を有して居るが、此等の供給區域の錯綜、重複は其處に大電

力市場を形成する産業都市たる大大阪の存在を暗示するものであつた。

大阪市附近電気供給區域重複表

市村	大阪市	阪急	阪神	京阪	南海	宇治電	大同	日電
傳法町	電燈電力					電力	以三馬力上	以三馬力上
鷺洲町	同	一部電力	一部電力			同	同	同
中津町	同	一部電力	一部電力			同	同	同
豊崎町	電燈電力					電力	同	同
玉出町	同					同	同	同
粉濱村	同					同	同	同
津守村	同					同	同	同
今宮町	同					同	同	同
西中島村	一〇〇馬力以上	一部電力				同	同	同
豊里村	一部電燈電力					同	同	同
大道村	一〇〇馬力以上					同	同	同
中島村	同					同	同	同
新庄村	同					同	同	同

法域の錯綜

第一の地域は市街地建築物法適用區域である。都市計畫區域と一致する此の一市六郡五十五ヶ町村を含む區域は、都市計畫法及び市街地建築物法が都市法制として有する特殊の意義に基き、大大阪の範域を考ふる場合に第一の類型を爲すものである。此の區域は現に市街化せることよりも、將來の發展を考慮に入れ、有機的近代都市としての大大阪を創設せんとするもので、一の理想型と見るべきものであつた。

第二は即ち大阪市及び東西兩成郡を含む地域であつて、具體的に此の地域を適用區域とするものは中央卸賣市場法のみであるが、多少之よりも廣い都市計畫法以外の總ての上記法域は此の地域内に含まれてゐた。此の地域内には特殊の目的を有する各法域が交錯對立しながら、大阪市を中心とする社會生活上同質性の地區が綜合的一帶を爲すので、特殊の意義を有するのである。

第三は大阪市と等しく現實に市街化する地域で、傳法、鷺洲、中津、豊崎、津守、今宮、稗島、天王寺、生野、鶴橋、中本、神路、城東、鯉江、城北の十五ヶ町村が即ちそれであり、玉出、粉濱、西中島、北中島、神津、小路、榎本、榎並、平野郷、北百濟、墨江、住吉、敷津の十三ヶ町村之に次ぐものと見られて居つた。

以上の如く大阪市には各種の都市的法域が錯綜しつゝも、錯綜の背後には自ら社會生活上の同質性を有する地域が存し、前者と相俟つてそれが市域擴張の目標となつたことは興味ある事實であつた。

一二 都市計畫區域の決定

大阪都市計畫區域は、近代的都市としての大大阪の範域を決定せるもので、之が決定の際大阪市の市域擴張の必要は既に十分認識せられてゐたのであつた。言ひ換へれば大阪都市計畫區域の決定は、實に市域擴張の前提を爲したものである。

而して大阪都市計畫の先驅を爲したものは、市區改正設計であつたから、大阪都市計畫區域の意義を解する爲めには、先づ大阪市區改正設計に依つて豫想せられた市外地の觀念が如何であつたかを知らねばならない。

大阪市區改正設計の確立 大阪市の異常なる發展に伴ひ其の接續町村の急激なる都市化に對し速に其の範域を統一して、都市的施設の對象とするの必要は夙に識者の間に認められてゐたので、大阪市では此の目的の爲めに大正六年四月都市改良調査委員會を設置し、極めて廣汎な範圍に亘つて都市改良計畫の基本的調査を行はしめた。但し之が實行期に入つたのは大正七年法律第三十